

長野市歴史的風致維持向上計画

(第 2 期)

(素々案)

目次

序章	はじめに		
1	計画策定の背景と目的	・・・・・・・・	1
2	計画期間	・・・・・・・・	1
3	計画の策定体制	・・・・・・・・	2
4	計画策定（変更）の経緯	・・・・・・・・	3
第1章	長野市の歴史的風致形成の背景		
1	自然的、地理的環境	・・・・・・・・	5
2	社会的環境	・・・・・・・・	9
3	歴史的環境	・・・・・・・・	14
4	文化財等の分布状況	・・・・・・・・	31
第2章	長野市の維持及び向上すべき歴史的風致		
1	歴史的風致に関する概要、分布状況	・・・・・・・・	49
2	歴史的風致の内容	・・・・・・・・	52
	（1）善光寺御開帳にみる歴史的風致	・・・・・・・・	52
	（2）善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致	・・・・・・・・	59
	（3）戸隠信仰にみる歴史的風致	・・・・・・・・	70
	（4）戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致	・・・・・・・・	
	（5）城下町松代と松代道にみる歴史的風致	・・・・・・・・	82
	（6）大室古墳群にみる歴史的風致	・・・・・・・・	93
	（7）鬼無里の伝統的祭礼に見る歴史的風致	・・・・・・・・	98
第3章	長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針		
1	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	・・・・・・・・	104
2	既存計画（上位、関連計画）との関連	・・・・・・・・	107
3	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	・・・・・・・・	119
4	歴史的風致維持向上計画の推進体制	・・・・・・・・	121
第4章	重点区域の位置及び区域		
1	重点区域の位置及び区域	・・・・・・・・	123
2	重点区域の指定の効果	・・・・・・・・	127

3	重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	・	128
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項			
1	長野市全体に関する事項	・	138
2	重点区域に関する事項	・	143
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項			
1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	・	147
2	事業	・	148
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針			
1	歴史的風致形成建造物の指定の方針	・	149
2	歴史的風致形成建造物の指定基準	・	149
3	歴史的風致形成建造物の指定及び候補	・	149
4	歴史的風致形成建造物指定一覧	・	150
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項			
1	歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方	・	151
2	個別の事項	・	151
3	届出が不要の行為	・	152

序章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境（以下、「歴史邸風致」という。）を向上することを目的に平成 20 年（2008）5 月に制定された。

本市では、歴史まちづくり法に基づき長野市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成 25 年（2013）4 月に国の認定を受けた。以降、11 年にわたり伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。

この間、道路美装化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や伝統的な祭礼で使われる屋台の補修、文化財の保存整備などを進めてきた。また、戸隠地区の中社区、宝光社区の一部は、戸隠信仰の宿坊群と門前町としての町並みが、平成 29 年（2017）2 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、日々の暮らしに根差し周囲の環境と一体になった特色ある景観、地域の歴史や文化、伝統を見つめ直し、これらを守り伝えようとする意識が住民の中に定着し、ガイド活動、まち歩き、茅場整備、パンフレット発行、講座開催など住民主体の活動が積極的に行われてきた。

現在、少子高齢化や世代交代の進展などにより、伝統的な祭礼の担い手不足や歴史的建造物の滅失が進み、これまで継承されてきた歴史的風致の維持が、困難になりつつある。多くの方に本市の歴史的風致を知ってもらい、訪れてもらうことで、住民の地域への自信と誇り、愛着が増し、また、地域全体が輝き、伝統的な祭礼や街なみの継承につながることを期待される。

引き続き、暮らしに息づき受け継がれてきた地域固有の歴史や文化、伝統、また、風情あるまちなみを生かし歴史まちづくりを進めていくため、策定を進めている長野市文化財保存活用計画と連携をとり、本市の歴史的風致の維持と一層の向上を目指し長野市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）を策定する。

2 計画期間

令和 6 年（2024）度から令和 13 年（2031）度まで

3 計画の策定体制

(1) 策定体制

事務局であるまちづくり課、文化財課が中心となり、第1期計画の評価を踏まえ、庁内組織及び法定協議会の長野市歴史的風致維持向上協議会のほか関係する附属機関への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見の募集を経て、本計画を策定した。本計画の策定体制は、以下のとおりである。



(2) 法定協議会

歴史まちづくり法第11条第2項において法定協議会の構成員は、市町村、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、歴史的風致支援法人、都道府県、重要文化財等の所有者、学識経験者、その他市町村が必要と定める者となっている。

本市の協議会の構成員は以下のとおりである。

区分	分野など
学識経験者、 団体等	建築、建築史、郷土史、 商工団体、観光団体、地域の伝統行事保存団体
地域の代表者	重点地区の住民自治協議会
行政	県 文化財部局、景観・まちづくり部局 市 文化財部局、景観・まちづくり部局

4 計画策定（変更）の経緯

(1) 第1期計画

日付	手続き	内容
平成25年(2013)3月7日	計画の申請	
平成25年(2013)4月11日	計画の認定	
平成26年(2014)3月10日	計画の変更認定申請	
平成26年(2014)3月31日	計画の変更認定	
平成27年(2015)2月27日	計画の変更認定申請	
平成27年(2015)3月27日	計画の変更認定	
平成28年(2016)3月18日	計画の変更認定申請	
平成28年(2016)3月31日	計画の変更認定	
平成29年(2017)3月23日	計画の変更認定申請	
平成29年(2017)3月31日	計画の変更認定	
平成30年(2018)3月12日	計画の変更認定申請	
平成30年(2018)3月29日	計画の変更認定	
平成31年(2019)3月5日	計画の変更認定申請	
平成31年(2019)3月29日	計画の変更認定	
令和2年(2020)3月2日	計画の変更認定申請	
令和2年(2020)3月24日	計画の変更認定	

令和3年(2021)2月26日	計画の変更認定申請	
令和3年(2021)3月15日	計画の変更認定	
令和4年(2022)2月25日	計画の変更認定申請	期間1年延長
令和4年(2022)3月29日	計画の変更認定	
令和5年(2023)3月31日	計画の軽微な変更届出	

(2) 第2期計画

日付	会議名など	内容
令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について
令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について
令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について
令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子素々案
令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子素々案
令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会	策定について
令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	計画素々案

第1章 長野市の歴史的風致形成の背景

1 自然的、地理的環境

(1) 位置

長野市は、日本のほぼ中央にある長野県の北部に位置する。東西 36.5km、南北 41.7km、面積は約 834.85 km²。標高の最高地点は、新潟県境に位置する高妻山の 2352.8m、最低地点は市の北東部に位置する千曲川下流端の 327.4mで、標高差は 2025.4m である。

長野市は、北西部の山地と南東部の長野盆地側で大きく地形が異なっている。北西部は標高 2000m を超える急峻な戸隠連峰、標高 1200m 以下の地すべりの多い比較的なだらかな山地があり、その山地を裾花川や土尻川が東へ流れ、犀川に合流する。犀川は、市の西側からほぼ東に向かって山地の中を蛇行しながら流れ、やがて千曲川に合流する。千曲川は市内を南西から北東方向に流れる。3つの川の合流点の周辺一帯は善光寺平と呼ばれる盆地であり、河川の氾濫でできた平地が広がる。



(2) 地勢

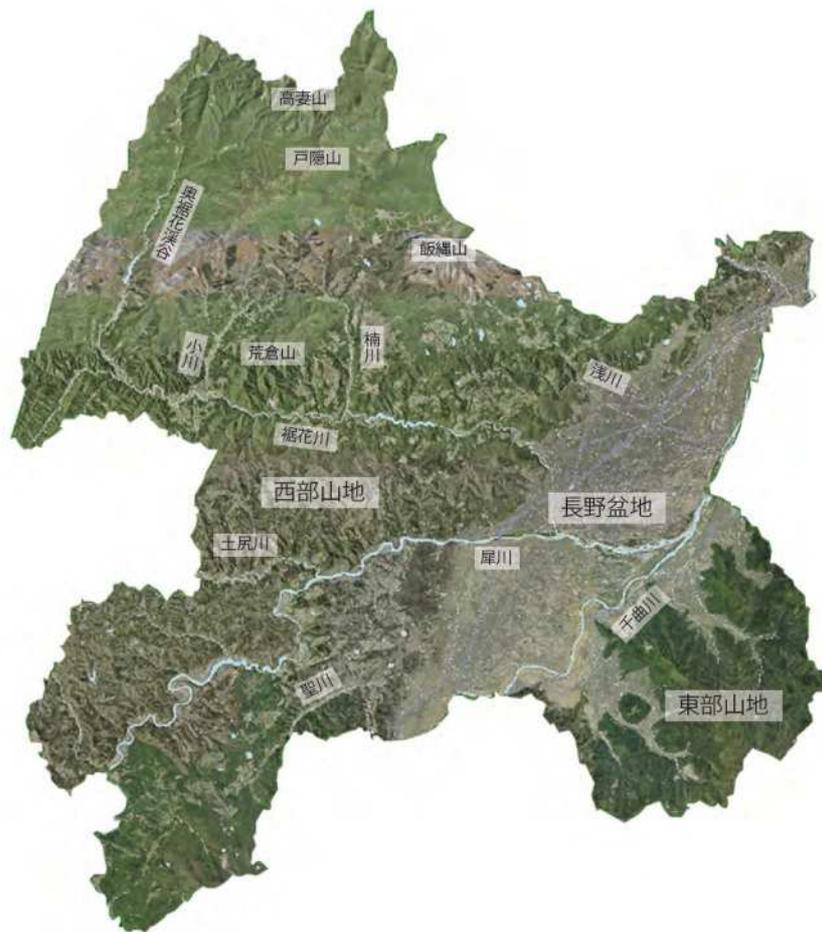
長野市は、地形的に中央の長野盆地とその東西にある西部山地と東部山地に大別される。

この一帯は北部フォッサマグナ地域に含まれ、その海だった場所に堆積した新第三紀層がこれらの山地を構成している。西部山地の北には第四紀火山である飯縄火山が位置し、その山体や山麓は火山噴出物で構成される。長野盆地の周辺にある皆神山や髻山なども第四紀に噴火した小規模火山である。中央部にある長野盆地は、第四紀の中ごろから長野盆地西縁断層の活動が活発化して落ち込んだ部分で、そこに千曲川や犀川・裾花川等が運んだ河川性ないしは湖沼性の堆積物が堆積している。

西部山地は、約 1000 万年から 200 万年前にかけて、海底に堆積した泥、砂、礫などの地層や海底火山の噴出物である溶岩や凝灰角礫岩類が分布する。西部山地は、現在も隆起を続ける地域で、硬い地層である溶岩や凝灰角礫岩類でできた戸隠連峰や虫倉山系、富士の塔山から三登山にかけての部分は、険しい山地をつくる。これらの海成層からは、日本の石油産業の発祥の地ともなった浅川産の石油や、市内各地から海生の貝類をはじめ各種の化石を産出する。また、雪の多い戸隠連峰から流下する裾花川は水量も多く、この地域が隆起を続けていることもあって浸食が進み、地層が連続して露出している。地層の積み重なりや化石の産出状況、各種の堆積構造、風化・浸食でできた構造や地形を学ぶことができる。

東部山地は、西部山地より古い約 2000 万年から 1000 万年前の地層から構成されている。海底火山の噴出物や深い海に堆積した泥岩層などからなる。その後、約 1000 万年前から、地下からマグマが入り込んできて、硬い岩石（石英閃緑岩類）ができた。それらは、現在の温泉の熱源ともなっている。東部山地の硬い地層や岩石は、大室古墳群や松代城の石垣に使われ、松代大本營の立地条件ともなっている。この山地の北部には、四阿山から志賀高原にかけての第四紀火山が噴出した。

長野盆地の西縁部に活断層帯があり、西部山地の隆起と長野盆地の沈降をもたらしている。長野盆地西縁部の丘陵には、断層の動きで長野盆地が湖となったことを示す豊野層も分布する。この活断層は善光寺地震の震源ともなった。この断層の動きで、犀川や裾花川などが扇状地をつくった。この扇状地の扇央部に善光寺は立地し、その南側には門前町が栄え、中心市街地となってきた。長野盆地の沈降は今も続いており、河川が流れ込み氾濫原を形成している。この河川の運んだ土砂の自然堤防の部分が「島」と呼ばれる微高地になっており、集落が形成されてきた。



(3) 気候

本市は周囲を山地に囲まれる盆地地形であると同時に西部山地を構成する戸隠連峰や飯縄山などが日本海から北西の季節風を遮る地形となっているため、内陸性気候の特徴が顕著にみられる。気温は年間の寒暖差が大きく、夏期の最高気温は8月の平均気温で31℃まで上がり、冬期の最低気温は1月で-4℃以下まで下がる。日較差も年間を通して大きく、特に4月は12℃を越える寒暖の差がある。雨は夏季に多いものの、年間を通して降水量が少ないのが特徴で、2022年を例にとると長野地方気象台での年間降水量は1023mmで、日本の平均降水量(1661mm)：



1991年から2020年の平年値)をかなり下回る。

一方で、市の北西部、戸隠・鬼無里地区の新潟県境付近では積雪が多く、日本海側気候を示す。高妻山をはじめとする高山が連なり、夏季の6月から9月にかけても降水量が多く、鬼無里地区では年間降水量は1415 mm(2022年)にも達する。

(4) 自然

長野市は、市域が広大であるために、地域ごとに異なる自然がみられ、全体として高い多様性をもつ自然となっている。地形的には「山地」、「中山間地・扇状地」、「平地・河原」に分けられる。市内の自然の特徴は以下のようになる。

山地

飯縄山をはじめとし、西岳～戸隠山～高妻山～乙妻山に至る戸隠連峰、さらに堂津岳から中西山に至るまでの北安曇郡との境となる山々とそれらに囲まれた裾花川源流域。これらの山々には、飯縄山や高妻山への登山者のほかは、ほとんど人が入らない。市内でもっとも標高が高く、積雪も多い地域で急峻な地形をなす。多雪地域に適応したトガクシソウなど「トガクシ」が種名につく植物がみられ、多くの新種が確認されてきた。しかし、急峻な地形のため十分な調査が行われてきたとは言えず、今後も新たな発見の可能性がある。手つかずの広大な自然が残る地域で、貴重な自然遺産と考えられ、妙高戸隠連山国立公園にも指定されている。

中山間地から扇状地

市域において最も広い面積を占め、長い年月にわたって人手が加わって成立してきた自然となっている。人間の活動が、適度な攪乱となって多様性の高い自然を形成してきた。コナラやカスミザクラなどを主とした落葉広葉樹林やアカマツ林など人手の加わった二次林が分布し、そこに水田や畑地、草地、集落などがモザイク状に入り組んでいる。

さらに、地質・地形的な特徴や河川が分布境界となって、市内の各地域で動植物の違いがみられる。里山地域は、地すべり地で生じる湧水や緩斜面を利用し、棚田がつくられてきた。また、降水量が少ないこともあって各地でため池が築造されてきた。

盆地の平坦部

千曲川は、善光寺平に入ると河川勾配が緩やかとなり蛇行している。瀬・淵・ワンド・たまりなど多様な環境があり、そこに特有な動植物が生息・生育する。犀川は西山山地から善光寺平に入ると大きな扇状地を形成し、砂礫がつくる河原となっている。安茂里地区におけるコムラサキの集団ねぐらやコアジサシなどの礫河原に営巣する鳥類にとって、重要な生息地域となっている。

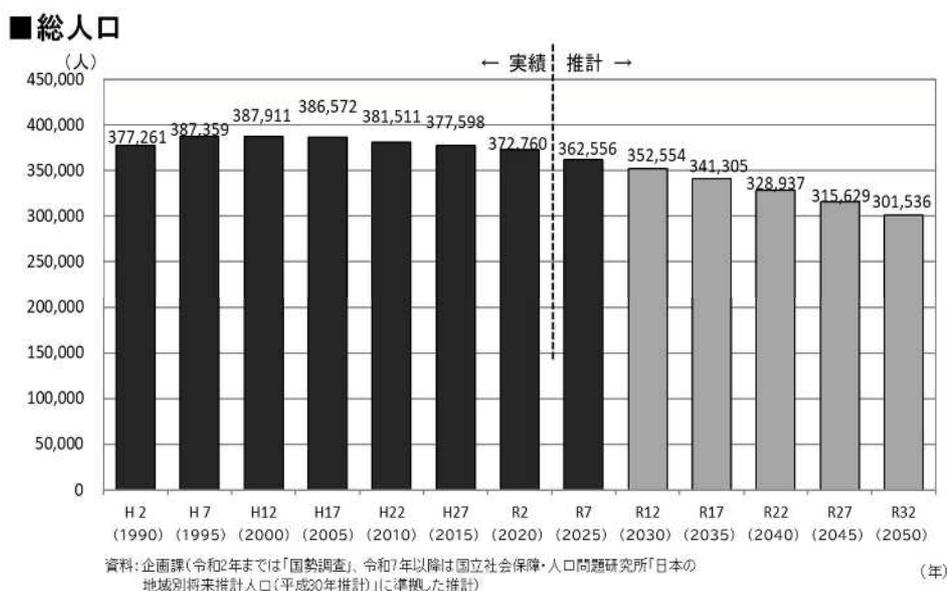
かつての千曲川が蛇行していた跡（河跡湖）の金井池、冬季にカモ類などが渡ってくる辰巳池などのため池、さらにホテルの生息する八幡川などの水辺環境があり、いずれも市街地のオアシスとして貴重な存在になっている。千曲川や犀川に代表される河川の周辺も独自の自然が残る地域である。

2 社会的環境

(1) 人口動態

ア 人口・世帯数

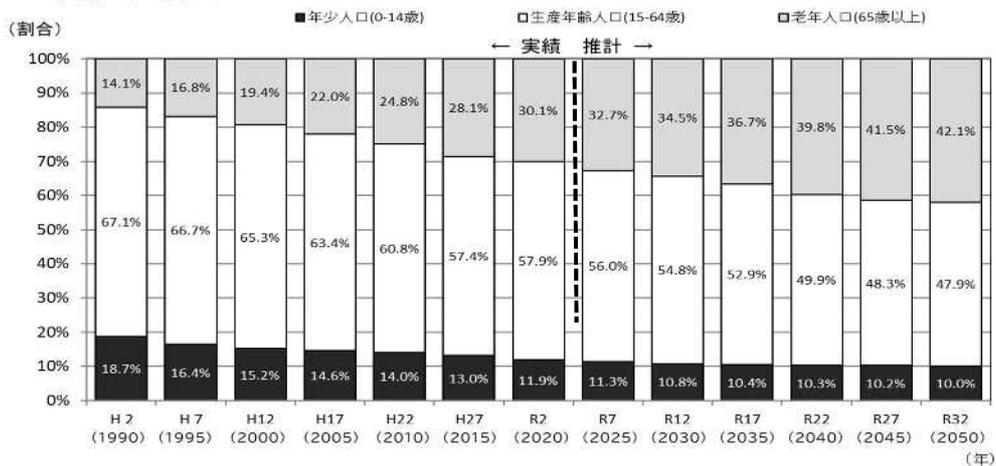
長野市の人口のピークは、平成12年の387,911人で、それ以降は減少に転じている。今後も人口が徐々に減少していくとともに、旧合併市町村を含めた周辺地域の人口減少と、その受け皿となる長野市街地への人口流入が続いていくと予想される。また県外（特に東京）への人口移動が傾向として見られる。



イ 年齢区分別人口

年齢構成をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがわかる。平成22年の老年人口の割合は24.8%であったが、令和2年には29.8%となり、10年間で5%、人口比で16,853人増加している。

■ 年齢3区別人口



資料：企画課(令和2年までは「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠した推計)
注：実際には、年齢不詳が含まれていないため、3区分の合計が必ずしも100%にならない。

ウ 地域別人口

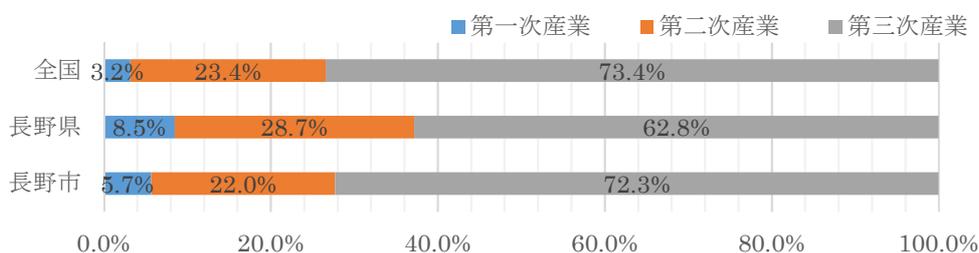
地域別人口を見ると、長野地域(19地区)の人口が最も多く、篠ノ井、更北、川中島、松代、若穂、豊野、信州新町、戸隠、信更、中条、七二会、鬼無里、大岡と続く。平成27年から令和2年にかけての増減率は、川中島地域まではほぼ増減が無いが、それ以降は減少に転じており、特に鬼無里地域は-15.2%と最も高くなっている。

(2) 産業

ア 産業別就業者数

本市の第二次産業としては、食料品、出版・印刷、電子デバイス・情報通信機器関連などを中心に発展を続けてきたが、国際的な競争力が求められるにつれ、第三次産業が約7割を占める状況へと変化している。

総生産の産業別構成比



資料：令和2年度国勢調査

イ 観光

善光寺とその門前町は、古くから信仰の中心として全国の人々に親しまれ、周辺に広がる宿坊・仲見世などが観光の中心としてにぎわいをみせている。とりわけ、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳の年は、例年に比べて飛躍的に観光客が増加する。真田十万石の城下町である松代は、当時の面影を残した歴史的建造物が数多く点在している。これらの地域の観光資源を、住民自らが守り育てようと、「エコール・ド・まつしろ」などの取り組みが始まり、現在も、様々な団体がそれぞれの活動の中で、訪れる観光客をもてなしている。戸隠・鬼無里をはじめとした地域は、豊かな自然環境の中に、古くから伝わる様々な歴史・文化・芸能があり、秘められた観光資源が残されている。

令和2年からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況により、海外からの渡航や国内の往来に制限が度々かかることがあり、長野県及び長野市の観光地延利用者数が落ち込んでいる。



出典：長野県「観光地利用者統計調査」

ウ 土地利用

人口減少の進行など社会情勢の変化による中心市街地の空洞化の進行、低・未利用地や空き家の増加などから都市的土地利用（住宅地、工業用地、店舗等）の需要が減少している。

農業の担い手不足による荒廃農地の増加、木材価格の低迷等に伴い適切施策がされない森林が増加していることなどから、農林業的土地利用の需要も減少している。

土地利用の状況

①土地の利用区分別面積（令和3年4月現在）

土地の利用区分		面積 (ha)	構成比 (%)
農地		8 0 1 0	1 0
	田	2 2 6 0	
	畑	5 7 5 0	
森林		5 3 4 6 8	6 4
原野等（原野・採草放牧地）		8 5 2	1
水面・河川・水路		2 9 2 2	3
道路		3 7 4 5	4
住宅		6 5 0 3	8
	住宅地	4 4 6 1	
	工業用地	1 9 2	
	その他の宅地	1 8 5 0	
その他		7 9 8 1	1 0
市全体		8 3 4 8 1	1 0 0

②関係法令に基づく計画区域面積（令和3年4月現在）

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域面積 (ha)	
都市計画法	都市計画区域	2 1 5 4 1	市域の約 26%
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	4 3 5 3 6	市域の約 52%
森林法	地域森林計画対象民有林	4 1 4 4 5	市域の約 50%
自然公園法	国立公園区域	1 0 2 0 4	市域の約 12%

エ 交通

長野市は明治4年以来、長野県の県庁所在地として発展を遂げ、官庁、金融機関、事業所などの都市機能の集積に伴い、活発な人的交流と情報が集中する中核都市として発展してきた。

善光寺門前に位置する長野市の中心市街地を中心に、道路と鉄道が整備されている。道路は長野市から名古屋市へ伸びている国道19号と群馬県高崎

市と新潟県上越市を結ぶ国道 18 号が交わる交通の結節点となっている。市内南部松代地域には、東西に上信越自動車道が走っており、長野 I C と市街地は国道 18 号と主要県道によって接続されている。

鉄道は平成 9 年 10 月に JR 東京駅から JR 長野駅間において長野新幹線が開通し、首都圏から訪れる観光客の利便性が向上した。さらに平成 27 年に金沢駅まで延伸したことで北陸方面からの観光客の利便性が向上し、北陸新幹線に改められた。在来線としては。飯山市につながる JR 飯山線、松本市につながる J R 篠ノ井線、軽井沢町につながるしなの鉄道しなの鉄道線、上越市につながるしなの鉄道北しなの線があり、山ノ内町を結ぶ長野電鉄長野線がある。



3 歴史的環境

(1) 旧石器時代～弥生時代

ア 長野盆地の黎明

長野市域の東部山地・西部山地に10か所の後期旧石器の遺跡があり、飯綱高原の上ヶ屋遺跡では多様な石器がみられ、地域交流の様子がうかがえる。

縄文時代、後氷期の気候変動で豊かな落葉広葉樹林の森ができ、食糧になる堅果類が豊富になった。シカ・イノシシなどの中・小型動物が繁殖し、千曲川とその支流は、回帰するシロザケ・サクラマスと淡水魚の宝庫であり、重要な食糧源となった。市域南部の若穂保科の宮崎遺跡からはシカの角製の銚やサメの椎骨を利用した耳飾りが出土する。この頃の平地は河川の流路が頻繁に変わる氾濫原であり常住が難しい場所であったが、千曲川河岸の地下4mからは縄文時代前期の集落が発見されており、縄文人が山地から長野盆地の中州や自然堤防、扇状地に進出したことが確認されている。

イ 赤い土器のクニ

平地での水田耕作は弥生時代中期後半に本格化し、千曲川の自然堤防上に集落を構え、後背湿地に水田を作る現在につながる原風景が成立した。稲作農耕は社会の仕組みそのものを大きく変え、ムラ同士の抗争も生まれた。市域東南部の松代にある松原遺跡には環濠集落が展開したが、環濠集落は弥生時代に覇権をめぐる市域内で抗争があったことを示している。

弥生後期の長野市域を特色づける土器は、出土地の箱清水に因み「箱清水式土器」と呼称されている。これは、壺・鉢・高坏型土器の表面をベンガラで赤く塗る「赤い土器」で、千曲川・犀川流域に広く分布し、地域色の強い「赤い土器のクニ」と呼ばれる文化圏を形成していた、と考えられている。

(2) 古墳時代～平安時代

ア 巨大古墳と積石塚古墳

古墳時代の前期末頃には、近畿の大型前方後円墳と同じ造りの大型の前方後円墳が長野でも築造された。その代表的な例は、篠ノ井の川柳将軍塚古墳であり、この地域を治める「王」が代々存在し、大和政権とのつながりを示す緩やかな政治圏が広く形成されていたことを示唆している。

古墳時代中期後半になると、大型前方後円墳をつくった地域王権から独立した中小豪族の古墳が千曲川流域の各地に造られた。これらの特色は、血縁関係者に継承される古墳が継続的に複数造られ、古墳群を形成したことにある。千曲川右岸の松代地域では積石塚と合掌型石室の存在を特徴とする総数500基余の大室古墳群がある。



イ シナノから信濃国へ

川柳將軍塚古墳出土の装飾品

大化の改新（645年～650年）以降の律令制のもと、天武・持統朝に全国を60余の「国」に分ける政策によってシナノは科野国として成立した。科野国はまた、律令制で定められた五畿七道のうち東山道に区分され、越の蝦夷に備えるための前線に位置していた。そのため科野国はヤマト王権にとって重要な地として、天武朝には科野への遷都計画がたてられ、持統朝では天候不順が長く続いた持統紀5年に「須波神」と「水内の神」に勅使を派遣させた記録が残されている。東山道は当時の行政区画のひとつであるとともに、畿内から陸奥国に至る東山道の諸国国府を結ぶ政治的、軍事的な道の呼称でもあった。市域には北陸道へとつながる東山道の支道が確認されるが、これも対蝦夷対策の道とも指摘されている。

その後和銅6年（713）に出された諸国の国名を縁起の良い二文字に改めさせる令により、国名が「信濃」へと変更された。国の下には郡が置かれ、信濃には10の郡が置かれた。そのうち北信濃には水内郡、埴科郡、更級郡、高井郡の4郡が置かれた。律令制以前国造としてシナノ国を治めていたシナノ国造は、律令制下では金刺舎人や他田舎人と名乗り、郡司層として在地支配を担った。

ウ 中世への胎動

8～9世紀には天候不順や自然災害が多く記録されるようになる。近年の発掘調査でもその痕跡が確認されている。この時期は相続く災害により古代の水田が荒廃し、人々も逃散するなど律令制下の既存の権力が揺らぐ一方で、その混乱の中で富を蓄積させた有力者が現れた時期である。

この頃長野盆地で進められた条里水田の再開発などは、台頭してきた富裕者層や郡司を国衙が組織して進めた事業であったと考えられる。篠ノ井東福寺、川中島御厨の南宮遺跡は当時勢力を持ちつつあった有力者を中心とする

集落であった。

10 世紀頃になると全国的に摂関家藤原氏への寄進地系荘園が増加する。市域でも、千田荘、英多荘、芋河荘、太田荘などが成立した。

エ 古代の長野盆地の社寺

現在、若穂保科の清水寺、稲葉の観音寺、安茂里の正覚院、稲葉の地藏院、千曲市の観龍寺、智識寺などには平安時代の観音像が残されている。これらは当時市域に存在していた荘園とのつながりによるものと想定され、長野盆地でも全国的な観音信仰の広がりとともに霊場が形成されたことがうかがえる。10 世紀後半以降は末法思想の影響で豊野町の鷲寺や篠ノ井の長谷寺などで経塚が作られるようになるなど、北信濃一帯における観音信仰や末法思想の広がりから、善光寺信仰や戸隠信仰が生まれたことがうかがわれよう。

長野市の代表的な社寺である善光寺と戸隠神社（奥社・中社・宝光社・九頭龍社・火之御子社）の名が文献に現れるようになるのは平安時代に入ってからである。善光寺は 10 世紀に成立した『僧妙達蘇生注記』が初出とされる。戸隠山は平安初期には戸隠が山岳密教の霊山として注目されていたが、文献では 11 世紀初め、歌人の能因法師がまとめた『能因歌枕』の中に信濃の歌枕の一つとして「とがくし」があげられており、この頃よりその存在が中央にも認め知られるようになってきたことがわかる。

オ 横田河原の戦い

平安時代末頃には荘園の荘官のなかで武力によって勢力を伸ばす者が現れ互いの勢力の伸長を巡って戦さが繰り広げられるようになって行く。そうした時代にあって、武力で藤原氏に代ったのが平氏であった。信濃国も平家方の武士が有力であったが、治承 4 年（1180）9 月、平家追討のために、木曾義仲が挙兵し、京を目指して北上した。木曾義仲は挙兵後、すぐに市原合戦（善光寺合戦）で平家方の笠原頼直を討ち、翌年の養和元年（1181）6 月には、越後の城助茂（長茂）を篠ノ井横田の地で破った。（横田河原の戦い）。

（3）鎌倉時代～戦国時代

ア 善光寺門前町の成立と発展

善光寺は、治承 3 年（1179）に焼失したが、源平合戦に勝利した源頼朝の命によって 10 年後の建久 2 年（1191）に再建された。鎌倉幕府の主導によ

る善光寺再建は、有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造の流行を呼び、鎌倉時代後期になると善光寺信仰は全国各地へ広がった。それに伴って善光寺への参詣路も整備された。鎌倉時代後半に成立し浄土宗の教えを弘めた『一遍聖絵』は、三国伝来の如来信仰の聖地として当時の善光寺や門前の賑わいを余すところなく伝えている。この時代に善光寺に参詣したことが記録からわかる人物には源頼朝をはじめとして一遍、久我雅忠の娘二条、他阿真教などがおり、伝承としては親鸞の名も伝えられている。

イ 戦乱の時代

鎌倉幕府が滅亡すると、北条高時の遺児、北条時行が諏訪氏を頼って挙兵し、八幡河原、篠井河原、四宮河原で信濃守護小笠原貞宗方と戦った。

室町時代になると濃国守護に任じられた小笠原長秀に在地の国人領主らが反発し、応永7年（1400）には、信濃国に入国した小笠原長秀に対し、東北信地方の国人領主たちが一揆を結び反抗し、篠ノ井塩崎・二ツ柳周辺を戦場に長秀軍を敗退させる大塔合戦が起こっている。

戦国時代になると北信濃は領地争奪の場となる。特に武田と上杉による川中島の合戦は北信濃一帯を戦場に、複数回にわたって戦いが繰り広げられたとされる。この合戦により善光寺の本尊や仏具そして衆徒までもが、武田・上杉両軍によって持ち去られ、門前町が衰退するなどこの地に大きな影響を与えた。善光寺如来は弘治元年（1555）に武田方によって善光寺から移され、以来慶長3年（1598）に豊臣秀吉の命によって京都方広寺から善光寺に戻されるまでの約40数年間、そのときどきの権力者の意向によって各地への流転を余儀なくされた。

なお、川中島の合戦の際、武田方の拠点として松代に造られた海津城は、江戸時代に入ると川中島四郡（高井郡・水内郡・更級郡・埴科郡）を治める信濃国最大の領国の中核として発展していく。

（4）江戸時代

ア 交通運輸

江戸時代になると主要五街道に次ぐ脇街道として北国街道が整備された。北国街道は追分宿（軽井沢町）で中山道から分岐し、矢代宿（千曲市）を過ぎて二つに分かれる。一つは、丹波島宿～善光寺宿～牟礼宿（飯綱町）に至るルート。もう一つは、松代城下町を通り、福島宿（須坂市）～長沼宿～牟

礼宿に向かうルートであった。長沼城と松代城を結ぶ後者は戦国時代から江戸時代初期における主要ルートであったが、次第に善光寺町を通るルートが主となっていき、松代道は犀川の洪水による舟留めの際の迂回路として利用されるようになった。北国街道の発展はそれに接続する大笹街道や三原道、峰街道といった脇往還の発展も促した。また江戸時代後半には千曲川や犀川で舟運が開通し、陸上交通とともに江戸時代の物流の一翼を担った。

一方、江戸時代「山中」と呼ばれた長野盆地西部中山間地域での交通の要衝だったのが鬼無里である。鬼無里は松代、戸隠、高府、安曇野に通ずる道の分岐点であったため、早くから六斎市として市の開設が許可され、その後には九斎市となった。これらの市は今の鬼無里町地区に立ち、ここで主に麻、楮、和紙が取り扱われた。鬼無里にある土倉文珠堂は白馬からの山越えの道沿いに建ち、内陣には幕末から明治にかけてこの道を行き交った人たちの落書きが記されており、往時の賑わいの一端をうかがうことができる。

イ 真田十万石の城下町松代

江戸時代、長野市域の大半は松代藩領で占められ、そこに善光寺や戸隠山といった寺社領、飯山藩領、須坂藩領、上田藩領、塩崎知行所などが所在した。

信濃国の中で最も規模が大きかった松代藩の政庁である松代城は、川中島の戦いの際、武田信玄が築いた海津城がそのはじまりとされる。その後、領主の移り変わりと共に、城将・城代などが入れ替わり、それに伴い城下町も整備され、松代城は北信濃支配の拠点として重要な役割を担うようになっていった。

元和8年(1622)真田信之が上田から松代へ移封され、松代藩真田家の初代藩主となると、既に形作られつつあった松代城下町に上田から真田家ゆかりの寺社を移して城下に組み込み、町を再編成していった。以来、真田家は明治の廃藩まで10代、約250年にわたり、松代藩主をつとめた。

真田家は代々学芸を好み、領民を感化した。そうした気風によって、幕末明治初期、時代をリードした佐久間象山や長谷川昭道ら多才な人物が松代から輩出された。

ウ 善光寺の再建と善光寺町の繁栄

川中島の合戦で、善光寺如来が持ち去られ、善光寺の門前町も衰退した。善光寺に、再び善光寺如来が戻されたのは、40余年後の慶長3年(1598)で

ある。その後、江戸幕府開府に伴い、徳川家康より寺領千石の寄進を受け、次第に復興を遂げたが、善光寺の本堂が幾度か火災で焼失するなどの災難が重なった。しかし、そのような中で元禄5年（1692）に本格的な本堂再建計画が始まる。資金を調達すべく三都で出開帳を催し、工事に際しては本堂が類焼しないように門前町から北へ移すこととし、新敷地を造成したが、元禄13年（1700）に町家から類焼し、建築中の本堂も集積した用材とともに灰燼に帰した。これをうけて江戸幕府は再建を援助すべく、善光寺に全国を回る回国開帳を許可し、松代藩に造営奉行を用命した。5年に及ぶ出開帳は成功し、宝永4年（1707）に本堂が落成した。この出開帳は善光寺の信仰を全国に広めることにもなった。

回国開帳を契機に参詣者が増大すると、信濃へ入る道は全て善光寺道と呼ばれ、路傍には善光寺を指し示す道標が建てられた。善光寺の各院坊では信者を宿泊させ、世話をするとともに、全国各地に善光寺講が組織され、門前は全国から来る参詣客を迎えることで繁栄をみせた。

全国を巡る回国開帳はこれを契機として、延享4年（1747）～寛延元年（1748）、安永9年（1780）～天明2年（1782）、寛政6年（1794）～寛政10年（1798）の4回行われ、これらの出開帳で得られた資金を基に境内の整備が進められた。

エ 戸隠神社と戸隠信仰

嘉祥2（849）年に学門行者によって開山されたとされる顕光寺（現在の戸隠神社）は、本院、中院、宝光院からなる天台宗寺院で、江戸時代以前から多くの修験僧が修行に訪れる山岳信仰の聖地として栄えた。江戸時代に入ると戸隠の地主神とされていた九頭龍権現が農業神として庶民の信仰を集めたため、各院の宿坊では各地に代参講を組織し、参詣者を迎え善光寺と同様に信者を宿泊させた。また戸隠の御師が各地にある得意先の代参講に出向いて戸隠信仰を広めていった。

明治時代に入ると廃仏毀釈によって天台宗の僧は還俗して神職となり、現在の奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなる神社組織に変わってゆく。

オ 善光寺地震

江戸時代末の弘化4年（1847）3月に北信濃を襲ったマグニチュード7.4と推定される地震は、甚大な被害をもたらした。このとき善光寺では御開帳

が行われており、全国から多数の参詣客が集まっていた。参詣客も、地震によって倒壊する家屋の下敷きや各所で発生した火災に巻き込まれ、数千人の犠牲者が出たとされる。また地震により信更村涌池にあった虚空蔵山が崩れて犀川を堰き止め巨大なダム湖を作った。このダム湖は地震発生から20日後に決壊し、川中島平一帯の人家を押し流す大洪水をひき起こした。洪水による犠牲者供養の石碑や洪水の痕跡を今も見ることができ、災害の規模の大きさを物語っている。

(5) 明治時代～昭和20年

ア 長野の近代化

明治4年(1871)6月、中野県庁を善光寺町に移し「長野県」と改称する太政官布告が発せられ、7月、仮庁舎で執務を開始した。同月、廃藩置県によって松代藩は松代県となるが、11月、東北信6郡の7県すべてが長野県に編入された。その後明治9年(1876)には筑摩県を廃し中南信4郡を合併し、旧信濃国10郡すべてが長野県となった。善光寺が所在する長野村は、「県都」として市街の近代化が急速に進められた。明治7年(1874)に長野町となり、明治22年(1889)の町村制施行で周辺3町1村を合併し、明治30年(1897)には県下最初の市制を施行して長野市となった。

明治21年(1888)に鉄道が開通されるとそれまでの貨物輸送量が急速に増加し、商品流通が活発となり、商工業が発展し近代的市街地が形成された。大規模敷地を要する官庁や文教施設は市街地縁辺部に設置され、市街地との連絡道路が建設されることで、新しい町が生まれ市街地が拡大していった。大正12年(1923)には三輪村・芹田村・吉田町・古牧村を編入合併してさらに市域を広げた。

イ 製糸業の隆盛と衰退

江戸時代には商品作物として飼われていた蚕だが、近代に入り日本の生糸が海外で好評を博すと、国も富国策として繊維産業の発展に力を入れるようになったため、市域でも蚕を飼う養蚕農家が急増した。そのような社会状況の中、明治7年(1874)には旧松代藩士大里忠一郎ら数名が、松代町西条に国内初の民間資本による器械製糸場を設立した(西条村製糸場、後に六工社と改称)。六工社には官営の富岡製糸場で工女として働き、蒸気器械製糸技術を学んだ和田(横田)英らの十数名も技術指導者として参画した。

昭和2年(1927)、ニューヨークのウォール街に端を発した世界恐慌の波は日本へも及び、昭和5年(1930)に主要輸出品だった生糸関連の価格が大暴落する昭和恐慌が始まった。ほとんどの農家が養蚕を行い、製糸工場で働いていた女工も多かった市域の影響は甚大であった。これに対し長野市では失業救済事業として、大峰山麓の展望道路、市営球場、市民プールの修理増設などを行うなどの対策を講じた。昭和7年(1932)に円相場が下落し円安となると、日本は輸出を急増させたため景気が急速に回復したが、製糸工場は景気回復の波に乗りおくれ、少しずつ衰退していった。

ウ 太平洋戦争下の長野

昭和16年(1941)の真珠湾攻撃に始まる太平洋戦争は、年を追うごとに日本側の劣勢となっていった。敗色が濃厚になる昭和19年(1944)になると天皇と直属の最高作戦指導機関の大本営を東京から長野へ移す計画が陸軍を中心に立てられ、同年10月に松代の象山、舞鶴山、皆神山に巨大な地下壕を設ける移転工事が始まった。翌年8月15日、日本の降伏によって戦争が終結したため、工事は中止されたが、本体の8割方は完成していた。工事の主要な労働力は勤労働員、学徒動員、朝鮮労働者らが担ったとされる。

昭和20年(1945)アメリカ軍による本土爆撃も各地で激しさを増した。長野市は終戦日2日前の8月13日の早朝午前6時50分頃から午後3時50分頃まで6回にわたって機銃掃射や爆撃された。この空襲では長野飛行場、国鉄長野駅機関区などの軍事・公共施設のほか長野飛行場の近くにあった大豆島国民学校も攻撃の対象となった。このときの空襲による死者は47人とされている。

(6) 昭和20年～現在

ア 4度の市町村合併

昭和28年(1953)の町村合併促進法により、翌29年(1954)に古里・長沼・柳原・朝陽・大豆島・安茂里・小田切・芋井・浅川・若槻の周辺10か村が長野市に編入合併した。昭和37年(1962)には広域都市の設置を目指して、長野市が近隣市町村に合併を呼びかけ、同41年(1966)に篠ノ井市・松代町・川中島町・若穂町・更北町・信更村・七二会村との大合併が成立した。平成に入って地方分権の推進や行政の効率化を目的として国が打ち出した「平成の大合併」により、平成17年(2005)に豊野町・戸隠村・鬼無里

村・大岡村が、平成 22 年（2010）に信州新町・中条村が長野市に編入合併した。

イ 戦後の自然災害

昭和 40 年（1965）から松代で微小の地震が日に何度も起きる群発地震が発生、昭和 44 年（1969）に終息するまで地震総回数は 64 万 8000 回をかぞえた。昭和 60 年（1985）には地附山の南東斜面で大規模な地すべりが発生し、26 人の犠牲者と多くの住宅被害を出した。台風による犀川や千曲川の氾濫、堤防決壊は戦後何度となく起こり、そのたびごとに農地や家屋が被害に遭った。特に令和元年（2019）には長沼地区や豊野地区を中心にかつて例を見ないほどの多くの被害が出た。住民の努力と多くのボランティアの尽力で、活力ある地域に復興した。なお、流失した歴史資料等は長野市立博物館の文化財レスキュー活動によって多くが復旧したが、現在も活動を継続して保護に努めている。

ウ 高速道路と長野新幹線の開通

昭和 40 年代からの自動車普及に伴い、全国各地で自動車道の建設が行われるようになった。長野では昭和 48 年（1973）に決定した岡谷市～長野市間の自動車道整備計画により、平成 5 年（1993）に長野自動車道・上信越自動車道が開通した。新幹線は北陸新幹線の基本計画がすでに昭和 47 年（1972）に決定されていたが、なかなか着工されなかった。しかし、平成 3 年（1991）に冬季オリンピックの同 10 年（1998）開催が決まったことが後押しとなり、平成 9 年（1997）に長野・東京間を最短 1 時間 19 分で結ぶ長野新幹線が開業した。

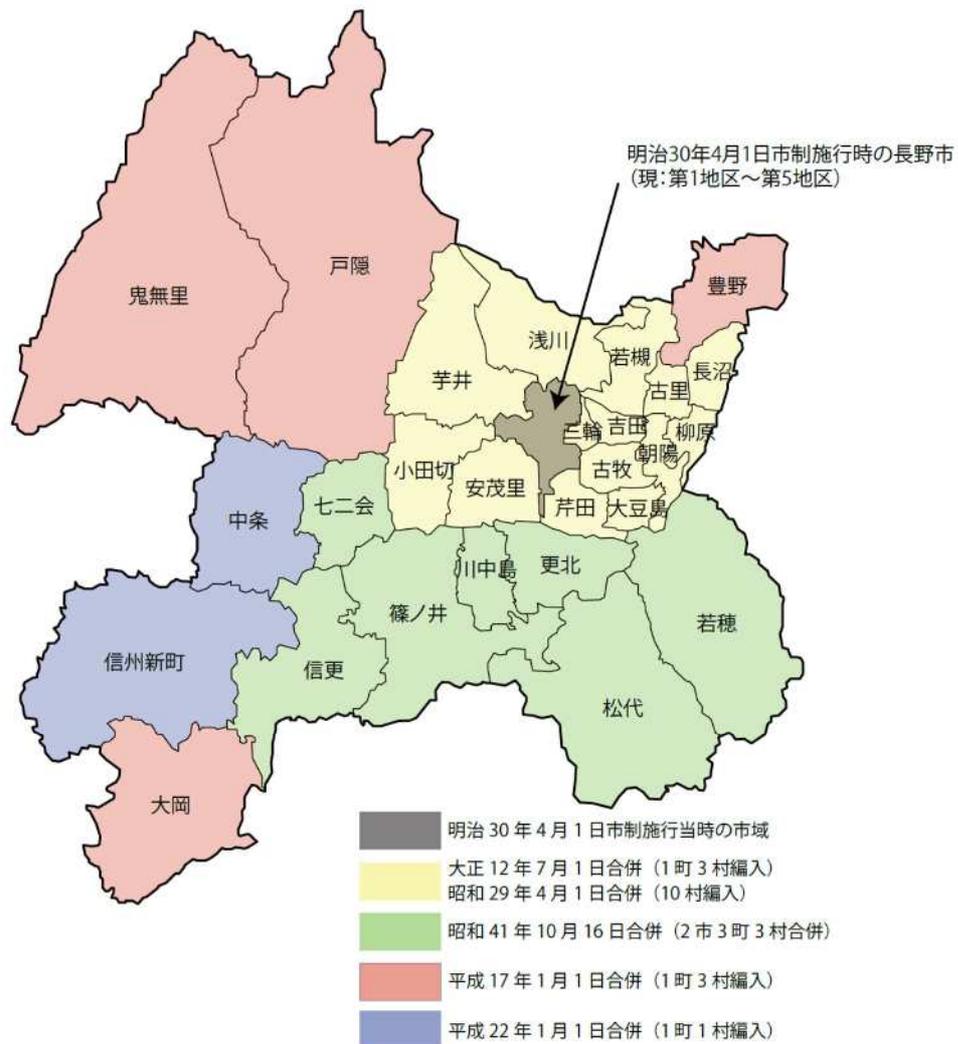
エ 冬季オリンピック・パラリンピックの開催

平成 10 年（1998）に開催されたオリンピック冬季競技大会・パラリンピック冬季競技大会は、長野市を中心に 5 市町村（パラリンピックは 4 市町村）が会場となった。長野市ではオリンピック・パラリンピックの開催により競技施設が充実するとともに、各国から来る外国人との交流も盛んになった。特にこのときに始められた各国の選手と長野市内の小学校の生徒が交流する「一校一国」運動は、後のオリンピック開催国にも引き継がれる、長野冬季オリンピック・パラリンピック最大のレガシーとなっている。

このような国際的なイベント開催を経た長野市では現在、国際会議観光都

市として、様々なコンベンションが誘致・開催されている。

現在の市域と合併の経緯



現在の長野市域と市町村合併の経緯

(7) 長野市の歴史に関わる主な人物

さなだのぶゆき
真田信之 永禄9年(1566)～万治元年(1658) 武士・松代藩初代藩主

真田昌幸の長男として永禄9年(1566)に生まれた。父と共に上信両国に出陣し、真田の武功を誇った。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いにおいて、父昌幸、弟信繁(幸村)と袂を分けて、徳川方につき、家名を残すことに成功した。以後、慶長5年に上田城主、元和8年(1622)に松代城主となり、真田十万石の基礎を築いた。

墓は、松代町松代の長国寺と隠居所であった松代町柴の大鋒寺にあり、松代藩の藩祖として、松代町西条の白鳥神社に武靖大明神として祀られている。

つかだたいほう
塚田大峯 延享2年(1745)～天保3年(1832) 医師・儒学者

善光寺桜小路(現在の長野市大字長野桜枝町)の医者で、室鳩巢の門人でもあった塚田善助(旭嶺)の子。母千賀子は、松代藩士矢島氏の娘。名は虎、字は叔貌、通称は多門。はじめ父について学び、16歳で江戸に出て苦学し、漢学塾を開く。

寛政2年(1790)の寛政異学の禁のとき、これに反対し、市川鶴鳴、山本北山、亀田鵬斎、泉豊洲とともに五鬼と称される。文化8年(1811)、尾張藩儒、のち藩校明倫堂の督学となり、88歳で没するまで教壇に立った。長兄の明は松代藩士の家を継ぎ、次兄道有は医者として一茶の『父の終焉日記』にも名が見える。末弟の慈延は、比叡山の僧となり、隠居後京都に住んで歌人として名をなし、澄月、小沢蘆庵、伴蒿蹊とともに、平安和歌四天王と称された。

もろなにまる
茂呂何丸 宝暦11年(1761)～天保8年(1837) 俳人・俳学者

吉田村北本町(現在の長野市吉田3丁目)に小沢治郎右衛門の長男として生まれ、青年時代は書画を愛し、江戸、京都、大坂を往来し、古書画の売買を業としていた。寛政4年(1792)に俳諧の仲間入りをし、享和2年(1802)に重病を患い、剃髪して何丸と名を改める。

文政2年(1819)に江戸に出て蔵前の札差中村抱義の知遇を受け、俳諧宗匠として立つ。松尾芭蕉の研究で知られ、芭蕉七部集注釈事業に取り組み、『七部集大鏡』や『芭蕉翁句解参考』を著している。文政7年(1824)、京都二条家から俳諧奉行職御代官に任じられている。名は一元、通称治郎右衛門、別号に古連、漁村、月院社がある。

みねむらしくはくさい
峯村白齋 安永元年（1772）～嘉永4年（1851） 俳人

水内郡石村（現在の長野市豊野町石）の豪農峯村藤兵衛の長男として生まれ、幼名は清蔵、後に仙蔵といった。早くから俳諧に親しみ、善光寺町の戸谷猿左に学び、茂呂何丸、小林一茶らと交遊した。また石村長秀院の発明和尚に漢学を学び、南画も能くした。『俳句手帳』、『花の俳』などの発句集があり、俳文集として『四景楼之辞』などがある。別号は、古扇、古仙、古僊、寒岳園。後に白齋と称した。寺子屋寒岳園を営み、これを庵号とした。

かんぼらどうざん
鎌原桐山 安永3年（1774）～嘉永5年（1852） 朱子学者・故実家

松代藩の家老鎌原重義の三男として生まれた。名は重賢、のち8代真田幸貫から一字を賜り貫忠、号を子恕と改める。

桐山は、岡野石城、佐藤一斎に儒学を学び、長国寺住職の千丈実巖に詩文を学んだ。射術、馬術、ト伝流槍術、長沼流兵学、小笠原流礼法、点茶など諸芸を極めた。門人に山寺常山、佐久間象山、長谷川昭道らがあった。詩作、文章もたしなみ、その蔵書は1万冊にのぼったとされる。著作に『朝陽館漫筆』150巻余、『隠居放言』14巻、『大東鈴家智囊』などがある。没後門人等によって松代町東条に碑が建てられ、碑文は佐藤一斎が記している。

きなだゆきつら
真田幸貫 寛政3年（1791）～嘉永5年（1852） 武士・松代藩8代藩主

信濃守。号は遂翁、一誠斎。陸奥白河藩主松平定信の二男で、真田幸専の養子となり、文政6年（1823）家督を継ぎ、10万石を領する。藩政改革を実施し、特に富国強兵策を採用し、藩士佐久間象山を抜擢して、洋学や西洋砲術の研究、洋式大砲、鉄砲の製造、殖産興業などを推進した。

天保12年（1841）、幕府老中に登用され、海防掛として、諸侯に海岸防御のために大砲を製造することなどを命じる。弘化4年（1847）の善光寺大地震では、幕府より1万両を拝借した。嘉永5年（1852）、藩校文武学校の建築準備に着手後、62歳で没した。

てらしまそうはん
寺島宗伴 寛政6年（1794）～明治17年（1884） 和算家

上水内郡鬼無里村（現長野市鬼無里）に生まれ、はじめ宮城流和算の叔父寺島半右衛門陳玄について学び、文化13年（1816）に免状を得る。その後、松代藩士町田源左衛門正記について最上流和算を学び、文政10年（1827）に免状を取得。鬼無里を中心に信濃を遊歴し、門弟衆には信濃から越後にかけて1100人を越える門弟の名が記されている。

和算以外にも家相、規矩術、そろばん、折形、挿花も教授した。鬼無里の松巖寺に奉納算額が残されている。『算法続浅問答』、『算法隔日記全二十卷』などがある。通称は数右衛門、号は北明。

いわしたさだあき

岩下貞融 享和元年（1801）～慶応3年（1867） 国学者

善光寺大門町（現在の長野市大字長野大門町）の素封家岩下貞諒の長男として生まれる。文政2年（1819）、名古屋へ行き、塚田大峯に師事する。また、京都で頼山陽に詩文を、江戸で清水浜臣に国学を修め、和漢の学に通じ、詩歌書画を能くした。善光寺大勸進別当に仕える寺侍で、和歌、詩文、国学関係の出版物のほか善光寺についての初の研究書『善光寺史略』、『善光寺別当伝略』などを著した。雅楽を奏する楽人でもあった。近世善光寺町を代表する学者で、本姓は滋野、通称は多門、号は桜園、菅山。名は「さだみち」とも言う。

あおきせつけい

青木雪卿 文化元年（1804）～明治34年（1901） 武士・絵師

現在の長野市松代町岩野に生まれる。通称を八重八、号を雪卿とした。川中島の更級雄斎に絵を学んだとされる。松代城の障壁画を描き、多くの肖像画を描いたと伝えられる。

弘化4年（1847）に起こった善光寺地震後の被災地を8代藩主真田幸貫の巡行どおりに描いた『感応公丁未震災後封内巡視図』は、被災地を写実的に描いた彼の代表作であり、災害史の重要な記録である。パノラマ写真のような眺望図や実景を尊重する極めて写実的な表現は、写真の影響を想像させるような新しい表現が見られる。

やまでらじょうざん

山寺常山 文化4年（1807）～明治11年（1878） 武士・儒学者

通称は源太夫、号を常山といった。松代藩160石取りの武士の家に生まれ、藩の監察、普請奉行を経て、江戸で兵学、経学などを学び、佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。8代藩主真田幸貫が老中となると、藩士に兵学を講じ、9代幸教の代には側役頭取を兼ねた。また、寺社奉行や郡奉行を勤めた。

明治維新後は、明治政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育にあたった。屋敷地は山寺常山邸として松代町竹山町に現存し、庭園が登録記念物（名勝地）に登録されている。

さくまぞうざん

佐久間象山 文化8年（1811）～元治元年（1864） 武士・儒学者・兵学者

松代藩の下士佐久間家の長男として、埴科郡松代町浦町（現在の長野市松代

町松代)に生まれる。通称は修理、号を象山、子明。儒学を学び、朱子学を信奉する。天保4年(1833)、江戸に出て佐藤一斎に学び、その頃、渡辺崋山、坪井信道、藤田東湖らと交わり、親交を深めた。

アヘン戦争(天保10年(1839)～天保13年(1842))の衝撃を受けて対外的危機感に目覚め、天保13年(1842)、8代藩主真田幸貫が老中海防掛となると、海外の事情を積極的に学んだ。弘化元年(1844)、黒川良安と蘭学、漢学の交換教授を行い、その後オランダ語の百科事典などによって新しい知識を身につけ、様々な科学実験を行った。天保13年(1842)、江川英龍に入門して西洋砲術を学び、嘉永3年(1850)、江戸深川で西洋砲術の塾を開いた。弟子に、勝海舟、坂本龍馬、吉田松陰らがいる。

安政元年(1854)、吉田松陰のアメリカ密航未遂事件に連座し、松代に蟄居を命じられる。元治元年(1864)、幕府の命を受け、海陸御備向手付御雇として京都に上るが、7月11日三条木屋町で尊攘派によって暗殺される。享年54歳。

はせがわあきみち **長谷川昭道** 文化12年(1815)～明治30年(1897) 武士・皇道学者

通称を深美といい、号を戸隠舎といった。藩の竹内錫命、鎌原桐山、山寺常山らに漢学や兵学を学び、江戸で佐藤一斎に師事した。郡奉行兼勝手元締役などを務めた。一貫して尊皇攘夷を唱え、佐久間象山らの派閥と対立した。慶応元年(1865)京都留守居役となり、明治維新に当たっては、教道局御用掛として大学創立の調査に当たり太政官権大史に任ぜられた。

明治3年(1870)に農民一揆の松代午札騒動が起ると、旧藩主真田幸民の強い要請で官を辞し、松代に帰って騒動の收拾に当たった。大正4年(1915)正五位を贈られた。維新时期に藩論を勤皇に統一し、著書に『皇国述義』、『神皇正統記譜略』などがあり、真田公園に顕彰碑が建てられている。

きたむらきよまつ **北村喜代松** 天保元年(1830)～明治39年(1906) 彫工

頸城郡市振村(現在の新潟県糸魚川市市振)の宮大工建部家に生まれ、上水内郡長野村(現在の長野市)の北村家に入婿した。喜代松は、早くから鬼無里に来て、屋台の彫刻などを手がけた。結婚後15年間余り上水内郡長野町(旧長野市)に住み、47歳の明治9年(1876)に故郷の市振村へ移る。

喜代松の手による作品は、長野市内では鬼無里の屋台や神楽彫刻、戸隠神社宝光社の拝殿彫刻、市外では飯山市、野沢温泉村などの本堂彫刻、新潟、富山、群馬の本殿、拝殿など彫刻30余りが残されている。

おおさとちゆういちろう

大里 忠一郎 天保 6 年（1835）～明治 31 年（1898） 製糸家

埴科郡西条村（現在の長野市松代町西条）の旧家相沢家に生まれ、松代藩士大里家の養子となる。士族授産のため製糸業に着目し、官営富岡製糸場を模範として明治 7 年（1874）に日本初の民間蒸気製糸工場（西条村製糸場、後の六工社）を有志と共に設立した。資金の乏しい中、研究、改良を重ねて蒸気汽罐や陶器の繰糸鍋を発明し、上質の生糸を生産して製糸業の発展に努めた。西条村製糸場は民間蒸気製糸の工場として全国の模範となった。富岡製糸場で製糸技術を学んだ和田英は、西条村製糸場の事業開始とともに富岡製糸場を退場し指導者となる。

明治 11 年（1878）には長野県御用掛を命じられ、県の設立した製糸場の主務を努め、六十三国立銀行を創設して支配人兼副頭取となった。明治 21 年（1888）に松代町に蚕糸業伝習所を新設し、学理的な研究と一切の実務的技術を習得させて、後進の育成に努めた。明治 23 年（1890）には、六工社の生糸がパリで開かれた万国博覧会で金牌を受賞した。その後、全国各地で講演を行い、日本の製糸業の優秀性を訴え、その振興を図った。また、六工社の生糸のアメリカへの直輸出の道を開くなど、製糸家として活躍した。

わだえい

和田英 安政 4 年（1857）～昭和 4 年（1929） 工女

安政 4 年（1857）に、横田数馬、亀代の二女として松代町代官町に生まれた。明治 6 年（1873）、松代地域の工女を引き連れ、16 歳で上州官営富岡製糸場に入場。フランス式繰糸技術を伝習。一等工女となって帰郷。明治 17 年（1884）に、松代西条村の日本最初の民間蒸気製糸場、西条村製糸場（後の六工社）の教婦としてその創業に尽力した。後年、明治 41 年（1908）から大正 2 年（1913）にかけて、富岡製糸場の生活や六工社創立当時を追想し、『富岡日記』を執筆。当時の新しい女性の生き方が映し出された貴重な記録となっている。明治 44 年（1911）には『吾が母の躰』を著した。

生家である横田家は、敷地と建物のほぼ全てが現存し、松代藩中級武士の生活の様子を偲ぶことができるとして、重要文化財に指定され、一般公開されている。

ふじわらぜんくろう

藤原善九郎 明治 3 年（1870）～大正 12 年（1923） 煙火師

杜煙火の盛んな上水内郡安茂里村（現在の長野市安茂里）に生まれる。同村平柴に信濃煙火合資会社を設立し、24 歳のときに北信地区花火師組合を発足させ、大正 4 年（1915）には長野県煙火組合を創設して組合長になる。この組

合の事業として煙火之研究を発行し、長野県花火師の仲間の中心、指導者として活躍した。この組合に 73 名の会員が参加したが、煙火の需要が多くなく、農業との兼業をする半農半工が大多数であった。花火技術の改良に取り組み、初めて打ち上げ花火に色をつけ、また初めて尺玉の打ち上げに成功した。明治 43 年（1910）3 月には、名古屋で開催された第 10 回関西府県連合共進会に 2 尺玉を出品した。

ながおかたすけ じろう

長岡 助治郎 明治 4 年（1871）～昭和 14 年（1939） 教員・郷土史家

明治 25 年（1892）に松代尋常小学校専科教員（音楽科）となり、以来教員として 50 年間勤務した。この間、文武学校の改築には、文武両道の精神を受け継ぐ松代の象徴であり、貴重な文化財であることを主張し、改築話を中止させた。松代雅楽は、8 代藩主幸貫の時代から武家の式楽として松代城下でも始められ、明治維新後中断していたが、宮島春松らと協力してこれを復活させた。また、江戸時代の祇園祭の際、藩や藩主の弥栄を祈って松代城大御門前で踊られていた松代大門踊りは、廃藩後絶えていたが、開府 300 年祭（大正 10 年（1921））の挙行に際し助治郎の指導の下、肴町の青年等により復活した。

かわむら きざん

川村 驥山 明治 15 年（1882）～昭和 44 年（1969） 書家

静岡県袋井市に漢学者東江の長男として生まれる。幼い頃から書と漢詩を父川村東江や太田竹城、岡田良一郎に学び、11 歳のころには、明治天皇の銀婚式に孝経と出師表を韻書して献上し、天覧の栄を賜る。幼年から全国各地の素封家の間を筆一本を持って歩く、文人墨客的な生活を送る書家であった。

昭和 20 年（1945）の東京大空襲により、戦禍を避けて篠ノ井に疎開することとなり、居宅を新築するなどして信州に永住する決心を固める。昭和 37 年（1962）には支援者により常設展示を目的とする財団法人驥山館が開館する。

飄々とした無欲達観の人で筆に生涯を託し、純朴な楷書と次々と豹変する狂草で、漂泊の魂を表現して世俗を超越した明治から昭和期の日本書道界の第一人者として活躍した。酒仙としても知られ、書道界で初めて日本芸術院賞を受賞する（昭和 26 年（1951））。本名は川村慎一郎、別号に酔仏居士、酔驥、長嘯庵主人などがある。

み さわかっ え

三沢 勝衛 明治 18 年（1885）～昭和 12 年（1937） 教育者・地理学者

更級郡三水村（現在の長野市信更町三水）に生まれる。検定で教員資格を取り、大正 9 年（1920）、長野県立諏訪中学校（現在の長野県立諏訪清陵高校）

教諭を勤める。野外調査を中心とした独自の地理教育を行う。太陽黒点の観測をはじめとする天文学の研究に打ち込み、総合的で独創的な風土論を展開した。県下の小中学校で教え、教え子からは古畑正秋（天文学）、藤森栄一（考古学）、矢沢大二（地理学）、諏訪彰（火山学）、新田次郎（作家）など多くの文化人、学者、研究者を輩出している。また、信州の冬の厳寒と乾燥を利点視し、凍み豆腐、寒天作りなどの産業振興を勧めた。著書に『風土産業』、『郷土地理の観方』、『新地理教育論』などがある。

あおき ぎさく
青木儀作 明治 22 年（1889）～昭和 40 年（1965） 煙火師

上水内郡安茂里村差出（現在の長野市安茂里差出）に三男一女の末子として生まれる。早くから村社久保寺煙火行事に参加して花火と関わり、地元には藤原善九郎経営の煙火工場もあり、花火に関心を寄せ研究を重ねた。大正 5 年（1916）には煙火製造業に専念する花火師となる。

芯入り花火を研究し、抜芯技法を創始完成して、昭和 3 年（1928）に多重芯割物（八重芯菊花火）の製法を完成させ、各地で開かれる花火競進会で優勝の成績を重ねて紅屋青木の盛名は全国にとどろくに至った。美しい色を出す火薬の粒を星と呼んでいるが、色の違った薬を二重、三重に掛け重ねる掛け星は日本独特の変色星で、青木儀作が工夫完成させた。

日本の花火を最高芸術品にまで昇華させた功労者であったため、昭和 34 年（1959）には黄綬褒賞を受章し、これに伴い昭和 36 年（1961）には日本煙火芸術協会が誕生し、青木が会長に就任した。儀作の技術は、子息多門に継承され、さらに華麗なものとなる。

おおひら きまた
大平喜間多 明治 22 年（1889）～昭和 34 年（1959） 郷土史家

埴科郡東寺尾村（現在の長野市松代町東寺尾）に生まれる。遊民と号した。10 代後半から文芸活動をはじめ、勸業新聞、中信時報の記者をし、昭和 12 年（1937）から昭和 30 年代まで松代町会議員を務めた。

自らの職業を著述業とし、実地踏査を踏まえて郷土史の研究を続けた。大正 7 年（1918）から 10 年間、松代町史編纂主任に専念し、松代町史を完成させた。大室古墳群の 168 号墳は、大平が調査したため、大平塚とも呼ばれている。昭和 4 年（1929）に埴科郷土研究会、昭和 8 年（1933）には北信郷土叢書刊行会設立の中心メンバーとして活動。著書に『松代風土記』、『真田幸貫』、『佐久間象山』、『真田幸弘と恩田木工』などがある。松代町東条出身の中村柊花と親交を持ち、詩や和歌なども詠んだ。

4 文化財等の分布状況

(1) 文化財保護法等による指定等文化財

市域に所在する文化財のうち、文化財保護法及び長野県文化財保護条例、長野市文化財保護条例に基づき、指定・登録・選択・選定を受けている文化財は、現時点で 548 件を数える。

区分	種類		国、() は 国宝数	県	市
指定・選定	有形文化財	建造物	8 (1)	11	65
		絵画	2	2	8
		彫刻	15	8	27
		工芸品	3	7	15
		書跡・典籍	2	2	2
		古文書	0	0	10
		考古資料	0	1	12
		歴史資料	1	0	3
	無形文化財		0	0	7
	民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	14
		無形の民俗文化財	0	4	9
	記念物	遺跡（史跡）	6	5	46
		名勝地（名勝）	0	1	3 (1)
		動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）	1	16	70 (1)
文化的景観		0			
伝統的建造物群		1			
登録・選択	登録有形文化財（建造物）		136		
	登録有形文化財（記念物）		8		
	無形民俗文化財（選択）		1	0	8
	国重要美術品		6		
合計			190	58	299

その他	選定保存技術	0	0	1
	埋蔵文化財包蔵地	1112		

令和5年4月1日現在

() は名勝・天然記念物

ア 有形文化財（建造物）

指定されている建造物の地区別分布は右図のようになる。松代地区、鬼無里地区、第一地区～第五地区に多い。

国宝は1件で第二地区の善光寺本堂附厨子1基が指定されている。重要文化財は善光寺境内の善光寺三門と善光寺経蔵、松代地区の松代藩真田家の初代藩主の位牌を祀る真田信之霊屋、信之の三男の位牌を祀る真田信重霊屋、松代藩の武家住宅である旧横田家住宅、鬼無里地区の白髯神社本殿、芋井地区の葛山落合神社本殿の以上7件になる。

県宝は11件のうち7件が松代地区に集中している。中世の熊野系修験を伝える建築遺構である皆神山の熊野出速雄神社本殿や大英寺本堂（真田信之夫人の霊屋）、林正寺本堂（真田家2代藩主信政の霊屋）、長国寺開山堂（真田家3代藩主幸道の霊屋）、4代藩主真田信弘霊屋（長国寺）といった真田家一連の霊屋群のほか、現存する松代藩武家屋敷のなかで最も古い年代に属する旧前島家住宅、真田家の祈願寺だった開善寺経蔵が県宝となっている。

次に数が多いのが芋井地区で、室町時代後期に建てられた葛山落合神社境内諏訪社本殿、旧長野県師範学校教師館、メソジスト教会の牧師として明治39年（1906）に着任したダニエル・ノルマンの邸宅（旧ダニエル・ノルマン邸）の計3件が指定されている。このうち旧長野県師範学校は第一地区、旧ダニエル・ノルマン邸は第四地区にもともと建てられていたものである。残る1件は戸隠地区にある南方神社本殿で室町時代後期の建造物である。

市指定のうち最古のものは篠ノ井地区にある平安時代の石造多層塔で、次いで松代地区の石幢（笠仏）が鎌倉時代のものとされる。また南北朝から室町時代にかけて



国宝 善光寺本堂



重文 真田信之の霊屋

て造立された石造宝篋印塔が 3 件（若穂川田、七二会、第二地区）指定されている。

木造では室町時代、応永 12 年（1405）の棟札が残る松代地区の源関神社本殿と、様式から室町時代頃のものとする浅川地区の諏訪神社本殿の 2 件、以上 7 件が江戸時代より前の建造物である。

江戸時代のものとしては、社寺（古牧地区守田廻神社本殿、鬼無里地区松巖寺経蔵・観音堂・鎮守堂など）、武家住宅の表門（松代地区旧白井家表門など）、鐘楼（旧松代藩鐘楼など）、武家住宅（松代地区旧樋口家住宅）、霊屋（松代地区大鋒寺真田信之霊屋）、石造物（吉田地区の中越の庚申塔など）など、合わせて 42 件、明治以降のものでは神社建築（鬼無里地区の荒倉山神社本殿、大岡地区の塩竈神社など）が多くを占め、そのほかに学校建築（更北地区の旧作新学校本館）と町屋（松代地区の旧金箱家住宅）が指定されている。

国の登録有形文化財 136 件は江戸時代後半から明治時代のものが大部分を占める。地区では松代地区に 81 件（寺社、店舗、個人住宅など）、第一～第五地区に 17 件（旅館、商店の店舗など）と、この両地区に集中している。



市指定 石造多層塔



イ 有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品は国指定では重要文化財が 23 件、重要美術品が 6 件、県宝が 20 件、市指定が 141 件となっている。このうち彫刻の地区別分布が右図になる。

重要文化財のうち若槻地区の小金銅仏（銅造観音菩薩立像）が白鳳時代のもので最も古い。若穂地区の清水寺は大正 5 年（1916）火事で焼失したのちに奈良県から仏像を迎えたが、そのうち木造聖観音立像ほか 6 軀の木造仏がいずれも平安時代から鎌倉時代初頭の作



とされ、重要文化財となっている。このほか、平安時代の木造仏として松代地区清水寺に木造千手観菩薩立像ほか2軀、七二会地区の木造観音立像、信更地区観音寺の木造十一面観音立像が指定されている。また善光寺御開帳の際に公開される前立本尊（金銅阿弥陀如来及両脇侍立像）3軀も重要文化財となっている。

県宝では中条地区正法寺の木造聖観音菩薩立像ほか2軀、安茂里地区正覚院の木造伝観音菩薩立像など平安時代から鎌倉時代にかけての仏像8件（12軀）が市内に点在している。市指定では、川中島地区唯一の指定文化財である切勝寺の聖観音菩薩立像（平安時代）や、同じく平安時代の作である第二地区世尊院の木造毘沙門天像のほか、明治初頭の廃仏毀釈によって戸隠山奥院の仁王堂から寛慶寺（第二地区）に移された木造金剛力士像など木造、石造合わせて27件が指定されている。



重文 銅造観音菩薩立像

続いて絵画では、善光寺大本願所蔵の絹本著色阿弥陀聖衆来迎図（鎌倉末～室町初期）が県下に伝存する浄土教来迎図の中では最古のものとして、若穂地区清水寺の絹本著色両界曼荼羅図（鎌倉時代）が県下における曼荼羅の最佳品として重要文化財に指定されている。

県宝では、善光寺大勧進が所蔵する絹本著色釈迦三尊像が県内では遺例が少ない鎌倉時代に遡る仏画として指定を受けている。また、善光寺淵之坊に残る室町時代制作とされる絹本著色善光寺如来絵伝（3幅）は、数少ない中世の善光寺如来に関わる絵伝であるとともに、絵解き図として実際に善光寺信仰流布に利用されていたことがうかがえる貴重な文化財である。

市指定では、淵之坊の善光寺如来絵伝同様絵解きに利用された跡がみられる長沼地区西巖寺の絹本著色鬼女紅葉狩の図（江戸時代）と蓮如上人絵伝（4幅・江戸時代）や、吉田地区善敬寺の絹本著色親鸞聖人絵伝（4幅・江戸時代）など8件が指定を受けている。絵画の地区別分布は次頁のようになる。



県宝 善光寺如来絵伝

次に、工芸品では、重要文化財として奈良時代から平安時代初期のものとされる戸隠神社の牙笏、平安時代のものとされる若穂地区清水寺の鉄鍬形（長野市博物館寄託）など3件が指定されている。

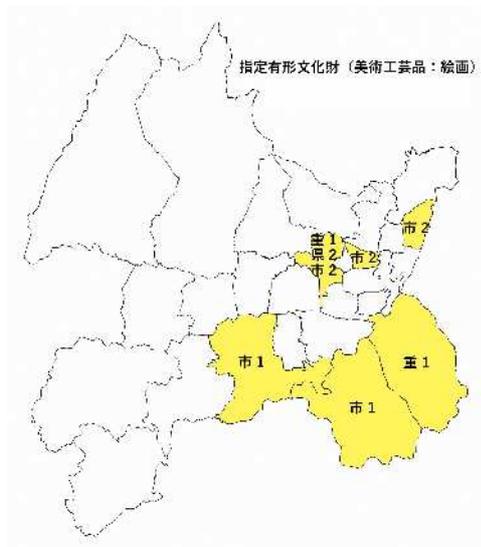
県宝では、松代地区の玉依比売命神社で毎年1月7日に行われる児玉石神事で用いる児玉石が指定されている。児玉石神事は神社所蔵の児玉石と呼ばれる多数の玉石類の数を数え上げるもので、石の数の増減で年の吉凶を占う予祝儀礼であり、この玉石類のうち591顆が県宝となっている。県宝は、児玉石を含め7件が指定されている。

市指定では、現在の新潟県糸魚川市市振出身の宮大工北村喜代松によって幕末から明治時代初期にかけて製作された鬼無里地区にある4基の山車と2基の神楽など15件を数える。

このほか、書跡では、戸隠神社に残る紙本墨書法華経残闕（平安時代末期―鎌倉時代）を含め重要文化財が2件、県宝では、同じく戸隠神社が所蔵する戸隠山の縁起等を記した戸隠山顕光寺流記（室町時代）や、松代地区真田宝物館所蔵の真田家初代幸隆以来真田家に代々伝来した文書381点が真田家文書として指定され、市指定では同じく真田宝物館に所蔵されている佐久間象山筆桜の賦と豊野地区鷲寺諏訪神社に掲げられていた鷲寺諏訪社奉納俳額（長野市立博物館寄託）が指定されている。

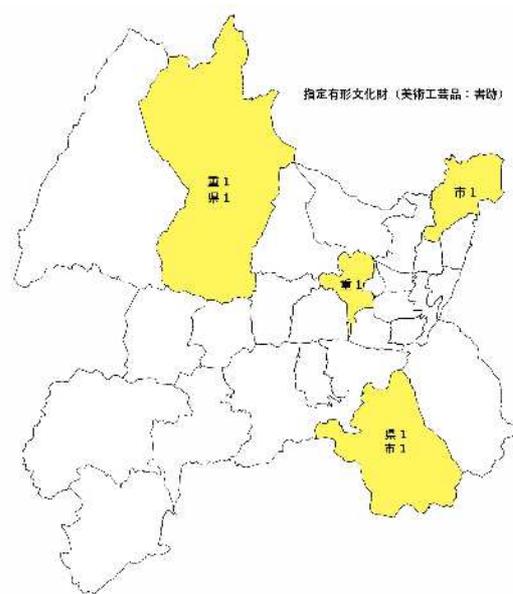
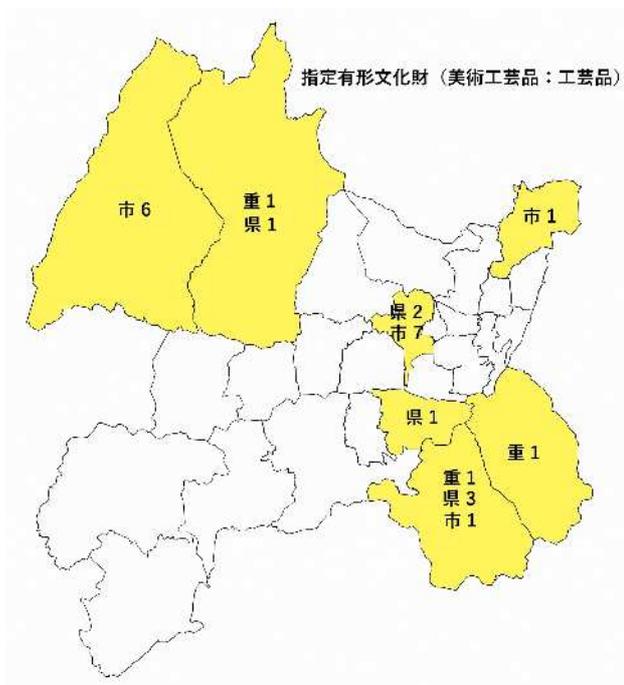
考古資料では、篠ノ井地区の川柳將軍塚古墳から江戸時代に発掘された伝川柳將軍塚古墳出土品（鏡・勾玉・管玉など、長野市立博物館寄託）が県宝に、川柳將軍塚古墳の陪塚から発見された埴輪円筒棺など11件が市の指定を受けている。

最後に、歴史資料及び文書について、歴史資料では、善光寺大勧進所蔵の、室町時代享祿4年（1531）の善光寺再建にかかわる門その他付属建物の設計図である善光寺造営図が重要文化財に指定されているほか、鬼無里地区の松巖寺観音堂算額や篠ノ井地区の有旅の高札板など3件が市の指定となっている。文書では、更北地区に残る豊臣秀吉による太閤検地の検地帳（文祿四年中氷飽村下氷飽村御検地帳）など10件が市の指定を受けている。なお、美術工芸品のうち彫刻・絵画以外の指定文



重文 鉄鍬形

化財の地区別分布は下図のようになる。



ウ 民俗文化財・無形文化財・指定保存技術

民俗文化財のうち、無形民俗文化財の地区別分布は右図のようになる。

国選択は若穂地区高岡集落で正月15日に行われる高岡の小豆焼き行事が指定されている。小豆焼き行事は囲炉裏の火で熱したカワラケに小豆を載せ、小豆の回りで年の吉凶を占う予祝行事の一つで、道祖神信仰と関わって行われる。

県指定無形民俗文化財となっている大岡地区の芦ノ尻の道祖神祭りと、篠ノ井地区の長谷及び越のドンドヤキも道祖神信仰に基づく小正月行事である。県指定では、このほか安茂里地区犀川神社境内で秋祭りの際に行われる仕掛け花火（犀川神社の杜煙火）と戸隠神社太々神楽がある。

市指定及び選択では、市内各所で行われる獅子神楽のうち、安茂里地区の犀川神社太神楽や若穂地区の赤野田神社太神楽など代表的なものが8件選ばれている。このほか松代地区玉依比売命神社で1月6日・7日にわたって行われる一連の予祝行事（玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事）や篠ノ井地区の東横田と犬石で7月末から8月初頭に行われる稲の害虫除けの呪いである虫送り行事といった年中行事、芋井地区の芋井甚句といった芸能などが選ばれている。

次に、有形民俗文化財は県指定が1件、市指定が14件となっており、地区別の分布は次頁の図のようになっている。

県指定の小正月関係資料コレクションは、市内外の小正月行事で用いられる道具を長野市立博物館が収集したものである。市指定には江戸時代の松代焼コレクション（真田宝物館蔵）や、善光寺で年末年始にかけて行われる堂童子行事で使用される一連の道具類（善光寺の正月行事用具）、第四地区の妻科と吉田地区の中越に残る庚申講人別帳及び用具一式、善光寺町の祇園祭で曳航されていた第一地区西町上の



国選択無形民俗文化財 小豆焼き行事



県指定 芦ノ尻の道祖神祭り

山車（長野市立博物館寄託）などがある。



市指定 山車（西町上区）

無形文化財には、善光寺造営に関わる用材の運搬時に唄われたところから始まるとされる善光寺木遣りや、江戸時代初期に八橋検校によって創始され、真田家2代藩主側室のお伏せによって松代地区に伝えられた八橋流箏曲など7件が市指定になっている。最後に、指定保存技術は、吉田地区桐原牧神社で春祭りの際に奉納・頒布される藁馬の製作技術が、桐原牧神社の藁馬づくりとして市選定保存技術となっている。



市指定 善光寺木遣り



市選定 桐原牧神社の藁馬



エ 記念物（史跡）

記念物のうち史跡は国指定が6件、県指定が5件、市指定が46件であり、その地区別分布は次頁の図のようになる。

化石など）や地質標本（若穂地区の大柳及び井上の枕状溶岩、鬼無里地区深谷沢の蜂の巣状風岩）など 16 件を数える。

市指定の天然記念物は、戸隠地区のカワシンジュガイ、松代地区皆神山のクロサンショウウオの産卵池、明德寺のヒキガエル産卵池といった動物、芋井地区の葛山落合神社社叢、吉田地区の吉田のイチョウ、戸隠地区戸隠中社の三本杉などの樹木、鬼無里地区奥裾花のケスタ地形、漣痕（リップルマーク）といった地質関係など合わせて 69 件にのぼる。国の登録記念物は 8 件で全て松代地区の泉水路を構成する武家住宅などの庭園（旧山寺常山氏庭園など）である。

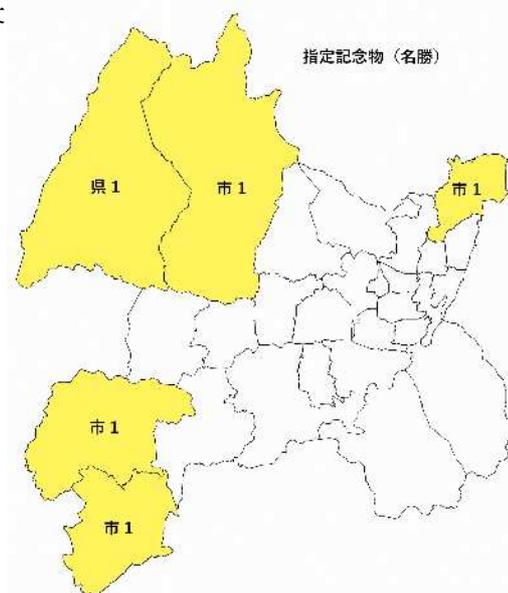


国天然記念物 素桜神社の神代ザクラ

次に、記念物のうち名勝は県指定が 1 件、市指定が 4 件（うち 1 件は名勝・天然記念物）となっている。県指定は鬼無里地区の奥裾花峡谷で、市指定は信州新町地区の久米路峡などの名勝が 3 件、及び名勝と天然記念物を包括した大岡地区の樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落がある。



市名勝・天然記念物 樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿生植物群落



カ 重要伝統的建造物保存地区

市域では、戸隠地区の中社及び宝光社の宿坊群を中心とした門前町が保存地区に選定されている。同地区は江戸時代の地割を良く保ち、戸隠信仰のもと参詣者を受け入れるため大規模化した宿坊が、社殿や在家の住宅、石垣等と一体となって歴史的風致を形成しているのが特徴である。



宿坊 神原 主屋

キ 埋蔵文化財

市域の埋蔵文化財包蔵地 1112 か所を地区別にまとめたのが下表になる。地区別に見ると、包蔵地数が3桁にのぼるところが松代・篠ノ井・若穂・豊野地区となる。これらの地区は、多くの指定文化財が所在する地区でもある。また、遺跡の種類別にみると古墳が群を抜いて多く、以下、城館跡、集落跡と続く。地区をまたぐ包蔵地は6か所を数える。

周知の埋蔵文化財包蔵地件数一覧（令和4年3月末現在）

	古墳	城館跡	集落跡	生産地	墳墓	社寺跡	祭祀跡	散布地	その他	計
第一	1	1	3							5
第二	21	3	5			1		1		31
第四		1	1					1		3
芹田		6	5					2		13
古牧	1	5	4					3		13
三輪		2	6					3		11
吉田		6	12					4		22
古里	3	1	4				1	5	1	15
柳原		2	4					3		9
浅川	7	3	4					14		28
朝陽		2	3					1		6
若槻	12	8	18	3				29	1	71
長沼		3								3
安茂里	34	9	3		1			10		57
小田切	2	5						8		15
芋井		4		1			1	16		22
篠ノ井	56	21	19	2		1		28		127
松代	98	16	8	5	2	1	1	25		156
若穂	66	12	9	1	1			30		119
川中島		4			1			3		8
更北		4	3					3		10
七二会		9	1					11		21
信更	14	8	1	9				38		70
豊野	30	4	4	6	6	6		48	1	105
戸隠		17				2	1	20	1	41
鬼無里		1						14	1	16
大岡	1	2	1					19		23
信州新町	3	16	6		3			33		61
中条		3	1		3			18		25
計	349	178	125	27	17	11	4	390	5	1106

※地区をまたぐ包蔵地：第一・第二・第三・第四(集落跡) 1 ・ 第三・第四(集落跡) 1

古牧・芹田(散布地) 1 ・ 柳原・朝陽(散布地) 1

更北・川中島(散布地) 1 ・ 浅川・若槻・吉田・三輪・上松(散布地) 1

(2) 未指定の文化財

既往資料調査の中で、抽出した文化財から指定文化財を除いたものが未指定の文化財数となる。(5055 件。未指定文化財リストは附章に掲載) 下に地区別種類別数を示した。

地区別種類別未指定文化財数

地区	有形文化財							無形文化財		有 形 民 俗 文 化 財	無形民俗文化財		史 跡	名 勝 地	天然記念物			地 区 別 合 計		
	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍	古 文 書	歴 史 資 料	考 古 資 料		芸 能	そ の 他			風 俗 習 慣	民 俗 芸 能	植 物		動 物	地 質 鉱 物
第一	4			1			29					11	8	9				62		
第二	10	28	2	2			182	11	1			7	5	33				281		
第三	2						5					2	5	2				16		
第四	11						35					2	3	3				54		
第五	3						7						4	1				15		
芹田	3						354		2			24	7	13				403		
古牧	23	4	4		3		6					45	3	16		13		117		
三輪	1						49					2	4	12				68		
吉田	2						10	1				11	6	23				53		
古里	22						15					7	9	16				69		
柳原							17			1		5		11				34		
浅川							7					22	4	25			1	59		
大豆島	10						18						12	5				45		
朝陽	1						18					9	14	8				50		
若槻	61		18				28	1					12	86				206		
長沼	26	1	2		2	2	24					3		10	2	3		75		
安茂里	15	3	20	2	2		130	5	5			15	16	74				287		
小田切	51						42		1			2		15	8	15		139		
芋井	2		1				20					27	12	24				86		
篠ノ井	44		4	1		1	113		6			24	45	111				349		
松代	79	20	10	7	2	1	152	5	1	1	1	22	23	122				446		
若穂	102	2	49	1			119	11	3			2	28	32			1	444		
川中島	26				1		79					1	21	32				174		
更北	45	7	4	1			149	1	1			1	19	24				269		
七二会	18						130						4	14				192		
信更	66				5		30	1				50	7	76				235		
豊野							95						7	109				211		
戸隠	30											6	47	58				141		
鬼無里	4	3	1				134					1	12	30	1			186		
大岡	37		1			1	125						3	17				184		
信州新町	3												9	58				70		
中条	1									1			10	23				35		
計	702	68	116	15	15	5	2122	36	20	1	2	5	369	389	1141	11	31	1	6	5055

ア 建造物（歴史的風致形成建造物）

長野市歴史的風致維持向上計画で定められた重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、重要な建造物として指定されているもの

イ 建造物（景観重要建造物）

特色のある景観形成を特に推進する地区の景観形成上、維持・保全する価値があり、その地域のシンボリックな景観を生み出している建造物。景観審議会により指定される。

ウ 建造物（伝統環境を構成している建造物）

平成 16 年 3 月に長野市伝統環境保存条例に基づき、長野市伝統環境保存区域に定められた、長野市松代町字表柴町、字馬場町、字代官町、字竹山町の四町の伝統環境を構成している主屋、門、塀、庭園等で、保存対象物として指定されているもの

エ 建造物（その他）

市域には、松代地区に松代城下町、第二地区に善光寺門前町、戸隠地区に戸隠神社の宿坊群といった、歴史的建造物が多く残されている町並みのほか、北国街道や松代道沿いの丹波島宿や善光寺宿、川田宿、長沼宿、神代宿などの旧宿場町に当時の面影を残す町並みが残されている。



麻煮の釜屋（信州新町）

町並みを形成する建物以外では、信州新町地区にある麻煮の釜屋などは、かつて盛んだった麻生産の様子を伝える貴重な建造物といえる。

オ 絵画

文化財としての絵画は、善光寺や県立長野美術館がある第二地区や、城下町として発展した松代地区に多い。第二地区では善光寺大勧進所蔵の絹本著色日吉山王曼陀羅図（15世紀）をはじめとする仏画が多いのが特徴である。松代地区では、俗に松代藩五大祭礼絵巻と呼ばれる、真田宝物館所蔵の善光寺祇園祭、松代天王祭、戸隠の柱松神事、雨宮日吉山王社の御神事、武水別八幡神社の大頭祭の様子をそれぞれ卷子仕立てにした絵巻など、大名道具として真田家が所蔵していたものが大半を占める。これらの文化財は、しかるべき施設に所蔵管理されているため、棄損・滅失等の恐れは少ない。

一方で市域に存在する無住の仏堂や、地域公民館として利用されているかつての仏堂には、かつて行われていたヤショウマや施餓鬼会などの行事の際に使用した仏画を残しているところが多くみられるが、全市的な把握調査までには至っていない。

カ 彫刻

市域には、古社寺が多く存在し、そこに祀られている神仏像にも古いものがみられるが、昭和9年（1934）に更埴教育会の主催で日本美術史家の源豊宗を招いて実施した仏像調査以降、市域全体を対象とした調査が行われていないため、その全容は把握できていない。また、時代は下るが、近世に第四地区の新田町近辺で善光寺仏師を名乗り活動していた、長谷川姓の仏師の手による仏像が各所に残されている。このほか、鬼無里・中条地区にまたがる虫倉山を拠点に山岳修行をしていた木食聖の一派が修行の一環として作った仏像が、虫倉山周辺地域の社寺や家庭に残されている。これらは、木片などから作られた素朴な仏像で、主な製作者であった木食山居の名前から山居仏と呼ばれ親しまれている。



長谷川政七作 弘法大師（鬼無里）

キ 工芸品

松代地区にその数が多いのは、松代藩主真田家の大名道具を所蔵する真田宝物館があるため、能装束や蹴鞠道具といった文化財が残されている。善光寺のある第二地区には大勧進に刺繍阿弥陀三尊来迎図（16世紀）が所蔵されている。繡仏の阿弥陀来迎図は、鎌倉～室町時代頃に庶民の間に広がった浄土信仰の隆盛に合わせて多くつくられたが、現存するものは少なく、県内では唯一のものである。

ク 書跡・典籍

典籍としては、親鸞聖人絵伝や鬼女紅葉狩の図（いずれも市指定文化財）も所蔵する長沼地区の西巖寺に、源氏物語五十四帖や一条兼良書住吉物語が所蔵されている。また、古牧地区の光蓮寺には、永享11年（1439）に京都本願寺に参詣した際に授かった聖教は、奥書が蓮如上人
書跡 川中島養蚕神社幟旗（高井鴻山筆）伊勢社五反幟（勝海舟筆）南俣神社幟旗（佐久間象山筆） 古牧光蓮寺 蓮如上人ご染筆奥書

ケ 無形文化財（伝統工芸）

市域の伝統工芸としては戸隠地区の竹細工をあげることができる。戸隠の竹細工は、戸隠の山野に自生するチシマザサ（通称根曲がり竹）を材料に作られる箕や籠で、その起源は不明ながら、山ノ内町の須賀川に慶安年間（1648 - 1652）頃に、戸隠から移住してきた徳武某ら三人によって竹細工が伝えられたとの記録が残されていることから、少なくともそれ以前から戸隠で作られていたことは確かである。根曲がり竹は茎が細くしなやかなため、細かな細工がしやすく丈夫なのが特徴で、農作業の道具としての箕や籠はもとより、明治時代に入り養蚕が盛んになると蚕籠、現在では蕎麦ざるといったように、それぞれの時代の需要に合うように製品の形を変えながら 100 年以上継続して作られ続けている。昭和 58 年（1983）には、県内の他の竹細工産地とともに信州竹細工として長野県の伝統的工芸品に指定された。

コ 有形民俗文化財（食文化）

近世以降、市域の平地部では米と麦の二毛作が、山間部でも麦や蕎麦の栽培が行われていたため、「うどん」・「そば」・「おやき」といった粉食が発達した。作り方も麺を短めに平たくして、もろもろの野菜と一緒に煮込む「おぶっこ」や、あらかじめ野菜等を入れて煮た煮汁の中に、投げ籠に入れたそうめんを浸し、一杯分の椀の中に煮汁と合わせて入れて食す「おとうじ」などバラエティーに富む。「おやき」は、小麦粉を水で溶いて練った生地を餡となる具材を載せて包んで蒸す、あるいは焼いた饅頭で、餡となる具材にはこの地で獲れる丸茄子や野沢菜、切り干し大根が使われることが多い。かつては米食の間を埋める代用食として各家庭で日常的に作られていたが、現在では県を代表する郷土食として広く知られるようになった。

市域の西部中山間地を含む西山地方と呼ばれる地域では、冠婚葬祭の際に「えご」と呼ばれる食べ物が必ず出される。「えご」はエゴグサと呼ばれる海藻の煮凝りで、羊羹状に固めた後、刺身状にして出される。これを酢味噌などにつけて食す。「えご」自体の味は無味に近く、磯の風味が強い。隣県の新潟では日常食として食べられるのに対しハレの食品として食べられることや、煮凝りの際にあえて濾さずに磯の風味を強く出した方が好まれるなどといったところは、海がない地域ゆえの習慣といえる。

季節の風物詩として春先に食べられるのが根曲がり竹のタケノコである。根曲がり竹とは厳寒地に自生するチシマザサのことで、積雪が多く厳しい寒さの戸隠地区に多くみられる。市域では根曲がり竹のタケノコの時期になると、缶詰の鯖水煮と一緒に味噌汁にして食す。そのため、この時期はスーパーなどでは、鯖の水煮缶が山高く積まれる光景がみられる。

サ 無形民俗文化財（絵解き）

絵解きは、仏画を用いて社寺の縁起や仏教説話などを説明する文芸のひとつである。市域では、県宝の善光寺如来絵伝を所蔵しその絵解きを行う第二地区の淵之坊や、第一地区の往生寺、第五地区の西光寺など善光寺近辺の寺院で絵解きが行われている。往生寺と西光寺では、両寺とも刈萱親子の伝承が伝わるところから、往生寺では「刈萱親子御絵伝」（2幅）、西光寺では「刈萱道心石堂丸御親子御絵伝」（2幅）を用いて刈萱道心と石堂丸親子の物語を口演している。西光寺では「六道地獄図」（6幅）の絵解きも行っている。このほか、現代ではほとんど見られなくなった絵解きを掘り起こし広めるため、地元の郷土史研究団体（長野郷土史研究会）によって、善光寺如来絵伝や涅槃図などの絵解きも行われている。

シ 無形民俗文化財（北信流）

市域を中心に北信濃にしかみられない風習として北信流があげられる。北信流とは、酒宴の途中、年配者の発言によって酒宴の主催者と主賓が宴席の中心に進み、相対して杯を酌み交わすというもので、杯を酌み交わす間、肴と称して謡が謡われるのが特徴である。北信流が行われると用事のある参加者は退席ができるとして、酒宴の中締めの意味もある。北信流で重要なのが肴と称する謡である。北信流は、明治以降にこの地域に広まったものだが、当時は肴を出すよう突然振られても良いように、謡の一つ二つは覚えているのが当たり前とされ、農家の男性は嗜みとして冬の農閑期などを利用し謡曲の師匠について謡を習った。このような風習が市域を中心に広まったのは、近世松代藩の武士階級に広まっていた謡が近代に入って民衆に広まったことによる。そのため北信流が伝わる範囲も旧松代藩領とほぼ重なっている。

ス 史跡・名勝（山城）

市域には 200 近くの山城が確認されているが、大半は鎌倉時代から戦国時代に在地の国人層や、川中島の戦いに際し武田氏・上杉氏によって築かれたものである。特に、善光寺平の掌握をめぐる武田氏と上杉氏との間でおきた川中島の戦いは長期間にわたるものであったため、善光寺を取り囲む旭山城、葛山城、大峰城や市域北部に作られた髻山城、若槻山城、市域南部の尼巖城、清滝城、寺尾城など、川中島の戦いに関わるものが多い。

近年の山城ブームを背景にトレッキングコースが整備される山城が増え、それらを紹介する HP もながの観光コンベンションビューローによって作成されている。

セ 石造物

市域の石造物については、昭和 50 年代に郷土を知る会によって平成合併前の旧

長野市域の所在調査が実施され、平成に入り合併した豊野町、鬼無里村、戸隠村、中条村、信州新町については旧町村時代に悉皆調査がされている。

また旧大岡村については、合併後に長野市立博物館で悉皆調査を行った。

市域の石造物の中で特徴的なものに、徳本行者の六字名号塔がある。独特の書体で「南無阿弥陀仏」と刻まれ、脇に「徳本」の名と、丸に十に似たマークのような花押が刻まれている念仏塔のことだが、これは、近世の念仏行者徳本（1758－1818）が念仏行の布教に用いた六字名号札を石碑に刻んだもので、その数は市域内で 96 基にのぼる。そのほとんどが、徳本行者が念仏教化のために市域を訪れた文化 13 年（1816）の年号を刻んでおり、徳本行者の巡錫がこの地に与えた影響の大きさを物語っている。



徳本名号塔（更北地区 法蔵寺）

第2章 長野市の維持向上すべき歴史的風致

1 歴史的風致に関する概要、分布状況

本市は、周囲を美しい山並みに抱かれる中、古くから善光寺の門前町として栄えるとともに、市域のほぼ中央で千曲川と犀川が合流して沿川に形成された肥沃な長野盆地（善光寺平）を中心に発展した都市部と山間部の双方を併せもった都市である。その肥沃な土地を巡って、戦国時代には、武田信玄と上杉謙信に代表される有力者の争いの場となり、その後、江戸時代になり、真田氏が信濃の国最大の石高を有する松代藩として、独自の文化と城下町を形成した。

松代は、江戸時代をとおり城下町として繁栄し、加えて、松代城下を通る松代道^{まつしろ}も商品流通が活発になるにしたがい発展し、市域にも複数の宿場が形成された。なお、松代の^{みち}大室には、5世紀前半から8世紀にかけて築造された500余基の古墳からなる大古墳群が存在し、その周辺にも数多くの遺跡が確認できることから、この地を含む長野盆地には、古代から広域の緩やかな地域的政治圏が形成されたとみられる。

山間部には、善光寺と同じく県内外に広がった戸隠信仰の中心である戸隠がある。戸隠は、古代以降、天台密教や真言密教と神道とが習合した神仏混淆の聖地となっていた。江戸時代、善光寺参詣に訪れた人々の中には戸隠まで足を延ばす人も多く、善光寺と戸隠を結ぶ信仰の道は、戸隠古道として多くの参詣者が往来した。戸隠信仰の歴史は古く、戸隠山^{けんこうじ}顕光寺を中心にした山岳信仰に、農業神として庶民の信仰を集めていた九頭竜^{くずりゅうごんげん}権現に代表される神道が一体化したことで、独自の文化やそこで生きる人々の^{なりわい}生業が成熟した。

また、戸隠西部の鬼無里^{きなし}は、近世から近代にかけて、麻の栽培が盛んとなり麻産業で栄えると同時に、山間地の交通要路の分岐点として、近郷では例のない九^く齋市^{さいいち}（1ヶ月に9回開かれた定期市）が開かれ、物流や交易の場として繁栄した。

このように、本市は、国宝善光寺本堂を中心に、平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに、門前町として発展した都市形成の歴史があると同時に、善光寺以外にも歴史的、文化的に発展した地域をもつ。各地域のまちの形成やそこで生活する人々の営みを礎に、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物が一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されている。

については、本市の維持及び向上すべき歴史的風致として、次の7つを取り上げ、それぞれに建造物、人々の活動を主として、以下に整理する。

	歴史的風致	重点区域
(1)	善光寺御開帳にみる歴史的風致	善光寺地区
(2)	善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致	
(3)	戸隠信仰にみる歴史的風致	戸隠地区
(4)	戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致	
(5)	城下町松代と松代道にみる歴史的風致	松代地区
(6)	大室古墳群にみる歴史的風致	
(7)	鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致	鬼無里地区

3 戸隠信仰にみる歴史的風致



4 戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致



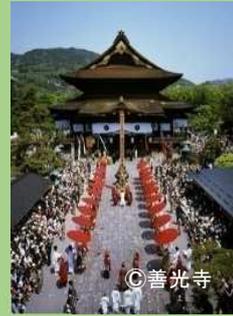
茅葺き職人



竹細工職人



1 善光寺御開帳にみる歴史的風致



©善光寺

7 鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致



白鬚神社の祭礼

鬼無里神社の祭礼（屋台）



2 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致



弥栄神社の御祭礼

6 大室古墳群にみる歴史的風致



湯福神社の神事

5 城下町松代と松代道にみる歴史的風致



松代城跡で行われる大門踊



新御殿跡（真田邸）



松代道の宿場（川田宿）

2 歴史的風致の内容

(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致

ア はじめに

善光寺の創建については、平安時代末期に記された『扶桑略記』所収の『善光寺縁起』によると、欽明天皇 13 年（552）に百済から送られてきた阿弥陀三尊が善光寺如来であり、推古天皇 10 年（602）に信濃の国水内郡に遷したとされる。

善光寺の名が文献に登場するのは、仏教説話集の『僧妙達蘇生注記』が最初である。これは天暦 5 年（951）の僧妙達の蘇生譚を記したものであり、「水内郡善光寺」との記述がある。現存する写本の奥書に天治 2 年（1125）とあるが、それ以前の文献にも引用されており、天暦 5 年（951）からほど遠くない時期に成立した文献と見られる。

善光寺の名が、中央の貴族社会や仏教界で知られるようになるのは、天台宗寺門派の本山である園城寺の末寺となったことが一つの契機であったと考えられており、11 世紀後半から 12 世紀前半の頃とされる。末寺になると本寺の僧の中から別当が選任される。『後二条師道記』の永長元年（1096）3 月の条に、興福寺、西大寺、法隆寺における別当の名が記されるとともに、頼救阿闍梨^{あじやり}が善光寺別当になることが記されており、これが善光寺別当に関する初見記事である。

善光寺信仰は、平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに、急速に全国的な広がりをみせ、阿弥陀信仰の霊地として善光寺の名声が知れわたることとなる。さらに、鎌倉時代以降、末法思想の広がりとともに、鎌倉幕府の善光寺保護政策により、治承 3 年（1179）に焼失した善光寺の再建が行われる。また、全国各地で有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造が流行し、鎌倉時代後期には全国各地に新善光寺が勧請され、善光寺信仰は全国に広がった。

全国から善光寺への参詣人が増加するに伴い参詣路も発達した。『一遍聖絵』（正安元年（1299））、『遊行上人絵伝』（徳治 2 年（1307）までに制作）は、文永年間に再建された善光寺や門前の賑わいを伝えている。また、『大塔物語』（応永 7 年（1400））に「善光寺の南大門および裾花川の高畠に履子を打つ所なし」と門前の賑わいが記されている。

門前の住人は、大工、仏師、絵師、遊女、琵琶法師、絵解き法師など善光寺

如来に直接結縁し世俗を脱した人々で、農村とは異なった町の世界が善光寺門前に展開していた。室町時代には、善光寺信仰と戸隠・飯縄信仰がセットになり、多くの参詣者を集めた。

こうした歴史的な経緯をもつ善光寺で、数え年で7年に一度ごと丑の年と未の年に催されるのが、善光寺の御開帳である。善光寺の御開帳には、他国に出で行く出開帳と善光寺で実施する居開帳がある。このうち居開帳が、現在まで行われている善光寺御開帳である。

居開帳は、念仏堂で行われた不断念仏の節目を記念する、出開帳を終えた如来を慰労する、堂塔の造営や修築を記念するなどを目的に実施されてきた。近年では、長野商工会議所などで構成する奉賛会が、善光寺に開帳の申し入れを行う形になっており、善光寺信仰に加え、商業、観光振興の要素も大きくなってきている。

明らかな記録の残る最初の居開帳は享保15年(1730)で、善光寺宿問屋『小野家日記』に、「如来御入仏以後の群衆なり」と記される。また、居開帳の様子が分かる史料として、弘化4年(1847)の善光寺大地震における居開帳の絵図(『永井家文書』・長野市指定文化財)に華やかな居開帳が描かれている。

江戸時代の居開帳は、享保15年(1730)から幕末にかけて計15回が行われたものの、不定期の開催であった。現在のように数え年で7年に一度と定期的に行われるようになったのは、明治15年(1882)以降であり、太平洋戦争による混乱期を除き現在まで途絶えることなく行われている。

イ 建造物

(ア) 善光寺本堂(国宝)

現在の本堂は、宝永4年(1707)に再建され、間口7間に対し奥行が16間と長く、建坪も国宝建造物の中で東日本最大の大きさである。その平面は、外陣、内陣、内々陣が設けられ、屋根は総檜皮葺で撞木造という独特な形式である。

善光寺は、古くから庶民に開かれた寺として、宗派を問わず全ての人々を受け入れてきたことで知られる。現在も法要をはじめとした寺務は、天台宗と浄土宗の二宗派の僧侶が共同で執り行っている。善光寺一山の本坊として天台宗の大勧進と浄土宗の大本願があり、本坊のもとに39の院坊(25院、14坊)がある。善光寺の門前は、明治24年(1891)の大火により多くの建物が焼失したが、大勧進、大本願や院坊の中には焼失を免れた歴史的建造物が残り、善光寺と一体となり独特の景観を今に伝えている。

(イ) 善光寺三門（重要文化財）

三門（山門とも書く）は、寛延3年（1750）の建立で、本堂の正面に位置し、間口5間、奥行2間の木造2階建、入母屋造の2重門で、中央3間が通路になっている。また、屋根は、大正年間の葺き替え工事で檜皮葺きとなっていたが、平成の大修理でサワラ板を用いた栩葺きに復原されている。

(ウ) 善光寺経蔵（重要文化財）

経蔵は、宝暦9年（1759）の建立で、本堂の西側に位置し、五間四方の建物で、屋根は宝形造の檜皮葺である。内部は石敷で、中央に一切経が収められた八角形の輪蔵がある。

(エ) 善光寺仁王門

仁王門は、宝暦2年（1752）に再建されたものの、弘化4年（1847）の善光寺大地震及び明治24年（1891）の大火により焼失した。現在の仁王門は、大正7年（1918）に再建されたものである。間口3間、奥行2間の平面形であり、屋根は、切妻造銅板葺で正面に唐破風をもった八脚門である。

(オ) 善光寺鐘楼

本堂の南東にある鐘楼は、嘉永6年（1853）に再建された。屋根は、入母屋造檜皮葺で、6本の角柱が二重扇垂木の深い軒をもった屋根を支えている。梵鐘は、寛文7年（1667）に伊藤文兵衛金正が鋳造したもので、高さ180cm、口径116cmの大梵鐘であり重要美術品に認定されている。

(カ) 大勸進

大勸進には、寛政年間に建てられた建物として、表大門（寛政元年（1789））、赤門（寛政年間（1789-1801））、行在所（寛政11年（1799））などが残る。なお、大勸進の本堂にあたる萬善堂は、明治35年（1902）建立の木造平屋建、箱棟を載せた入母屋造瓦葺、正面に向拝を設けた建築である。

(キ) 大本願

大本願では、光明閣が明治24年（1891）の大火を被っていない建造物である。これは、歴代天皇の霊を奉っている建物で、木造平屋建、屋根形は善光寺本堂と同じ撞木造であり、瓦で葺かれている。現在は、特別な法要などの

際に使用されている。

ウ 活動

(ア) 善光寺御開帳

こうした歴史的建造物がひしめく善光寺で、数え年で7年に一度ごと催される御開帳は、仏都でもある本市の最大の祭りで、期間中は、全国から多数の参詣者が集まる。一般に御開帳とは、通常閉鎖されている仏殿の扉を開き、参詣者に参拝させるものである。しかし、善光寺の本尊である一光三尊阿弥陀如来像は、古くから秘仏とされていることから、御開帳のときに人々が目にすることができるのは、本尊と同じ姿の前立本尊（重要文化財）である。

善光寺御開帳は、通常、新緑の季節である4月上旬から5月下旬頃まで約2ヶ月間催される。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から1年延期して開催された令和4年（2022）の御開帳は、感染防止対策として参拝者が分散して訪れられるよう通常よりも期間を長くとり、4月3日から6月29日まで88日間にわたり行われた。

御開帳は、初日のお朝事をもって始まるが、御開帳に欠かすことのできない回向柱の奉納は、お朝事よりも前に行われるため、回向柱奉納に関わる祭事すべてを含めて善光寺の御開帳と見なすことができる。

御開帳において回向柱は、次のような意味をもつ。前立本尊は、秘仏である本尊の代わりに人々に公開されるものであるが、本堂奥の内々陣に安置されるため、一般の参拝者たちは触れることができない。そのため、前立本尊から伸びた善の綱と呼ばれる綱で繋がれることで回向柱は、前立本尊と一体となり善光寺如来の命を宿す。人々は、本堂前に建てられた回向柱に触れることで前立本尊と繋がり、御仏の慈悲を受けることができる。

回向柱

回向柱は、松代藩真田家が現在の善光寺本堂建立の普請奉行に当たった縁から、毎回、松代地区から寄進される。令和4年（2022）の御開帳では、松代地区内に適当な用材がなかったため、旧松代藩領外である須崎市豊丘の山中から杉が切り出され、松代地区内の製材工場で化粧が施された。なお、本堂前に建てられる回向柱は、約45cm角で高さが約10m、重さ約3tにも及ぶ。

令和4年（2022）の御開帳では、御開帳大回向柱受入式が3月27日に、新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して行われた。柱は、善光寺本

堂前に建立する回向柱と、世尊院釈迦堂せぞんいんしゃかどう前に建てる約6mの供養塔の2本である。なお、世尊院釈迦堂は、明治39年（1906）頃の建築で、木造平屋建、入母屋造瓦葺で、建物に使用される部材には見事な極彩色の彩色が施されている。世尊院釈迦堂前の回向柱も本尊の銅造釈迦涅槃像（重要文化財、鎌倉時代）の右手と結ばれて本尊と一体となる。

奉納行列

奉納行列は、真田十万石の大名行列を先頭にして、回向柱に繋がれた善の綱を引きながら、松代町内を練り歩いた後、市中心部に移動して、善光寺本堂へ向け中央通りを北上する。通常であれば、行列の経路には、柱に触れようとする人々が溢れかえるが、令和4年（2022）の御開帳では、新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して行われた。令和4年の行程は、3月27日、トラックに載せたままの柱は、午前10時に史跡旧文武学校を出発し、30分ほど松代町内を練り歩いた後、午後には奉納行列が市中心部に移動して、長野商工会議所などでつくる御開帳奉賛会の役員や木遣り隊も加わり、大門交差点付近を出発して善光寺本堂へ北上した。善光寺本堂前の受け入れ式では、寄進建立会会長から善光寺寺務総長に寄進目録が手渡された。

回向柱の奉納については、『長野商工会百年史』に、昭和30年（1955）から旧松代藩に伝わる十万石行列を加えて回向柱を受け入れるようになったとの記載がある。

回向柱建立式

回向柱建立式は、御開帳2日前に行われる。善光寺本堂の大香炉前に組み建てられた滑車付きの2本の柱である蟬竿せみざおや木製手動ウィンチかぐらさんの神楽棧の伝統的な道具を使い、多くの参拝者に見守られる中、高度な技術をもつ職人たちの手作業により、ゆっくりと回向柱が建ち上がる。

この作業の間、善光寺一山の住職による読経で、御開帳の安全無事と成功が願われる。回向柱を建ち上げ始めてからおおよそ40分後、ついに本堂前の回向柱が、天に向かって真っ直ぐに建つ。

前立本尊御遷座式まえだちほんぞんごせんざしき

前立本尊御遷座式は、御開帳前日に行われ、善光寺御宝庫から、御宝輦ごほうれんに乗せられた前立本尊が本堂へと向かう。御宝輦に乗せられた前立本尊は、厳かな雰囲気の中ゆっくりと参道を進み、数え年で7年ぶりに本堂内の瑠璃壇

脇に安置される。

続いて、回向柱除幕式が行われる。多くの参拝者が見守る中、回向柱を包んでいた白い布が取り払われる。

御開帳開關^{かいびやく}大法要

御開帳の初日は、早朝のお朝事をもって始まる。お朝事は、毎朝本堂で行われるお勤めのことで、はじめに天台宗のお朝事が行われ、続いて浄土宗のお朝事が行われる。お朝事に続き、天台宗、浄土宗の両宗により御開帳開關大法要が営まれる。開關とは、天地の開け始め、世界が始まることを意味する。

中^{ちゆう}日^{にち}庭^{てい}儀^ぎ大法要

御開帳期間中は、様々な供養・法要が行われるが、その中で最も重要で大規模に行われるものが中日庭儀大法要である。これは、前立本尊を讃える法要で、天台宗と浄土宗により日を変えて回向柱前で行われる。令和4年(2022)は、浄土宗が4月23日、天台宗が5月7日に行った。

この法要における行列は、天台宗と浄土宗とでは内容が多少異なる。

天台宗の行列は、大勧進を出発し三門へと向かう。三門を抜けて回向柱前にくると、そこで庭儀法要が執り行われる。続いて、本堂内で法要を行い、回廊を廻って散華が撒かれる。その後、参道を長野駅方面に進み仲見世通りの中ほどで左折し、世尊院釈迦堂の前で法要が営まれる。この法要を終えると釈迦堂通りを南下し仁王門の前に出て、参道を善光寺方面に向かい大勧進に戻る。

浄土宗の行列は、大本願を出発した後、三門に向かい参道を直進する。回向柱前では、大勧進と同じく庭儀法要を行う。この時、本堂前で稚児による^{らいさんまい}礼讃舞を披露し、続いて本堂内で法要を行い。その後、来たルートを大本願に戻る。

御開帳結願^{けちがん}大法要

このように様々な行事が行われてきた御開帳も、御開帳結願大法要によって終わりを迎える。御開帳結願大法要は、御開帳最終日に天台宗と浄土宗により本堂でそれぞれ営まれる。そして、同日夕方の^{ゆうざ}夕座法要において、前立本尊の厨子の扉が閉められる。

続いて、最終日翌日に、^{まえだちほんぞんごかんざしき}前立本尊御還座式が行われる。これは、御開帳前

の前立本尊御遷座式とは逆に、前立本尊が白装束の若者が担ぐ御宝輦に乗って、本堂から御宝庫へと還られるもので、これをもって御開帳が終了する。

エ まとめ

古くから宗教や宗派にとらわれずに全ての人を受け入れてきた善光寺の御開帳は、全国各地から多くの参詣者や観光客を集める。その一連の祭事は、関係者や周辺の人々のみならず、回向柱の抛出にみられるように、同じく歴史的遺産が豊富な松代地区にも支えられ、現在まで途絶えることなく続けられている。また、善光寺御開帳は、経済界にとって一つの周期基準にもなっており、善光寺御開帳に合わせて営業戦略、店舗改修計画、商品開発などの予定が組まれることが少なくない。

善光寺及びその周辺の歴史的建造物を中心に執り行われる善光寺御開帳は、多くの人々の生活に深く関わる本市の特長的な歴史的風致である。

(2) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致

ア はじめに

善光寺周辺には、善光寺と深い関わりをもつ寺社が多くある。

弥栄神社は、京都の八坂神社を御本社とし、善光寺門前の宿坊が建ち並ぶ上西之門通りの一角にある。弥栄神社の社地は、安永3年(1774)に当時の善光寺本坊の大勸進住職によって寄進された。弥栄神社の御祭礼では、善光寺門前の各町から曳き出された屋台による奉納屋台巡行が行われている。

また、美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社は、善光寺七社と呼ばれている。このうち善光寺に近い湯福神社、武井神社、妻科神社の三社は、善光寺三社もしくは善光寺三鎮守と呼ばれ、戸隠の創建等が記された『戸隠山頭光寺流記』の「山中之外王子之事」に「井福・武井・妻成(科)御社之山王・善光寺之内白山一之護法也」とあり、特に崇敬されてきたことが分かる。

善光寺周辺の寺社は、弘化4年(1847)年の善光寺大地震と明治24年(1891)年の大火により甚大な被害を受けたが、復興を遂げ、善光寺周辺に形成された歴史的なまちなみの中で、地域住民により伝統的な祭礼を受け継いでいる。

イ 建物

(ア) 弥栄神社

覆屋に囲われた社殿は、弥栄神社の境内の最も北寄りに位置している。覆屋は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺で、向拝柱も含めた外部はすべて漆喰で覆われている。建築年代は、弘化4年(1847)以前であることが判明している。

(イ) 妻科神社

妻科神社は、善光寺の南西、妻科の中央北に位置している。平安時代初期からとみられる諏訪社系の古社とされ、『日本三代実録』(延喜元年(901)制作)貞観2年(860)の項に妻科地神と記されている。

本殿は、延宝7年(1679)建立の一間社流造、切妻造瓦葺屋根である。拝殿は、大正3年(1914)建立で、木造平屋建、平入、入母屋造銅板葺屋根、中央に唐破風のついた向拝が設けられている。

(ウ) 武井神社

武井神社は、善光寺の南東、東町に位置している。妻科神社と同様に諏訪社系の古社とされ、主祭神として建御名方命^{たけみ な かたのみこと}、相殿神として八坂刀売命^{やさかとめのみこと}、彦神別命^{ひこかみわけのみこと}が祀られている。

本殿と社蔵は、弘化4年（1847）の善光寺大地震で被害を受けた後、13年を要して再建された建物で、万延元年（1860）の建立である。本殿は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根で、社蔵は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根である。

（エ）湯福神社

湯福神社は、善光寺の北西、箱清水町の入口にあり、戸隠古道に沿った場所に位置している。妻科神社、武井神社と同様に諏訪社系の古社とされ、同社には、主祭神として建御名方命が祀られている。

社名の湯福は、伊吹を起源とし、風に関係のある語という。そのため同社は、風神を祀る神社として信仰されてきた。境内の北に位置する本殿と拝殿は、文久2年（1862）に建てられた銅板葺屋根の建物で、本殿は切妻造、拝殿は入母屋造である。また、敷地北西にある土蔵に弥栄神社仮拝殿の部材が保管されている。

（オ）彦神別神社^{ひこかみわけ}

彦神別神社は、善光寺三社と同じ諏訪社系の古社で、善光寺の東、城山公園の一角に位置している。創建は古く、『日本書紀』下巻の持統天皇5年8月の項に、「辛酉^{かのとのとり}に、使者を遣わして、龍田^{たつた}の風塵を信濃^{すは}の須波（諏訪）水内（長野）等の神を祀らしむ」とあり、後者の水内（長野）が彦神別神社にあたる。

彦神別神社は、善光寺本堂北側にあった年神堂（歳神堂）が、神仏分離令によって明治12年（1879）に現在地に遷されて建御名方富命^{たけみ な かたのみことひこかみわけ}彦神別神社となった。境内に明治17年（1884）に建てられた木造平屋建、平入、瓦葺銅板屋根の拝殿がある。旧年神堂本殿は、この時、守田^{もりた}酒神社（長野市高田）に移築されて、長野市指定有形文化財になっている。

なお、彦神別神社のある城山公園は、かつて上杉謙信が陣を張った横山城の跡地でもあり、現在は、長野県立美術館や（仮称）長野こども館などの文化施設が併設された都市公園となっている。

（カ）秋葉神社

秋葉神社は、武井神社の南東、権堂アーケードの入口近くに位置し、祭神として軻遇突智^{かぐつちのみこと}命を祀る。もともと同じ権堂町の往生院境内に小祠を奉祠していたものが、弘化4年（1847）の善光寺大地震の難を受けて腰巻に、さらに明治27年（1894）に現在地へ移転された。本殿は、慶応2年（1866）建立の間社流造で、向拝に唐破風が付き、海老虹梁には竜が巻きついた彫刻が施されている。拝殿は、明治30年（1897）に建てられたもので、間口6間、奥行4間、平入、入母屋造瓦葺屋根である。

ウ 活動

（ア）弥栄神社の御祭礼

弥栄神社の御祭礼は、『善光寺御祭礼絵巻』（真田宝物館所蔵、文政年間（1818-1830））に、晴れやかな屋台の姿とそれを曳く町人の様子が描かれており、この頃から、かなりの隆盛があったとみられる。

弥栄神社は、その社地が大勸進住職により寄進されたことから善光寺との関係が深い。その弥栄神社の御祭礼は、善光寺の祇園祭とも呼ばれ、江戸時代は原則として大勸進の指揮の下で行われていた。現在も善光寺の僧侶が、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事に参列している。

仮拝殿

例年、天王下ろし祭が近づくと、弥栄神社の社殿（覆屋）の前に仮設の仮拝殿が組み建てられる。天王下ろし祭と天王上げ祭における神事がこの場所で行われる。

仮拝殿は、昭和22年（1947）から昭和23年（1948）頃の建築で、木造平屋建、妻入、切妻造鉄板葺である。部材は、弥栄神社の北西に位置する湯福神社の境内に保管されている。

天王下ろし

天王下ろし祭の神事は、午後5時から行われる。仮拝殿に、弥栄神社宮司をはじめ、屋台巡行の御先乗り^{おさきの}を務める少年、善光寺関係者、持ち回りの年番町（令和4年（2022）は県町）、副年番町役員、妻科地区の役員、商工会議所の会頭、ながの祇園祭の実行委員長らが参列する。

御先乗りとは、年番町から神の代理として選ばれた少年のことで、神が乗り移った少年が屋台巡行の先頭に立って各町を練り歩くことにより、夏の疫病を祓うというものである。

屋台巡行

かつて弥栄神社の御祭礼は、京都の八坂神社、広島 of 巖島神社と並び日本三大祇園祭とも称された大祭であった。明治維新や太平洋戦争等の一時期を除き毎年行われていた屋台巡行は、戦後、経済的な理由や人手不足の問題から徐々に実施回数が減っていき、昭和40年（1965）から昭和42年（1967）までの間は松代群発地震の影響により自粛された。昭和43年（1968）に屋台巡行が再開されたが、毎年の開催でなく、昭和45年（1970）5月12日に善光寺忠霊殿落成の協賛として、また、昭和48年（1973）に初めて善光寺御開帳にあわせて巡行が行われた。以降、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事のみが、毎年行われることとなった。

その後、平成21年（2009）の善光寺御開帳で計10台の屋台が巡行し、大きな賑わいをみせた。平成24年（2012）から、ながの祇園祭屋台運行実行委員会が中心となり実施されて以降、屋台巡行は毎年実施されている。

御祭礼は当初、善光寺門前を中心に行われていた。明治4年（1871）の御祭礼加盟町は、東町、岩石町、伊勢町、東之門町、大門町、西町、阿弥陀院町、天神宮町、桜小路、上西之門町、新町、横町の12町で、全て旧善光寺領の町であった。

その後、明治21年（1888）に善光寺の南方2kmほどの位置に長野駅が開業し長野駅周辺が近代化してくると、徐々に善光寺から南に位置する長野駅に近い町が参加するようになった。このことは、幕末から明治にかけての絵図等を見比べるとよく分かる。『小市往還より善光寺を見図』（嘉永元年（1848）制作・永井家文書）を見ると、都市域は善光寺門前と北国街道沿いの比較的限られた範囲にまとまっている。次に、『信陽善光寺境内及長野市町明細之図』（明治24年（1891）制作）を見ると、善光寺の西側に県庁をはじめとした主要官庁が建ち並ぶ姿が見えるとともに、長野駅の開業により、都市域が徐々に南方に拡大していることが分かる。

屋台

近年、人口減少の進展による担い手不足の問題もあって、旧善光寺領の町に参加を見合わせる町も出てきた。令和4年（2022）時点の屋台巡行加盟町は、南石堂町、東後町、東鶴賀町、西之門町、新田町、権堂町、元善町、問御所町、西後町、緑町、田町、北石堂町、桜枝町、上千歳町、南千歳町、末広町、東町、東之門町、大門町、上西之門町の全20町である。

これら 20 町のうち 16 町が、現在も屋台を所有している。さらに、かつて屋台巡行に加盟していた 4 町（西町上、栄町、伊勢町、岩石町）も屋台を所有しており、計 20 町が現在も屋台を所有している。

屋台は、その上で踊りをする踊り屋台が特徴で、中には山崎儀作や和田三郎次といった郷土の匠による華やかな彫刻が施されたものもある。これらの屋台のほとんどは、屋台巡行のたびに組み立てられ、巡行を終えると解体し保管されている。組み立てられた状態で保管されている屋台は、西町上と緑町の屋台のみである。

西町上の屋台は、寛政 5 年（1793）に制作された本屋台で、建材にケヤキやヒノキを用い、全面黒漆塗りが施されている。昭和 42 年（1967）に長野市有形民俗文化財に指定され、長野市立博物館に展示されている。

権堂町の屋台は、大正 2 年（1913）に田町の和田三郎次によって造られた踊り屋台で、善光寺周辺の屋台では唯一、上段が踊り屋台、下段が囃子方となる二層構造である。戦後から、屋台の先頭に勢獅子^{きおいじし}が立ち、獅子と屋台の一組での巡行が恒例となっている。勢獅子は、明治 4 年（1871）に長野県が誕生した際に、その年の天長節に長野県庁の勧めによって獅子頭、幌を下付され舞ったのが由来とされ、長野市無形民俗文化財に指定されている。

南石堂町の屋台は、昭和 12 年（1937）に造られた踊り屋台で、白木造りで四方が開けた軽快な造りとなっている。

新田町の屋台は、大正 13 年（1924）に造られた踊り屋台で、平成 6 年（1994）に補修された。南石堂町の屋台と同様に、簡単な白木造りの屋台である。

元善町の屋台は、平成 13 年（2001）に伊勢町からあずかり受けた江戸時代末期から明治時代初期にかけての制作で、柱は漆塗りに、細部に多数の彫刻が施されている。

北石堂町の屋台は、昭和 7 年（1932）の制作で、正面 2 本の柱に向かって右側に昇龍、左側に降龍の彫刻が施されている。

屋台巡行の順路

各町の屋台は、午前 9 時の巡行開始に向けて、各町の会所を早朝に出発し、各々の順路を取りながら出発地のセントラルスクウェアに順次集合する。セントラルスクウェアは、平成 10 年（1998）開催の長野冬季オリンピックの表彰式会場として使用された施設を都市公園として再整備した

施設である。

屋台巡行では、御先乗りと呼ばれる一行が各町の屋台を先導して中央通りを進んでいく。御先乗りは、年番町から選ばれた純真無垢な十歳前後の少年が神の代理として馬に乗り、町の役員たちを従えて町内を練り歩くもので、午前8時に弥栄神社を出発する。御先乗りの一行は、弥栄神社から東へ進み、仲見世通りを右折し南下する。善光寺仁王門を通過し、中央通りに出て、そのまま真っ直ぐ南下し、午前8時30分頃、各町の屋台が待機するセントラルスクウェアに到着する。

御先乗りの一行と各町の屋台が揃うと、いよいよ屋台巡行が始まる。開始に当たり行われる儀式が、注連縄切りである。これは、巡行開始の合図として、御先乗りの少年が注連縄を太刀で切り落すものである。午前9時、御先乗りの少年によって注連縄切りが行われると、御先乗りを先頭に屋台巡行が始まる。

御先乗りの一行は、弥栄神社御祭礼と善光寺祇園祭の幟を先頭に、長刀鉾を表す長印の旗、善光寺大勧進の車柄杓、大本願の月章を持つ白丁、御先乗り、その後ろに屋台巡行加盟町の役員らが一列になって、善光寺三門を目指して、雅やかの中にも威風堂々と中央通りを北に進む。御先乗りの一行に続いて、権堂町、西後町、上千歳町、北石堂町の順に、各町の屋台が順次出発する。

屋台が巡行する中央通りは、かつての北国街道であり、明治時代以降は商業の中心地として栄えてきた通りである。北国街道は、正確には中央通りを登りきったところを横町へ右折し、さらに東へ進み岩石町へとかかる。突き当たりが恵びす講で知られる西宮神社で、そこから道は直角に左折して北方へ延び、戸隠道と交叉して右折し、東へ延びていく。この辺りの北国街道沿いには、歴史的まちなみが数多く残る。

屋台が三門に近づくにつれ、徐々に歴史的建造物が増えていき、門前町の雰囲気が増していく。セントラルスクウェアから200mほど進むと、木造2階建、平入、切妻造瓦葺、土蔵造を特質とするまちなみがより顕著になる。この地域は、大門町南地区と呼ばれ、長野市景観計画において景観計画推進地区に指定されている。善光寺周辺一帯は、景観計画により建築物の高さ制限が設けられているとともに、善光寺本堂を中心とした区域は、風致地区に指定され良好な景観が保全されている。

中央通りを三門に向かって進んできた各町の屋台は、善光寺境内に入り大本願前を通過する。大本願に面した参道には、善光寺門前の景観を特徴

づける宿坊が建ち並んでいる。宿坊は、一般に僧や参詣人の宿泊に当てられるところである。現在、善光寺周辺には、本坊の大勧進（天台宗）の下に 25 院、大本願（浄土宗）の下に 14 坊の宿坊がある。個々の宿坊の建造物は、主に、本尊が安置されている場、参詣者が宿泊する場、生活の場からなる。参詣者が宿泊する場と生活の場は一体となっており、その建造物は、庫裡と呼ばれ、その床面積の多くは、参詣者が宿泊する場が占めている。一方、本尊が安置されている場は、大御堂である善光寺本堂に対して、^{おみどう}小御堂と呼ばれる。

明治時代中頃の鉄道開通以降、参詣者が増え、参詣者を受け入れるために宿坊建築は高密化、多層化した。現在みられる宿坊建築の多くが木造三階建で、中には四階建のものがあるのは、主にこの理由である。

各町の屋台は、大本願前を通過し仁王門に向かって進んで行く。仁王門をくぐり、東西方向に延びる仁王門通りを渡ると、参道の両側に仲見世の店舗群が建ち並んでいる。現在のように、街区が形成されて仲見世に常設の店舗群が建ち並ぶようになったのは、参詣者が多くなる近代以降である。それ以前は、^{どうにわ}堂庭と呼ばれる場に市が開かれ、参道に沿って南北方向に建物がある程度であった。さらに遡れば、仲見世の場所にかつて本堂が建っていた。宝永 4 年（1707）に現在地に本堂が建てられたことで、それまで本堂が建っていた場所は、堂庭と呼ばれる広場となり、ここに仲見世が展開した。

現在、仲見世には、旅館や土産物、仏具などの店舗が建ち、これらの店舗が個々に個性豊かなファサードを構えている。仲見世の店舗には、古くから建築規制が課せられ、現在も「建物を仁王門より高くしてはいけない」など、善光寺に配慮した建築規制が口承されている。そのため、仲見世には、個々の店舗が個性的なファサードを構えながらも、まとまりあるまちなみが形成されている。

仲見世の店舗群を抜けて駒返り橋通りを渡ると、左手に大勧進を見つつ、屋台は三門前に到着する。大勧進貫主と大本願上人の高僧をはじめ威儀を正した院坊の僧侶たちが居並ぶ前で、各町はここで舞を奉納する。

三門前で舞の奉納を終えた各町は、次に屋台を東へ進め寛慶寺境内西側を南下し、駒返り橋通りを東に進み東之門町の会所で舞を奉納する。

寛慶寺は、知恩院に属する浄土宗の寺院で、善光寺境内の東に位置する。このうち山門が、寛政元年（1789）に大勧進の表門を移築した本瓦葺の四脚門であり、本堂が、木造平屋建、平入、入母屋造瓦葺で、明治 14 年（1881）

の建築である。

東之門町の会所で舞を奉納すると、各町は、駒返り橋通りを西に向かって進み、大勸進紫雲閣の南で舞を披露し、弥栄神社へと行列を進める。各町は、弥栄神社前でも趣向を凝らした舞を奉納する。

その後、御先乗りは、弥栄神社を南下して大本願の角を曲がり、町なかの悪疫を祓うため市街地を隈なく巡行していく。各町の屋台は、大本願の南を通過して中央通りに入るまで御先乗りと同じ順路をとり、その後、各町の運行順路に従って中心市街地を巡行していく。

天王上げ祭

屋台巡行の翌日に天王上げ祭が行われる。例年、天王上げ祭は7月14日に行われるものの、令和4年(2022)の御祭礼では屋台巡行が6月12日に行われたため、屋台巡行が終わった6月14日に天王上げ祭が行われた。天王上げ祭の神事は、概ね天王下ろし祭と同様であるものの、天王下ろし祭では、神様を迎えるために社殿の御扉を開いていたものが、天王上げ祭では、神様を送るために御扉が閉められる。この神事をもって8日間に渡る弥栄神社の御祭礼が終了する。

令和4年(2022)の屋台巡行は、新型コロナウイルス感染症により3年ぶりに、また、御開帳に併せされたことで、多くの人で賑わった。

(イ) 茅の輪くぐり

茅の輪くぐりは、毎年、妻科神社で6月下旬、湯福神社で6月28日に行われる。茅の輪くぐりは、大宝律令(大宝元年(701))の制定以降、正式に宮中行事とされた大祓おほはらえの一環の神事で、明治時代以降に全国的に行われるようになった。大祓は、犯した罪や穢れを除き去るために、毎年2回、6月と12月の晦日に行われている。6月の大祓を夏越なごしの祓えといい、12月の大祓を年越としこしの祓えという。このうち、夏越の祓えで行われるのが、茅の輪くぐりである。

湯福神社の茅の輪くぐり

湯福神社では、昭和13年(1938)頃から茅の輪くぐりが行われるようになった。茅の輪くぐりは、午後1時から3時までの約2時間、善光寺周辺の15町(横沢町、立町、伊勢町、東之門町、西之門町、栄町、上西之門町、狐池町、深田町、桜枝町、箱清水町、花咲町、御幸町、往生地町、

元善町)の氏子総代と各区長らが中心となって執り行われる。以前は、関係者以外この神事に訪れる人は少なかったものの、現在は、他地域からの一般参加者も多く訪れ、賑わいをみせている。

神事に先立ち、本殿の左横に四方に竹を立てて注連を張った祭壇が設けられる。また、この祭壇に、米、神酒、野菜、魚、塩、果物といった供物が供えられる。さらに、本殿の前には、直径2mほどの竹で作られた茅の輪が置かれる。茅の輪とあるように、以前は茅を使用して作られていた。

神事は、宮司が人形を三方ひとがたさんぼうに載せて、祭壇で大祓の儀式を行うことから始まる。人形とは、人の形に象られた紙のことで、これに自分や家族の名前を書き込み、さらに息を吹きかけることによって半年分の穢れが託されることになる。儀式では、大祓詞が参列者にも配られ、参列者も一緒になって祝詞をあげる。

続いて、茅の輪くぐりが行われる。まず、境内の外に出て、神社入口の手水所で手を洗い清める。人形が載る三方を掲げた宮司が、境内いっばいに8の字を描くように、左、右、左と回り、合計3回輪をくぐる。宮司、祢宜に続いて、氏子総代と各区長らが輪をくぐり、その後一般参拝者が輪をくぐる。

最後に、湯福川にかかる橋の近くにかがり火が置かれ、ここで人形を炊き上げて厄払いをする。かつては、この川に人形を流して厄払いをしていたといわれる。

(ウ) 御射山祭みさやまさい

毎年、武井神社では8月26日に、湯福神社では8月27日に御射山祭が行われている。御射山祭は、諏訪大社で行われてきた伝統的な祭礼で、元々は、茅萱ちがや(ススキあるいは尾花)で葺いた臨時の仮屋ほや(穂屋)に、2日から4日ほど参籠して山宮の神霊に対する嚴重な祭祀を行うとともに、これに伴う御狩りの行事を行ったものである。

全国各地の諏訪社系の神社で御射山祭が行われており、善光寺三社はいずれも諏訪社系であるが、現在行われているのは、武井神社と湯福神社で、中でも武井神社では盛大に行われている。

武井神社の御射山祭

『信濃宝鑑(中巻)』の武井神社を描いた明治33年(1900)の絵図に「御射山祭ト唱フルアリ。毎年八月廿六廿七ノ両日ヲ以テ之レヲ行フ。」とあ

ることから、武井神社では、明治 33 年（1900）以前から御射山祭が行われていることが分かる。また、『齋藤神主家年中行事録』（弘化 5 年頃（1848））に、湯福神社の御射山祭に関する記述がみられる。

善光寺周辺の諏訪社系の神社はもとより、全国各地にある諏訪神社の総本社である諏訪大社の上社（諏訪市・茅野市）と下社（下諏訪町）では、御射山という山に穂屋というススキで屋根を葺いた小屋を作り、そこで生活して神事を行った。現在でも御射山祭の日に、ススキの穂で作った神箸で食事をする習慣があり、これはその伝統を踏まえたものである。

武井神社では、8 月 26 日にススキの穂と箸が頒布される。ススキの穂は、各々の家の神棚等に供えられ、翌朝 27 日にススキ箸で小豆ご飯を食べると、一年中無病息災で過ごせるといわれる。また、子どもたちの無事育成、家内安全、商売繁盛を祈願する祭礼でもある。

この祭りに重さ約 2 トンの宮神輿が登場する。東町の神輿は、問屋街として栄えた土地柄も重なり、昭和 40 年（1965）頃まで毎年、町独自で盛大に神輿が担がれてきた。しかし、その後、人口減少や住民の高齢化などで担ぎ手が足りず、神輿は 30 年近く蔵に眠ったままであった。しかし、神輿復活を願う声が年々高まり、地域外からの応援もあって、平成 8 年（1996）に神輿が復活した。令和 4 年（2022）の御射山祭は、地元の氏子だけで 200 人の担ぎ手が集まり、現在も熱気ある祭りが続けられている。

（エ）御柱祭

諏訪大社では、数え年の 7 年に一度、寅年と申年に御柱祭が行われる。本市内にも諏訪社系の古社が多く、善光寺周辺では、善光寺三社（妻科神社、武井神社、湯福神社）に彦神別神社ひこかみわけを加えた四社が交代して、諏訪大社と同様に寅年と申年に御柱祭を行っている。

最も古い御柱祭の記録は、嘉永 7 年（1854）に妻科神社で初めて御柱祭が行われたことが記されている『嘉永七甲寅年三月十五日於妻科神社 御柱祭事行列帳』である。武井神社拝殿に掲げられた縦 120 c m、横 350 c m の四枚の大絵馬のうち一枚の大絵馬（市指定有形文化財）に、万延元年（1860）に行われた武井神社の御柱祭の様子が詳細に描かれている。湯福神社では幕末から、彦神別神社では明治時代から御柱祭が行われるようになったことから、少なくとも明治時代以降に、妻科神社、武井神社、彦神別神社、湯福神社の四社が、数え年で 7 年に一度ごと交代で御柱祭を行うようになったと考えられる。

近年の御柱祭の挙行を順にみると、平成 10 年（1998）に彦神別神社、平成 16 年（2004）に妻科神社、平成 22 年（2010）に武井神社、平成 28 年（2016）に湯福神社で行われた。

令和 4 年（2022）は、9 月 10 日に彦神別神社で行われた。御柱は、壺之柱と弔之柱の 2 本で、直径が約 40 c m、長さが約 10m で、それぞれセントラルスクウェアから曳行された。

御柱の曳行順路

御柱の行列は、セントラルスクウェアを午後 3 時 30 分に出発し、大祭旗、木遣り、神職を乗せた馬、勢獅子、稚児、氏子らが連なり、盛大に御柱を曳行する。

先に壺之柱が、茂菅、東之門町、新町、岩石町、淀ヶ橋、三輪田町、元善町、箱清水、東町、横山、本郷、相ノ木西、相ノ木東、返目、上宇木、下宇木の主に国道 406 号の北側の町の氏子により曳行される。続いて、弔之柱が、上千歳町、田町、東後町、東鶴賀町、緑町、居町、西鶴賀町、問御所町、南千歳町、権堂町、南県町、鶴賀七瀬、七瀬の国道 406 号の南側の町の氏子により曳行される。

御柱の行列は、セントラルスクウェアを出ると中央通りを北上し、善光寺仁王門をくぐり、仲見世通りを進む。そして、石畳舗装や電線電柱類地中化などが進んだ駒返り橋通り、御幸坂通りを経て彦神別神社に到着する。

御柱が彦神別神社に到着し、御柱の頂部に薙鎌が打たれると、いよいよ建御柱が行われる。薙鎌は、龍の落とし子の形をした薄い鉄製の板のことで、風をなごめる呪宝とされる。

建御柱は、大勢の人々が見守る中、壺之柱、弔之柱の順に、ゆっくりと拝殿の手前に建てられる。建御柱が完了すると神輿や神楽の奉納、拝殿内で神事が行われて一連の祭事が終了する。

エ まとめ

善光寺門前には、高密化、多層化した宿坊建築の歴史的まちなみが広がり、また、善光寺三社をはじめ、古くからの社寺が点在している。善光寺周辺の寺社で行われる祭礼は、中断の時期があるものの、善光寺門前に成り立った各町の往時の隆盛が偲ばれ、各町の住民によって今に受け継がれている。

歴史ある寺社や長く継承されてきた祭礼に良好な歴史的風致を見ることができる。

(3) 戸隠信仰にみる歴史的風致

ア はじめに

戸隠山（標高 1911m）、西岳（標高 2035m）からなる戸隠連峰は、300 万年ほど前に海底から隆起した山々で、凝灰角礫岩を主とする山体は三十三窟代表される大小の岩窟や、天岩戸を連想させる断崖絶壁をつくりだし、平安時代から山岳修験の一大霊場として知られている。

また、北国街道は、中山道の追分宿（長野県軽井沢町）から越後高田（新潟県上越市）方面に抜ける街道で、佐渡金山の道や参勤交代の道として知られる。北国街道沿いにある全国的に著名な善光寺から山岳信仰で名高い戸隠へ通じる道が延びており、北国街道は、善光寺や戸隠へ参詣するための道でもあった。善光寺から戸隠へ通じる道は、脇街道でないものの、2つの拠点を結ぶ信仰の道として多くの参詣者の往来があった。岩鼻通明氏の『近世の旅日記にみる善光寺・戸隠参詣』（長野郷土史研究会『長野』165号1992）によれば、天保11年（1840）までの統計で、善光寺参詣者の約4分の1が戸隠を参詣している。

このように、善光寺と戸隠は、近世以降、多くの参詣者が訪れる信仰の地であり、双方を結ぶ道は、信仰の道として重要な役割を担っていた。

イ 建造物

(ア) 戸隠神社

江戸時代以前の戸隠は、本院（奥院）、中院、宝光院からなる天台宗寺院を中心として、古くから農業神として庶民信仰を集めていた九頭龍権現に代表される神道が一体化し、多くの修験僧が修行に訪れる神仏混淆の聖地として栄えていた。

その後、明治維新の廃仏毀釈により、慶長以来続いてきた天台宗の僧は、還俗して神社に奉仕する神職となり、寺院は、奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなる現在の戸隠神社となった。

奥社、中社、宝光社は、山岳信仰の歴史を今に伝え戸隠修験の旧態がよく保存されていることから、戦国時代末期に戸隠衆徒が一時避難していた筏ヶ峰三院跡（長野県小川村）とともに、昭和54年（1979）に戸隠神社信仰遺跡として県史跡に指定されている。

なお、戸隠神社奥社本殿は、度重なる雪崩によって幾度となく倒壊している。現在の本殿は、昭和54年（1979）に鉄筋コンクリート造で再建さ

れた。

a 中社本殿

昭和 17 年（1942）の火災後、昭和 31 年（1956）に再建されたもので、木造平屋建、妻入、入母屋造銅板葺屋根で正面に唐破風を設けた向拝が付く。祭神はあめのやごころおもいかねのみこと天八意思兼命で、学業成熟、家内安全、営業隆昌、開運守護に御利益があるとされる。

b 宝光社本殿

棟札から文久元年（1861）の建築であることが判明している。木造平屋建、間口 5 間、奥行 7 間、妻入、入母屋造銅板葺屋根、全体が白木造で、正面に唐破風付の向拝を付ける。向拝、欄間、小壁などに施された彫刻は、鬼無里の屋台などを制作した彫工きたむらきよまつ北村喜代松の手によるものである。あめのうわはるのみこと天表春命を祭神とし、学問や技芸、裁縫、安産や婦女子の神として御利益があるといわれる。

c 九頭龍社

奥社本殿に向かい左側の一段下がった場所にある。祭神は、戸隠の地主神の九頭龍大神で、創建当初から水を司る九頭龍権現として篤い信仰がある。現在の社殿は、昭和 11 年（1936）の雪崩による崩壊後、昭和 12 年（1937）に建て替えられたもので、正面に拝殿が建ち、拝殿の背後から L 字形にのびる回廊が岩屋ノ間へと続いている。拝殿は、木造平屋建、間口 3 間、奥行 3 間、妻入、入母屋造鉄板葺屋根で、正面に一間の向拝を付ける。

d 火之御子社

中社の集落の入口にあり、『戸隠山頭光寺流記』によれば、創建は承德 2 年（1098）と伝わる。社名は、祭神のあめうずめのみこと天鈿女命（たくはたちひめのみこと栲幡千千姫命）のまたの名を火之戸幡姫と称したことに由来する。奥社、中社、宝光社の三社は、江戸時代まで、それぞれ奥院、中院、宝光院の三院であったが、この社殿のみ、神仏混淆の時代にあっても草創時から純然たる神社であった。舞楽芸能の神、火防の神として信仰が篤い。現在の社殿は、明治 17 年（1884）の建築で、木造平屋建、間口 3 間、奥行 4 間、妻入、入母屋造鉄板葺屋根である。

e 五斎神社

中社区の神社で、拝殿の北側の石壇を登って本社があり、その東に宣澄社がある。このうち拝殿は、木造平屋建、間口2間半、妻入、入母屋造茅葺屋根の建物で、江戸時代前期の建築である。

(イ) 宿坊

中社門前の南北に延びる大門通り沿いに、神仏混淆の時代から続く宿坊が建ち並んでいる。多くの宿坊は、明治時代以降に建てられたものであるが、中には江戸時代中期に遡るものもある。建物は、豪雪地帯特有の太い部材を用いて、茅葺の大屋根を持つどっしりとした構えを特徴とする。屋根形式は、寄棟造が多いが、中にはL字形や凹字形を呈するものもある。

宝光社門前の宿坊は、昭和20年(1945)の大火により大門通りから東側に位置する建物の多くが焼失した。宝光社境内の近くには、この大火を免れた宿坊がいくつか残り、中には江戸時代中期に遡るものもある。

a 旧徳善院本堂（極意家神殿）及び旧徳善院庫裏（極意家宿坊）

中社境内に最も近い位置にあり、文化8年(1811)に焼失したが、翌年の文化9年(1812)頃に再建された。旧徳善院本堂（極意家神殿）は、木造平屋建、間口6間、奥行5間、平入、寄棟造茅葺、前面に唐破風を有した向拝が付く。旧庫裏（宿坊）は、神殿と直角に配置され、木造2階建、間口11間、奥行7間半、入母屋造茅葺屋根の建物である。

b 横倉旅館

中社境内の前を東西に延びる横大門通りに位置し、明治4年(1871)から明治6年(1873)頃に建てられた宿坊である。木造総二階建、平入、寄棟造で、間口が12間に及ぶ大規模な茅葺の建造物である。

c 宿坊神原

江戸時代まで奥社にあった宿坊の一つで、中社大門通り沿いに位置し、明治中期に現在地に建てられた茅葺の建造物である。木造総二階建、寄棟造である。

d 久山館

中社境内の西側に位置し、江戸時代は戸隠山頭光寺の本坊観修院として

一山を統括する別当職にあり、戸隠神領一千石のうち五百石を領していた。昭和 17 年（1942）の火災により、敷地内にあった客殿や庫裏等の建築物は焼失した。現在も残る回遊式の庭園や守護不入之碑のほか、敷地南側に東西約 120m にわたって築かれた石垣は、城郭を思わせる壮大な景観を有しており、近世の戸隠を代表する工作物として貴重な遺構である。

e 越志家住宅主屋（旧廣善院客殿）

宝光社門前にある昭和 20 年（1945）の大火を免れた宿坊の一つで、寛政 6 年（1794）に建築された。現在宿坊として利用されている建物は、内部に神殿を設け、木造、間口 12 間、奥行 6 間、平入、寄棟造茅葺屋根で、一部に中二階がある。江戸時代まで客殿、庫裏として利用されており、客殿と庫裏の双方の機能を併せもった形式の代表的な建築である。

f 武井旅館

棟札から旧客殿部分が延享 2 年（1745）に建てられた宿坊で、木造平屋建、平入、寄棟造茅葺の建物である。

（ウ）戸隠古道

善光寺から戸隠へ参詣する信仰の道は、主に三本であった。

第一は、湯福神社の脇を通り、しぐれ坂、七曲りを經由し、飯縄山の裾野を越えて戸隠へと至る道。第二は、善光寺仁王門から西へ進み、上ヶ屋を經由して大久保の茶屋付近で第一の道と合流する道。第三は、新諏訪から入山、上野を經由して戸隠へ至る道である。そのほかにも戸隠へは、鬼無里中心地の町から小川沿いを北上して宝光社の大門通りに合流する道、北国街道柏原宿を起点とする裏参道、松代方面から小市、坪山、折橋を經由して戸隠へ至る道など、幾筋もの道が延びている。このうち、第一の道が、善光寺と戸隠の双方を参詣する表参道として、特に多くの参詣者が通った。

江戸時代後期の国学者、紀行家であった菅江真澄（宝暦 4 年（1754）～文政 12 年（1829））は、天明 4 年（1784）に善光寺と戸隠を訪れ、このときの体験が『菅江真澄遊覧記』に記されている。また、文政元年（1818）に善光寺と戸隠を参詣した江戸時代後期の戯作者十返舎一九は、このときの体験を『戸隠善光寺往来』（文政 5 年（1822））として出版している。さらに、豊田利忠執筆の『善光寺道名所図会』（嘉永 2 年（1849）刊行）に、

善光寺から戸隠に至る街道が挿絵付きで記され、当時の街道の様子をうかがうことができる。

昭和 39 年（1964）に増加する自動車交通に対応するため、戸隠バードラインが開通した。戸隠バードラインは、古道と並行して走り、古道を拡幅したところもあるが、古道と別に道路を設けたところも多く、江戸時代以前から続く古道の趣が多く残されている。特に、大谷地湿原から戸隠側の道筋は、そのほとんどが舗装の施されていない歩行者専用の古道として、今も当時の趣が保たれている。

戸隠道表参道は、善光寺を出発点として、善光寺三社の一つである湯福神社や御嶽山神社の脇を通り、人家のない山中に入っていく。なお、湯福神社は、『善光寺道名所図会』に戸隠街道の文言とともに境内の様子が描かれている。

山中を抜け、善光寺から 28 町（約 3 km）来ると古道が唯一通過する荒安の集落に着く。荒安の集落は、現在、ひっそりとした農村集落であるが、かつては茶屋が営まれ、戸隠古道の数少ない休息地として古道を往来する人々で賑わっていた。

集落の中心に北方の飯縄山を信仰対象として、戸隠神社、飯山の小菅神社とともに北信濃三大修験場に数えられる飯縄神社の里宮がある。この里宮は、飯縄信仰を全国的に広めた千日太夫の冬期居所として、武田信玄が創建したとされる。

丁石

古道には、参詣者が道に迷うことのないように、江戸時代以前から分岐ごとに戸隠への道筋を示す道標がいくつも建てられている。善光寺と戸隠を結ぶ古道のほぼ中間地点に飯縄と戸隠の境を示す一の鳥居の峰があり、ここから戸隠方面に 1 町（約 109m）ごとに丁石が建てられ、古道の道筋を詳細にうかがうことができる。なお、一の鳥居から宝光社までの道のりは 43 丁あり、同じく一の鳥居から中社まで 53 丁、中社から奥社まで 30 丁ある。

丁石は、戸隠参詣が最も盛んになっていた江戸時代後期のものとされ、それぞれの参道ごとに建てられていたが、中には道路改修などにより失われたものもある。平成に入り、戸隠古道整備の一環として丁石の調査が行われ、一の鳥居から宝光社間の丁石が整備された。

一の鳥居の地名は、明治 19 年（1886）建立の高さ約 11m、幅約 8 m の

木造の大鳥居があったことに由来する。この鳥居は、老朽化により倒壊の危険が生じたため、昭和 60 年（1985）に取り壊された。現在も当時の礎石が残っている。また、礎石の脇に弘化 4 年（1847）の善光寺大地震で倒壊するまで建っていた石造の鳥居の一部が今も残っている。現在、この周辺一帯は、一の鳥居苑地として上信越高原国立公園に指定されている。

茶屋

一の鳥居を過ぎて古道を 7 丁ほど進むと、大久保の地籍に入る。ここは、善光寺から七曲りを經由して延びる戸隠表参道、古間や牟礼方面からの戸隠下道、鬼無里方面からの古道が交わり、古くから多くの人々が行き交う交通の要地として賑わいをみせていた。

茶屋は、江戸時代、幕府の直轄地であった戸隠に毎年のように幕府の役人が検地に訪れ、これらの役人の休息地、また、幕府と戸隠との連絡役に当たった松代藩の武家人の寄り合い所として、戸隠の玄関口となる大久保の地籍に建てられたのが始まりとされる。

大久保には、昔から 2 軒の茶屋があった。一軒は、寛永元年（1624）創業の旧釜鳴屋（現在の大久保西の茶屋）で、もう一軒は、釜鳴屋の東隣に構える文化 2 年（1805）創業の旧大久保東の茶屋（現在の大久保の茶屋）である。旧大久保東の茶屋は、創業当時の建物が一度火災によって焼失した後、明治時代に木造平屋建、平入、寄棟造茅葺で再建されたものである。

ウ 活動

（ア）戸隠神社の祭礼

奥社、中社、宝光社を中心に、年間をとおして数々の年中行事が行われる（「戸隠神社年中行事一覧」を作成予定）。

現在行われる年中行事は、明治維新後に戸隠神社となってから整えられたものであるが、その行事の端々に江戸時代以前から続けられてきた神仏混淆時代の内容を垣間みることができる。

主な年中行事に、4 月から 10 月にかけて毎月行われる月並祭（中社 1 日、宝光社 15 日）、5 月の祈年祭（中社 14 日、奥社 15 日、宝光社 16 日）、11 月の新嘗祭（中社 22 日、奥社 23 日、宝光社 24 日）がある。

a 太々神楽

太々神楽は、『永代太々神楽講設立呼びかけ文書』が作成された天明 2

年（1782）以前から行われており、明治時代の神仏分離令により神楽献奏が一時禁じられたが、明治 12 年（1879）に禁止措置が解除されて以降、現在まで途絶えることなく伝承されている。

現在、太々神楽は、戸隠神社楽部の神職により伝承されており、年中行事に併せ年間 100 回ほど奉納されている。現在行われている舞は、10 座（降神の舞、水継の舞、身滌の舞、巫子の舞、御返幣の舞、吉備楽の舞、三剣の舞、弓矢の舞、岩戸開きの舞、直会の舞 「太々神楽の舞一覧」を作成予定）あり、そのうち 5 座の舞が江戸時代の舞に相当する。

この神楽は、北信地域に分布する岩戸神楽系統のおおもとに位置付けられるものであり、県内の太々神楽の系統や系譜、変遷を研究する上で重要な役割を担う神楽である。平成 22 年（2010）4 月に長野市の無形民俗文化財に指定されている。

b 式年大祭

戸隠神社の祭礼のうち、最も華やかなものが数え年で 7 年に一度行われる式年大祭である。式年大祭は、毎回、4 月下旬から 5 月中旬にかけて行われ、令和 3 年（2021）の大祭は、4 月 25 日から 5 月 25 日までの 31 日間に及んだ。

この大祭は、かつて、宝光社祭神（天表春命）と中社祭神（天八意思兼命）が、ともに奥社（天手力男命）社殿に奉祀されていたことから、数え年で 7 年に一度の式年に、宝光社と中社の祭神が神輿渡御によって本宮の奥社に還られるものである。戸隠神社の本義によれば、以前、奥社は女人結界の地であったことや、奥社の地が中社や宝光社と比較してかなりの豪雪地であることから、現在、奥社への渡御は奉告祭をもって代えられており、宝光社から中社までの間で神輿渡御が行われている。

式年大祭は、戸隠神社社務所に残る当時の社務全般を記した『日記』（明治 33 年（1900））に、通常の中行事とは別に 1 月 16 日から臨時祭の文言がみられ、同年 5 月 9 日に宝光社祭典、5 月 10 日に奥社祭典、さらに 5 月 11 日の中社の祭典をもって臨時祭が終了とあり、最も古い事例を辿ることができる。また、信濃毎日新聞の大正 13 年（1924）4 月 14 日の記事に「戸隠神社の大祭 四月廿八日より五月二十日まで」とあり、併せて「寶物展覧」（式年大祭に併せて実施される仏具等を展示する宝物展）が行われたことも記されている。

式年大祭は、神社の形態に整えられた明治時代以降に周期的に行われる

ようになった祭礼であるが、戸隠山顕光寺として繁栄していた江戸時代以前に御開帳という形で祭礼が行われていた。

天明4年(1784)12月から天明5年(1785)5月までのことが記された『戸隠山顕光寺国元御開帳諸事留帳』によれば、善光寺で行われているような御開帳が、天明5年(1785)3月10日から4月20日にかけて行われたことが記されており、4月9日に「奥院権現様御遷座」とある。式年大祭は、江戸時代以前の御開帳を起源とし、明治時代以降に戸隠神社として形を変えながらも行われてきた祭礼と見なすことができる。

執行奉告祭

式年大祭は、4月25日の執行奉告祭をもって始まる。午前10時から、奥社、中社、宝光社の各社殿において、祓いや祝詞、玉串奉獻といった神事がしめやかに執り行われる。また、同日正午から、着山式が宝光社社殿で行われる。これは、明治政府の神仏分離令によってやむなく戸隠を離れることになった本尊を式年大祭に合わせて戸隠神社に迎えるもので、戸隠神社宮司と各寺の住職が、それぞれ祝詞やお経をあげる珍しい式典を見ることができる。

大祭期間中は、旧奥院の本尊仏の聖観音や旧中院本尊仏の釈迦如来を宝光社社殿で拝観することができる。また、ほぼ毎日、中社、宝光社で特別祈祷祭が行われるほか、中社で太々神楽の献奏がある。大祭が行われる時期は、月並祭や祈年祭といった年中行事が多く行われる時期でもあり、期間中であっても滞りなく年中行事が行われる。

大祭が最も華やかに彩られるのが、宝光社社殿から中社社殿まで神輿行列が進む^{とぎよ}渡御の儀と中社社殿から宝光社社殿に至る^{かんぎよ}還御の儀である。

渡御の儀

渡御の儀は、5月9日に行われる。神輿渡御に先立ち、午前10時から宝光社社殿で獅子神楽が奉納される。獅子神楽は、伎楽、舞楽などとともに大陸から移入されたもので、中世においては、全国各地で祭礼が演じられた。戸隠の獅子舞の起源は、少なくとも慶長17年(1612)に幕府から千石の朱印状を賜った頃に土地の農民の悪魔祓いや収穫感謝の祭りで舞が行われたことに遡ることができる。

獅子神楽の奉納が終わると、宝光社社殿前、続いて社殿内で、神事が行われる。神事が終わると、いよいよ神輿渡御に向けて、祭神が御扉の奥か

ら神輿へと移される。宮司に奉持された祭神は、四方を絹垣で囲われた中を警^{けい}ひつ^{ふたん}の声に導かれながら、御扉から神輿に向かって社殿内に敷かれた布単の上をゆっくり進み、神輿の中へ奉遷される。午後1時、祭神を乗せた神輿は、白装束に身を包んだ神職に担がれながら、中社社殿を目指して宝光社社殿を出発する。この時担がれる宝光社の神輿は、平成3年(1991)に制作された比較的新しいものである。一方で、文化元年(1804)に制作された重さ約160貫(約600kg)もの神輿もある。この神輿は、桧材、路盤153cm角、屋根上の如意宝珠、水煙、鳥居上部の瓔珞、四隅に吊るされた鈴は真鍮に金メッキが施されている。

宝光社社殿を出発した神輿行列は、宝光社の鳥居をくぐり、宝光社大門通りを、茅葺や茅葺を鉄板で覆う大屋根を持つ宿坊のまちなみを通り四つ角まで南下した後、中社社殿に向かって北上する。

神輿行列は、神楽、神楽装束、稚児、戸隠各地区の山車、獅子などが連なり、神輿の前後に祭神をお護りする形をとり、厳かな中にも壮麗さを漂わせた豪華絢爛な行列となって、中社社殿まで約3kmの道のりを約2時間かけて賑々しくゆっくりと進んでいく。

中社の集落に入り、再び茅葺の大屋根をもった宿坊のまちなみが見えてくると、中社境内まで真っ直ぐに延びる中社大門通りの視界が開ける。通りは、神輿行列や大勢の観光客で埋めつくされる。

神輿に乗った祭神が中社社殿前に到着すると、神輿から中社社殿内の御扉内に祭神が遷されて、ついに宝光社の祭神と中社の祭神が数え年で7年ぶりの御対面を果たす。そして、宝光社社殿と同様に神事と獅子神楽の奉納が行われる。

せんちょう 宣澄踊り

式年大祭の期間の中盤で宣澄踊りが行われる。宣澄踊りは、戸隠修験道の本山大先達であった東光坊宣澄が応仁2年(1468)に当山派の恨みをかけて暗殺されたことを偲び毎年7月9日に行われており、大祭期間中も行われる。この踊りは、市の無形文化財に指定されている。

踊りは、通常、五斎神社境内に祀られている宣澄大明神の社殿前で行われるが、式年大祭に併せて行われる踊りは、手拭を頭にまいた男性が中社社殿内に集まって踊りを行う。

宣澄踊りは、踏む、蹴るの動作が中心の素朴な踊りで、前唄7つ、中唄5つ、後唄3つからなり、七五三踊りとも言われる。また、修験道に深く

関連した踊りとされ、北信濃一帯に伝えられている鳥踊、盆じゃもの、蹴りこみ踊、田の草踊などは、この宣澄踊りが起源と考えられている。現在は、保存会が組織され受け継がれている。

柱松神事

5月10日に中社境内で柱松神事が行われる。柱松神事は、かつて年中行事の中でも重要な意味を持った戸隠神社の火祭り、柱松を焼き、その燃え具合をみて農作物の豊凶を占うものである。

柱松神事の歴史は古く、『戸隠山顕光寺流記』によれば、永仁7年(1299)に、行人と老僧の間に柱松神事に関する法式をめぐって争いがあったことが記されている。また、江戸時代の『千曲之真砂』(宝暦3年(1753)) 附録「水内郡戸隠山三社祭礼之事」の条に、「水内郡戸隠山三社御祭り、格別異なる神事故ここに記す也」とあり、神事の概略が記されている。そのほか、江戸時代に戸隠一山が上野寛永寺へ提出した『戸隠山三所権現祭礼次第』や松代藩の絵師によって描かれた『戸隠祭礼絵巻』(真田宝物館蔵)に神事の様子が詳細に描かれている。

かつては毎年7月の7日に中院、10日に宝光院、15日に奥院で行われ、明治維新以降途絶えていた柱松神事が、これらの資料に基づき平成15年(2003)の式年大祭に併せて復活した。柱松神事は、平成15年(2003)以降は式年大祭の年を含め3年ごとに、また、開催月は、式年大祭の年は式年大祭に併せて5月に、それ以外の年はかつてと同じく7月に、中社大鳥居前の広庭で旧三院の柱松を組み建て執行される。

令和3年(2021)の柱松神事は、7月28日に行われた。神事に先立ち、中社社殿内で戸隠一山全聚長が奉仕して柱松特別祈禱祭が執り行われる。正午から、斎主、祭員、聚長らが中社社務所前に列に並び、中社社殿横で祭事が行われた後、中社社殿内へ移動して祭事が行われる。

柱松特別祈禱祭が終わると、特別祈禱祭に奉仕参列した一行は、召し立て役の指示で中社社殿前庭に整列し、お祓いを受ける。杖払を先頭とした行列は、修験者、各種幟持ち、神職、聚長、大先達らが、中社社殿前から社務所前まで一列に並ぶ。

午後2時、中社社殿前を出発した行列は、社務所前を通り、女坂を下り、本市の天然記念物に指定されている三本杉の一つを右手に見ながら五斎神社本殿前へ進む。さらに、五斎神社の石段を降りて、午後2時20分すぎ、柱松が用意された大鳥居前の広庭に到着する。広庭には、大鳥居に向

かって、左から宝光院、奥院、中院の柱松が立つ。三つの柱松が立つ理由は、江戸時代以前の神事が、奥院、中院、宝光院でそれぞれ行われていたためである。

柱松は、三院が所在する生活環境に応じて異なる材料で四角錐状に組み建てられる。中院の柱松は、幣竹と呼ばれる根曲竹を用い、先端に天下泰平の幟を立てる。宝光院の柱松は、細めの雑木を用いて、先端に営業隆昌の幟を立てる。奥院の柱松は、中院の根曲竹と宝光院の雑木を混ぜ合わせて組み立て、五穀豊穰の幟を立てる。なお、『善光寺道名所図会』（嘉永2年（1849））に、江戸時代に柱松神事が行われていた石川県の白山、戸隠（奥院）、飯縄における柱松の形が描かれている。現在戸隠で行われている柱松神事は、奥院の形を採用している。

午後2時30分頃、宮司一拝、降神の儀が行われる。次に、修験者が柱松を祓い、大大麻（通常よりも大きい大麻）所役が一般参加者を祓う。続いて、大先達が錫杖をはじめるとともに、所役、聚長、修験者、大祓詞が般若心経を奉唱する。その後、大先達の注連縄切りが行われると、若い修験者たちがいっせいに山に駆け上る。修験者たちが霊山修行を終えて山を下りてくるまでの間、先輩修験者たちは、験比べとして、修行の成果と霊験を競い、太々神楽の三剣の舞、身滌の舞を舞う。修験者たちが山を下りてくると、続いて柱松の点火が行われる。そして、修験者や神事参加者が、祓いや般若心経を唱えながら柱松の周囲を巡り、神事特別祈願串のお焚き上げ（護摩供養）が行われる。最後に、^{なおらい}直会として、太々神楽の巫子舞が舞われ、宮司一拝・昇神の儀によって一連の神事が終了する。

還御の儀

還御の儀は、渡御の儀から2週間後の5月23日に行われる。午後1時に中社社殿を出発した神輿は、渡御の儀と同様な行列で宝光社社殿まで進んでいく。祭神が乗る中社の神輿は、昭和17年（1942）の中社社殿の火災により焼失したものを平成3年（1991）の式年大祭に合わせて制作されたものである。

5月25日に式年大祭を締めくくる奉告祭は、奥社、中社、宝光社の各社殿で午前10時から行われる。また、同日正午から、宝光社社殿で離山祭が行われる。これは、着山式で宝光社社殿に迎えた戸隠山頭光寺時代の旧本尊を各寺院に還す祭礼である。

(イ) 戸隠古道の維持

飯縄山の自然豊かな中を通る戸隠古道の大谷地湿原から戸隠までの区間は、土の道が残り、道沿いに江戸時代の丁石や歴史的建造物が散見される。この道は、老若男女を問わずトレッキングを兼ねた多くの参拝者や観光客が訪れ、地域住民が主体となり、下草刈り等の日常の維持管理が続けられている。

古道の維持管理は、古くから戸隠神社の聚長が関わりを持っている。

聚長は、神職でもあり戸隠神社に奉仕するとともに、全国から集まる信者への祈祷や宿泊を行い、その多くが中社あるいは宝光社の門前で宿坊を営んでいる。宿坊は、戸隠神社となる以前の戸隠山顕光寺の頃から歴史があり、大きな茅葺屋根をもつ歴史的建造物が多く、中には江戸時代に建てられた建造物もある。

このように聚長は、戸隠神社の神職であるが、宿坊として旅館業を営む面も合わせもち、中社と宝光社において中社旅館組合、宝光社旅館組合を組織し、戸隠神社の歴史や地域の伝統文化を伝える活動を行っている。

その活動の一つに、戸隠古道の維持管理があり、中社旅館組合、宝光社旅館組合に加え、越水旅館組合(中社北方の越水地域で旅館業を営むもの)等が中心となり、下草刈り等の古道整備や丁石の点検などを行っている。

昭和8年(1933)に戸隠観光協会が設立した際、既に旅館組合により古道整備活動が行われていた記録がある。古道は江戸時代以前から存在しており、また、宿坊関係者が、古道の整備に継続して携わっていることから、活動の歴史はかなり古いと考えられる。

エ まとめ

戸隠神社の式年大祭は、明治維新後の神仏分離や廃仏毀釈により戸隠山顕光寺から戸隠神社への移行後に行われるようになった祭礼であるが、江戸時代まで奥院、中院、宝光院と呼ばれていた伝統を受け継ぎ、神仏混淆時代の伝統的な営みを随所に見ることができる。

また、古くから信仰の道として多くの往来のあった戸隠古道は、往時の丁石と道筋が残り、戸隠神社の神職でもある聚長を中心とした地域住民により維持され、今も来訪者に使われている。

このように戸隠神社で行われる祭礼に、戸隠神社の神職を中心に維持、継承され、宿坊や古道が作り出すまちなみと一体となった良好な歴史的風致を見ることができる。

(5) 城下町松代と松代道^{まつしろみち}にみる歴史的風致

ア はじめに

松代城は、北を流れる千曲川を自然の要害として築かれた平城で、最奥部に本丸を置き、南東側の城下に向けて二の丸、三の丸と呼ばれる曲輪を重ねる城郭となっている。

松代城の始まりは、甲斐の武田信玄と越後の上杉謙信の川中島の合戦(1553～1564)の際に、永禄3年(1560)に武田信玄によって築かれた海津城とされる。築城当初の海津城については、『甲陽軍鑑』や『真武内伝』など後世の編纂物に二の郭の記述がある一方、主郭を土塁と堀で囲む館程度の城構えであったとも伝えられており、詳細は定かでない。

関ヶ原の戦いの後、海津城主となった森忠政によって二の丸、三の丸の整備が行われており、本丸土塁が石垣に築造し直されたのもこの頃と思われる。

元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封し、松代藩真田家の初代藩主となる。真田家の移封前から城下町は、ある程度に形づくられていたため、信之は上田から真田家ゆかりの寺社を松代城下へ組み込み、町を再編していったと考えられる。その後も城下町の整備や領内統治が進められ、松代城は北信濃支配の拠点として重要な役割を担うようになった。真田家は、明治時代の廃藩まで10代、約250年にわたり松代を治めた。

松代は、中山道の脇街道である北国街道(北国往還)の宿駅でもあり、流通の拠点ともなった。松代城下は、城のまわりに侍屋敷、街道沿いに町人町と次第に南へ町が広がり、町の発展とともに武家や町人の文化が育まれた。

イ 建造物

(ア) 水路と庭園

松代城下町には、松代城跡や新御殿跡(真田邸)、武家屋敷地等に水路がめぐり、泉水(池)^{せんすい}を有する歴史的建造物が残る。江戸時代から続く水系は、地割や庭園の借景となる山並みと河川が一体となって、良好な城下町の歴史的環境をつくり出している。

城下町の水路建設については、元禄6年(1693)の「御家中ノ町割門付覚」(『浦野家文書』長野市立博物館蔵)に家中役職として、主に水路普請と保守管理を任務とする役職の水道奉行が記されている。寛延3年(1750)の「城下水道絵図」(『松代真田家文書』真田宝物館蔵)に、暗渠か開渠かといった技法は分からないが、城下の水路の位置、分岐点、汲み出し口などが描かれ

ている。

この時期の水路は、松代城に近接する上級武家地のみであり、中下級の武家地や町人地に水路が敷設されるのは、江戸時代後期のことである。文政11年(1828)の絵図(『松代真田家文書』国文学研究資料館蔵)から、武家屋敷に引き込んだ水で庭に泉水をつくっていたこと、各家の泉水と泉水が水路でつながっていたことが分かる。

松代城下町は、最北端の松代城や上級武家地が低地となる地形であることから、水路の水質保全に関する通達が、毎年、水道奉行から発出されていた。明和6年(1769)の家中あて廻状には、水路内へ塵芥不浄のものを捨てること、洗濯物等を浸しておくことなどを禁じており、汚れた水が流れ込むことがないように強く求めている。

a 松代城跡 附 ^{つけたり}新御殿跡(史跡)

(a) 松代城跡

川中島の合戦の際に甲斐の武田信玄が築城した海津城は、戦国の動乱とともに城主が移り変わり、森忠政が城主となった慶長5年(1600)に待城と改名された。次の松平忠輝の時に松城と呼ばれるようになり、元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封され、松代藩真田家第三代藩主幸道のときに幕命により松代城と改名された。

松代城の背後を流れる千曲川の洪水により、城の修復と千曲川の改修が何度も行われた。中でも戊の満水と呼ばれる寛保2年(1742)の被害は大きく、幕府に城普請の許可を得るとともに、1万両の拝借金を許された。こうした浸水被害を受ける本丸にかわり、江戸時代の中頃から本丸の南西の花の丸御殿が、藩主の政務及び生活の場となった。

(b) 新御殿跡(真田邸)

新御殿は、文久2年(1862)に参勤交代の制が緩められ妻子等が在国に帰ることになり、松代藩真田家第九代藩主幸教の義母貞松院の住居として、三の堀南側に造営された。建物は、元治元年(1864)10月に完成し、10月15日に貞松院が移ったことが、棟札や家老日記から判明している。

周囲の山々を借景にした新御殿の庭園は、城下を流れる水路を引き込んだ泉水がつけられ、水心秋月亭と名付けられている。

b 旧横田家住宅(重要文化財)

横田家は禄高 150 石の中級藩士で、郡奉行などを勤めた家に当たる。旧横田家住宅は、主屋、表門、隠居屋、土蔵（2棟）の5棟が建つ 18 世紀末の建築で、中級武士の屋敷地が、ほぼ完全に保存されている。主屋は寄棟造、茅葺で、北側の寄棟に玄関が付く。主屋の東側に寄棟造、茅葺の隠居屋が付属しているが、これは後に増築したものである。

表門は間口 16.4m、奥行 6.3mの長屋門で切妻造、棧瓦葺で、左右の長屋に窓が付く。主屋の南には泉水を有する庭園があり、その南に畑地が広がる。

c 大英寺本堂

大英寺本堂は、間口 5 間、奥行 5 間、入母屋棧瓦葺の建物である。元来、大蓮院の霊屋で万年堂といったが、明治 5 年（1872）に寺が焼けたため、霊屋を本堂とした。境内の南側に湧水と庭園が残り、下流の泉水に供給される水源として機能している。

d 泉水路

水路は、道路に面するカワと屋敷地の背割りを流れるセギに大別される。カワは、江戸時代は道路の中央を流れていたが、大正時代末期頃に道路ぎわに移され、その後コンクリート溝化が進んだ。セギは、主に武家屋敷裏地の菜園に利用されているものだが、松代では、セギから分化して各戸の庭園の泉水と泉水とを結ぶ独自の水路形態が発達しており、この水路は、泉水路と呼ばれている。

松代の庭園の泉水は、鑑賞目的以外に、食器の洗浄や洗面、防火用水、夏の散水、冬の雪落としなどの生活用水としても利用されていた。また、文化・文政期（1804～1830）以降、泉水での真鯉の飼育が進み、製糸業の最盛期には、剰余のサナギをえさとする養鯉業を営むものが増加した。

現在も、菜園や散水等の生活用水として利用されており、平成 23 年度（2011）の信州大学農学部による調査では、松代地区内に 185 箇所泉水が確認されている。

武家屋敷の規則性

松代南部の武家屋敷地では、神田川を水源とする南北の水路網が発達しており、水路と並行して街路が形成されている。武家屋敷は街路を軸に東西に対称的に造成されており、一定の共通規則が認められる。

屋敷地は、間口より奥行が広いのが一般的であり、門から玄関に至るアプローチ空間として前庭を設けること、門と玄関の中心は一直線に並べず少しずらすこと、主屋の南側に泉水を有する庭園を配置すること、敷地の最奥に農地を設けることなどが挙げられる。また、各屋敷地には農作業や家事のための作業空間があり、蔵や納屋などの付属施設とともに板塀や生垣によって区画されており、来訪者（客人）に見えないよう配慮されている。これらの規則性が、町屋と異なる武家屋敷地独自の歴史的景観を形成している。

(イ) 祭礼

松代には、多くの寺社が残る。西条の清水寺や東条の清滝^{きよたき}観音、皆神山の熊野出速雄^{くまのいずはやおじんじや}神社(登録有形文化財)などは、松代城下町の周辺に位置するが、松代城の築城以前から存在し、仏像や建造物、古文書など多くの歴史的資料を有している。

真田家にゆかりのある長国寺、大英寺、大林寺などは、城下町内に位置するが、総構と称される外郭土塁内に収まっていない。一方、寺町の證蓮寺や御安町の蓮乗寺、龍泉寺などは総構内に位置し、真田家移封前の慶長年間には現在地に建てられていたと伝えられる。これらの造営時期が異なる多数の寺社とそこで営まれる祭礼が、松代の重層的な文化や伝統を生み出している。

a 玉依比売命^{たまよりひめのみこと}神社(登録有形文化財)

玉依比売命神社の創建年代は不明であるが、江戸時代初期の厨子様神輿が奉納されている。また、江戸時代に描かれた『川中島合戦図』(個人蔵)に、神社が中世末の東条尼飾城の麓にまちなみとともに記されている。

現在の玉依比売命神社は、天王山を背にした傾斜地に位置し、中央に拝殿、奥部に本殿が配置される。本殿は、安永2年(1773)の上棟を記す棟札が残り、間口3間、奥行2間で、3間の向拝が付く。建物の角柱は舟肘木の簡素な造りで、天井は棹縁天井、北側中央部に神棚を祀る。

拝殿は、棟札に嘉永7年(1854)再建とあり、北側に祝詞殿と呼ばれる上段の間を有する。拝殿と祝詞殿の屋根は一体となっており、互いの入母屋棟を直角に交差して構成する。拝殿部分は間口3間、奥行2間、正面に1間の向拝が付き、高欄付きの縁が三方に廻される。

神社に奉納される漆^{うるし}地彩色装神輿^{さいしきそうみこし}は、屋根から^{かまち}框までほぼ全面が黒漆塗りで、細部は朱漆(弁柄漆)、金箔などで丁寧な装飾が施されており、

長野市指定有形文化財となっている。神輿の三壁は、朱漆で図様が施されており、左壁に雲中飛麒麟、裏壁に竹林に虎、右壁に山中の象が描かれている。収蔵庫には、嘉永5年（1852）に造られた神輿もあり、近年はこの神輿を祭事に利用している。

b 八田家住宅（登録文化財）

八田家は、江戸時代は松代藩の御用商人を勤め、明治時代以降も豪商として栄えた。木造2階建の主屋は、墨書から明治30年（1897）に建てられたことが分かる。長土蔵、呉服屋土蔵、塀、表門もほぼ同時期の築造と推定されるが、大土蔵は江戸時代末期のものといわれる。

主屋は1階に竪格子、2階に出格子を嵌めた意匠と白漆喰の外壁が商家らしい外観を作り上げている。主屋の東に建つ大土蔵は間口7間、奥行4間の規模で、切妻造、棧瓦葺の2階建で、開口部は正面南側妻壁のみに設け、1階を両開戸、2階を片開窓とし、それぞれ庇を張り出している。

敷地中央の土蔵は呉服屋土蔵と呼ばれ、間口5間、奥行2間半規模の土蔵造2階建の建物であり、切妻造、棧瓦葺で、正面入口上部に庇を差し掛ける。外壁は白漆喰仕上げで、東面平壁に各階それぞれ2つの窓を設ける。

長土蔵は、敷地北西隅から東西に延びる間口20間、奥行2間規模の土蔵造平屋建、切妻造棧瓦葺である。道路に面して簡素な揚窓を1つ見せるだけの簡素な造りで、外壁は中塗仕上げである。

表門は、主屋の南に道路から後退して建ち、切妻造、棧瓦葺の腕木門で、太い門柱を用いている。門の両脇に切妻屋根を置く袖塀が取付き、さらに上部に忍び返しを付けた羽目板張の塀が延び、豪商屋敷の表構えを伝えている。

c 金箱家住宅（市指定文化財）

金箱家は、明治時代に質屋等を営んでいた。敷地は、大規模な土蔵や複雑に入り組む主屋や店舗など、複数の歴史的建造物で構成されている。現存する主屋や店舗、土蔵の一部は、明治23年（1890）の絵図に記されており、その後の増改築や蔵の新築を経て、大正時代に現在の姿になった。

（ウ）街道と宿場

中山道追分宿（軽井沢町）から金沢を結ぶ北国街道は、小諸、上田、坂木（坂城町）の各宿を通り、矢代宿（千曲市）を過ぎて二つに分かれる。

一つは、松代城下、川田宿を通り、福島宿（須坂市）の北の布野の渡りで千曲川を渡り長沼宿から牟礼宿（飯綱町）に向かう道であり、もう一つは、矢代の渡りで千曲川を渡り、丹波島宿から市村の渡りで犀川を越え善光寺宿から牟礼宿に至る道である。前者は、天正 11 年（1583）に上杉景勝が川中島平に進出するために整備した軍事目的の強い道で、江戸時代初期まで主要道であった。慶長 16 年（1611）の北国街道の宿駅設定により、松代道とともに善光寺道も公認され、次第に善光寺を通る道が主となっていった。

松代道は、主に犀川の洪水による舟留めの時の迂回路として利用されたため、雨降り街道とも呼ばれた。

川田宿は、松代城下から北東 2 里（約 7 km）に位置する。江戸時代前期は、千曲川沿いに宿場が形成されていたため水害を受けることが多く、元文 4 年（1739）に南へ約 200 間（約 364m）移動した。

宿場内の道筋は、北に開かれたコの字状をしており、現在もその地割が鮮明に残る。宿場は、上横町、本町、下横町からなり、上横町の街道入口には、松代藩の口留番所が置かれ、千曲川を渡る関崎の渡しや隣接する須坂藩との間で往来する人や荷物の改めを行った。

本町の両端に火伏せの神の秋葉社が、石柱にのって祀られている。秋葉社は、長大な自然石の中に一本の柱を埋め込み、その上に龍の透かし彫りなどの精巧な意匠を施したケヤキ製のもので、善光寺山門の造営にも参加した高井の名工、亀原和田四郎の作と伝えられる。

a 西澤家

西澤家は、宿場中央に位置し、本陣と問屋を務めた。主屋は、明治 2 年（1869）の火災で焼失したが、明治 30 年代に再建された。西澤家には、松平賀守、松代藩主、須坂藩主、測量で訪れた伊能忠敬が立ち寄った記録が残る。

街道沿いの隣地に高札場があり、そこから西へ眺望した景観は、長屋門入口を中心に土蔵造りの二棟の建物が、連続する山並みのような姿を形づくっている。

b 北村家住宅（登録文化財）

北村家の主屋は、明治 20 年（1887）の建築で、木造 2 階建て、瓦葺である。土塗り壁と黒く塗られた下見板、腰板、外壁の二つの土蔵を連絡した長屋門が街道に面して建つ。主屋は、大正中頃から郵便局舎として使わ

れ、切り妻状のむくり屋根が残る。長屋門の西側土蔵壁面に扉があり、門内部は倉庫として利用されていた。

c 町川田神社

町川田神社は、諏訪明神、たけみ なかたのみこと建御名方命を祭神としており、明治9年(1876)に諏訪宮から改称した。南方の山を背にした傾斜地に本殿、祝詞殿、拝殿が直線に並び、参道東側に弥栄社、神庫、社務所(町川田第二公民館)が配置される。境内に文政8年(1825)に大本願から寄進を受けた燈籠が立ち、弘化4年(1847)の善光寺地震で石造鳥居が倒壊したことが、往時の日記に記されている。

現在の建物は、大正7年(1918)に再建され境内入口に神社建設の石碑がある。また、拝殿には、屋根葺き替えを記した昭和17年(1942)の棟札があり、その後、茅葺屋根の上に鉄板葺を施したものと考えられる。

ウ 活動

(ア) 水路と庭園

a 河川愛護

松代を流れる河川は、急峻な山地を源流としているため、上流域で大雨に遭うと中流から下流域にある市街地で氾濫し、人家や農作物に大きな被害を与えることがあった。

昭和33年(1958)、昭和34年(1959)に相次いで大水害に見舞われたことを契機に、昭和35年(1960)12月に松代町河川愛護会が組織され、水害の未然防止を目的とした河川環境の保全と河川愛護思想の普及のための活動が行われている。

愛護会は、松代町の全戸が会員となり、地域の河川は地域で守るとの考えの下、普段から河川の状況を知ることが危険箇所¹の早期発見につながることから、河川清掃、草刈やパトロール、改修や修繕箇所の要望とりまとめ等を行っている。また、50年以上にわたる河川愛護の活動が評価され、平成23年(2011)に公益社団法人日本河川協会の第13回日本水大賞の市民活動賞を受賞した。

現在も地域住民を主体とする草刈作業等の維持管理が行われている。また、水辺の生態系生物を学ぶ場として、松代町内の小学生を対象とした年2回の学習会や、児童によるカジカの放流、調査への協力も行っており、世代を超えて河川を愛する心が育まれている。

(イ) 祭礼

a 祇園祭

祇園祭は、スサノオノミコトを祭神とする京都八坂神社の例祭であり、天王祭とも呼ばれ、毎年7月中旬に行われる。松代では東条の玉依比売命神社に分祀されている牛頭天王を迎える町衆が中心の祭である。

松代の町人地は、馬喰町、紙屋町、紺屋町の上三町、伊勢町、中町、荒神町の本町三町、肴町、鍛冶町の脇二町を合わせて町八町と呼ばれ、城下町の北国街道松代道沿いに形成された。

町人地は、明治24年(1891)の火災によって多数の建造物が焼失したものの、荒神堂(登録文化財)の屋根鬼瓦の中に弘化2年(1845)に葺き替えたことを記す木札、また、^{ほおり}祝神社(登録文化財)の拝殿に文化・文政期(1804-1830)に奉納された額が残っており、焼失をまぬがれた江戸時代の建築物が複数残る。

松代の祇園祭の起源は不明であるが、江戸時代の祭りの様子が、『松代天王祭絵巻』(三村晴山筆、真田宝物館蔵)に描かれている。絵巻には、町ごとに笠鉦や飾り物、狂言、花担ぎ踊りなどのほか、朝鮮通信使をまねた集団も見られ、町屋の^{まつばさじき}松葉棧敷から祭りを見学する武士の姿も描かれている。文化5年(1808)の松代藩士^{かんはらどうざん}鎌原桐山による朝陽館漫筆に、中町、伊勢町の両町が舞台を出し、鍛冶町、荒神町、紺屋町、紙屋町は、山車あるいは太神楽獅子舞を行ったと記されている。

勢獅子

玉依比売命神社から神輿を下ろし、町人地に入ると、八田家住宅や松下家住宅(登録文化財)、^{くまた}杭全家住宅(登録文化財)などの商家が残る北国街道松代道に沿って、紺屋町、伊勢町、荒神町、鍛冶町の各所でお祓いをし、中町の仮堂に神輿を安置する。これを天王下ろしと呼び、祭神を迎えると勢獅子(市指定無形民俗文化財)が、城下町内を練り歩く。

勢獅子は、昭和8年(1933)に市内の権堂町の応援を得て制作したことが当時の写真裏書に記されており、以降、松代祇園祭の名物となった。

松代伊勢町の勢獅子は、権堂勢獅子の伝統を最も色濃く引継ぎ、^{しちょう}四丁目、屋台、^{しょうてん}正天、つくまくづし、野崎くづしの五曲を舞う。大獅子が眠りから覚め、お囃子に合わせて蝶を追いかけて走るさまや、あくびのように大口を開けたり静かに閉じたりする演技は、勢獅子にふさわしいダイナミックでありながらも繊細さを表しており、芸の見せ場である。

祇園祭の本祭が終わり、天王上げとなると、仮堂の神輿は、各町の氏子総代によって玉依比売命神社に戻される。

おおもん 大門踊り（市指定無形文化財）

絵巻に細かく描かれた姿から、江戸時代、祇園祭の最後に松代城の大御門前で大門踊りが踊られていたことが分かる。

大門踊りは、古くから伝承される民俗舞踊で、伊勢踊りや謡曲が組み合わさり、豊年踊りや雨乞い踊りの要素も含んでいる。踊りは、肴町御先踊りさかなと七ヶ町踊りの二部からなり、男性は謡、地唄、笛が二人ずつ、小鼓、大鼓おおつづみ、太鼓、くどき、天狗がそれぞれ一人と女性の踊り子十数人で構成される。

現在、大門踊りは、祇園祭で見られることはないが、松代城跡の春と秋の祭事に合わせて踊られており、継承されている。

（ウ）街道と宿場

a 秋葉山祭り

川田宿では、火防意識が高く、火防の神である秋葉信仰が現在も色濃く残る。秋葉山祭りは、毎年春と秋に行われる。共楽社きょうらくしゃ（上組）と祭典連さいてんれん（下組）と呼ばれる若衆組が中心となり、上組、下組の2箇所の秋葉社の前にやぐらを組み秋葉山大権現の幟を立てる。

かつては、毎年の秋祭りになると互いに総門（燈籠門）を造り、出来栄を競い合っていたが、近年は高齢化により、数え年で7年ごとの町川田神社の御柱祭の際に併せて設置されている。

b 御柱祭

御柱祭の一週間前に、寄進された長さ約20mの杉の大木2本を氏子数十名で伐採し、山出しを行う。御柱は、氏子総代によって選ばれた上組、下組の宿主宅前に注連縄を張って安置される。

御柱祭当日の早朝に各宿主宅前で神前祭を行い、里曳きの出発場所まで御柱を曳行する。2本の御柱が整うと、盛大な里曳きが始まる。

里曳きは、大麻を持つ氏子総代、神官、宿主等に続き、共楽社と祭典連の若衆組が、壺之柱（上組）、式之柱（下組）を曳いていく。その後、勇壮な木遣りやラッパが響く中、奉納者の小学生男子が乗り御供餅ごくもちを振りまく御供俵ごくたわら、富札とみふだをまく富の山車が続き、笛や太鼓の道中囃子どうちゅうばやし神楽が最後

を飾る。

宿場に入り、下組、上組それぞれの秋葉社の前に設置された舞台上で神楽を奉納した後、木遣りが奏でられる中、町川田神社で御柱を建立する。

c 火防組織

川田宿のある町川田区では、火防の秋葉信仰と併せて、地域住民により火防組合が古くから組織されていた。発足当初の資料は少ないが、現存する資料として、大正5年（1916）の町川田火防組合規約が残る。

規約は、遵守事項が17項目あり、強風の際はもちろんのこと、平素も火気に注意して就寝の際は見回ること、養蚕の時期、祝い事、葬祭、味噌仕込み等、火をよく使うときは、必ず番人をおいて残り火の取扱いに注意することなど、子細にわたり注意点を列挙している。

現在も町川田火防組合は、地元消防団とは別に活動を続けている。火災の起きやすい乾燥する春先に、全戸が輪番で毎晩夜警を行っている。夜警は、川田宿の中心に位置する消防団詰所に集合し、宿場の東側と西側の二手に分かれ、町川田区全域をほぼ隈なく見回る。

エ まとめ

真田十万石の松代城下町では、松代城跡や新御殿跡、武家屋敷地等に水路がめぐっており、泉水（池）をもつ庭園のある歴史的建造物が残る。この江戸時代から続く水系は、各戸の泉水を結び、最終的に松代城跡の堀につながり、地割や庭園の借景となる山並みと一体となって、城下町の良好な歴史的環境を創出している。庭園の泉水は、かつて食器の洗浄や洗面など生活用水としても利用されていたため、今なお、清掃や草刈りなど住民主体の河川愛護活動が行われている。

また、松代には、真田家ゆかりの寺社、街道の活気を偲ばせる商家など歴史的建造物が多く残り、歴史的まちなみを舞台に繰り広げられる祇園祭は、江戸時代の絵巻物を髣髴させ、城下町の風情を今に伝えている。

さらに、松代城下町と北国街道松代道で結ばれる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや秋葉社、本陣等の歴史的まちなみと火防信仰、祭礼とが一体となって現在も生活に深く浸透している。

加えて、近年は、地域住民が主体となり、まち歩き観光の冊子やパンフレットの発行、ガイド活動、講座の開催など地域の歴史的資源を守り伝える取り組みが行われている。

このように、城下町松代を中心として、松代とともに発展した街道の宿場にも、長きにわたり受け継がれてきた良好な歴史的風致を見ることができる。

(6) 大室古墳群にみる歴史的風致

ア はじめに

大室古墳群は、松代町大室を中心に分布する5世紀前半から8世紀にかけて築造された約500基もの古墳がある東日本最大級の大型古墳群である。

大室の古墳を記した史料は、松代城下と周辺の地理や社寺縁起等を記した『つちくれ鑑』（落合保考・18世紀前半）が最古といわれる。また、慶応年間に寸竜によって著された『松栄風土記』に、大室に100有余の塚穴ありと記され、多くの古墳があることが紹介されている。

松代町大室では住民が主体となり、古墳の調査や保存活動が長く行われてきた。大室史蹟保存会が昭和4年（1929）に建てた石碑が集落内に残る。多くの住民が、史蹟名勝大室古墳ノ聚落入口と記されている石碑の存在を知っており、また、石碑が欠損なく残り、史跡に刻まれた文字から、歴史資産を守り伝えてきた住民の誇りや自信をうかがい知ることができる。

大室古墳群は、長年の調査に基づく特色や学術的意義が認められ、平成9年（1997）に史跡に指定されている。

イ 建造物

(ア) 大室古墳群（史跡）

古墳は、千曲川の南側の山塊から派生する三つの尾根上と、それらに挟まれた二つの谷部の標高350mから700mまでの約2.5km四方に分布し、東から北山、大室谷、霞城、北谷、金井山の5つの支群からなる。古墳の分布は、尾根部の北山、霞城、金井山支群の約50基に対し、9割近い約450基が谷部の大室谷と北谷支群にあり、谷部が選地される特性が見られる。

特徴

本古墳群には、2つの特徴がある。

1つ目は、石を積み上げて墳丘とした積石塚の古墳が、全体の7割から8割を占めていることである。わが国で極めて稀な存在である積石塚が、これだけ多く密集する古墳群は国内で他例を見ない。

2つ目は、古墳時代中期後半代（5世紀後半）に合掌形石室と呼ばれる特異な構造の埋葬施設を構築した古墳があることである。箱形石棺様の下部構造に板状の石を三角形の切妻屋根型に組み合わせて天井とした合掌

形石室は、全国で 40 例ほどあるうち 25 基が大室古墳群にある。さらに、大室古墳群では合掌形石室が必ず積石塚に構築されており、両者の密接な関連がうかがえる点は、他の古墳群に見られない特性である。

出土遺物

出土遺物は、土師器、須恵器の土器類、埴輪、鏡（珠文鏡）、鋌留短甲や掛甲等の武具類、直刀や鉄鏃等の武器類、馬具類、刀子等の工具類、玉類、馬骨等があり、中でも馬具類が多い。

馬具、馬骨、馬形土製品等の馬に関連する出土遺物の多さは、本古墳群の被葬者が古代の馬匹生産と関わりがあることを示唆し、平安時代の『延喜式』の信濃十六牧の一つ大室牧の前身との関連が指摘されている。

また、積石塚と合掌形石室の系譜については、朝鮮半島の墓制と関連させる学説もあり、馬匹生産との関連からも渡来系集団が深く関わりを持っていた可能性が想定されている。こうした特色や学術的意義から、支群のうち最大規模の大室谷支群が、平成 9 年（1997）7 月 28 日に史跡に指定されている。

ウ 活動

（ア）住民主体の活動

松代町大室では、住民による古墳の調査や保存活動が長く行われてきた。

大室史蹟保存会の活動

大正時代初期に大室史蹟保存会が発足し、住民の手で保存活動がはじめられた。大正 15 年（1926）に大室史蹟保存会が中心となり分布調査を行い、265 基の古墳を確認し、『寺尾村大室古墳聚落分布略図』を作成した。

これまで漠然と 100 有余の古墳があるとされていた大室古墳群に関し、住民の手により具体的な古墳数と分布状況が明らかになった。

しかし、こうした大室史蹟保存会の精力的な活動は、太平洋戦争へ向かう中で停滞を余儀なくされた。

調査活動の再開

終戦直後の昭和 24 年（1949）から、地元の寺尾中学校に在籍した栗林紀道氏を責任者として、本格的な分布調査、台帳作成がはじまった。

第 1 回の調査は、中学校が夏休み中の昭和 24 年（1949）8 月 3 日から

9日まで行われた。終戦直後の物資が不足する中で、衣服や靴がすぐ擦り切れ手足から血を流しながらも、寺尾中学校の生徒 110 人が交代で山の中を横一列に並んで古墳を探し回った。

昭和 27 年（1952）まで毎年続けられたこの調査により、新たな古墳が次々と発見され、大正時代作成の『寺尾村大室古墳聚落分布略図』で 265 基であった古墳の総数は、501 基となった。全 501 基について、位置を示した大室古墳群分布図及び、古墳の現状、所在地、所有者、構造等を記載した古墳調査表が作成され、学術的な基礎データが整えられた。現在の古墳の番号は、この時の調査成果を使用している。

昭和 26 年（1951）に明治大学の後藤守一教授の指導の下、明治大学生、大室古墳保存会会員、寺尾村男女青年団員、学校職員、村民有志が参加し、本格的な古墳の発掘調査、測量が行われた。

調査の主催や参加者に大室古墳保存会の名が見られ、栗林氏を中心とする分布調査が始まる中で、大室史蹟保存会が戦後の新たな機運の中で再発足したものと見られる。また、この調査の指導を後藤教授に依頼した背景には、教授の夫人が大室出身であることと深い関わりがあり、大室古墳保存会の働きかけがあって成し得たものであった。

調査は、大室谷支群 107 号墳、北谷支群 358 号墳の発掘調査等、16 基の古墳で行われた。それまでに調査された古墳は、埴科教育会が大正 12 年（1923）から大正 13 年（1924）まで行った 3 基に過ぎなかった。16 基もの古墳の調査により、同時に進む栗林氏を中心とする調査と合わせ、大室古墳群に関する新たな知見が、次々と集積された。大室古墳保存会会員は、自らの手で保存してきた古墳により地元の歴史が明らかとなっていく過程を目の当たりにし、保存の意識がさらに高まった。

古墳監視委員会の発足

昭和 30 年代以降、全国各地で庭石への転用等を目的とした古墳石室石材の搬出が見られ、大室古墳群も例外でなかった。主に羨道部の石材の引き抜きが頻発し、こうした事態を拡大させないために、昭和 40 年（1965）に古墳監視委員会が設立された。

監視委員会は、それまでの大室古墳保存会に代わり設置され、大室区長を代表者とする住民組織である。石材転用による古墳破壊を目の当たりにしながらも、公の立場から古墳保護を訴える組織がないことへの住民の危機意識が、大室古墳保存会の継続でなく古墳監視委員会という新たな組織

への改編、発足を選択させることになった。地域として古墳の破壊をこれ以上認めない強い姿勢が監視という名称に表れているように、監視委員会の活動は、不必要な破壊を防止する古墳保護に特化している。

昭和 45 年（1970）から昭和 55 年（1980）にかけて、長野市教育委員会が駒沢大学考古学研究室に委託した調査に当たり、以前は大室史蹟保存会や大室古墳保存会であった地元との窓口の役割を古墳監視委員会が担っており、監視委員会は、古墳保護に特化しながらも保存活動の流れを受け継いでいることがうかがえる。

大室古墳保存会の発足

その後、石材転用を目的とした古墳の破壊が見られなくなったことや分布調査が終了したことから、大室古墳群の保護に加え環境整備や啓発などの保存活動をさらに推進するため、昭和 56 年（1981）に古墳監視委員会を発展的に解消し大室古墳群保存会が発足した。保存会の会員約 120 人により、古墳の見回りや清掃活動に加え、勉強会や先進地視察、見学会などの活動が展開されるようになった。発足以来、年 2 回の古墳群雑草木の除去や伐採を欠かさず実施するなど、啓発や保存活動を継続している。

栗林紀道氏とともに分布調査に参加した方々、また、当時中学生として栗林氏と共に山中を歩き回った方々が、歴代の保存会長に名を連ね、古墳を保存する意識が、連綿と受け継がれている。

史跡指定

昭和 59 年（1984）から平成 8 年（1996）まで 13 年間、大室古墳群大室谷支群において明治大学考古学研究室が、継続的に学術調査を実施した。調査を指導したのは、昭和 26 年（1951）の発掘調査に明治大学助手として参加していた明治大学の塚初重教授（現名誉教授）である。塚初教授は、昭和 26 年（1951）の調査成果を基に検討課題を究明するため大室古墳群を研究フィールドとしていた。

この頃の大室古墳群保存会の主要な会員は、昭和 26 年（1951）に塚初教授とともに発掘調査に参加した方々であり、調査対象古墳の地権者の同意取り付けや古墳の草刈り等を担うなど調査を全面的に支援した。

この調査から、大室古墳群の特徴である合掌形石室や積石塚古墳について、特に古墳群の形成初期に関し不明であった点が次々と明らかになり、大室古墳群の学術的重要性が高まった。大正期、昭和 20 年代から続く住

民主体の分布調査や保存活動が引き継がれてきた成果が、平成9年(1997)の史跡指定に結び付いた。

エ まとめ

平成10年(1998)から大室古墳群の史跡整備事業が、指定範囲16.3haを7つのゾーンに分け、まず史跡入口部に当たるエントランスゾーンと施設整備ゾーンから始まった。

施設整備ゾーンでは、平成14年(2002)7月7日に史跡大室古墳群のガイダンス施設の大室古墳館が開館した。施設の管理、運営は、大室古墳群保存会と別に地域住民が設立した大室古墳館協力会が担っている。

エントランスゾーンでは、平成10年(1998)から平成17年(2005)にかけて、明治大学考古学研究室の協力を得ながらゾーン内23基の古墳の発掘調査が行われた。この調査成果に基づき、桑の段々畑の撤去や、植林された杉の伐採をし、古墳築造時の地形と景観を復原する保存修理を実施した。また、エントランスゾーンの整備が進む中、一部の都道府県で絶滅危惧種に指定され、長野市内でもほとんど自生が見られないナベナ(鍋菜)が確認され、協力会が、地域にみられる山野草の植栽等を行うようになった。このように、古墳を取り巻く環境を保全し、歴史的景観や自然環境を体感できる整備を進めてきた。

保存修理を終えた古墳は、大室古墳群保存会の協力を得て、雑草等の除去が行われている。また、地域の小学校児童による古墳の清掃活動や保存修理の体験学習のほか、明治大学考古学研究室が、学部2、3年生の夏季実習として毎年踏査を実施するなど、大室古墳群を次世代へ引き継ぐ活動が行われている。さらに、史跡指定以降も大室古墳群保存会は、指定地外の古墳の見回りや指定地内の外来植物(アレチウリやセイタカアワダチソウ等)の除去、発掘調査、現地見学会など古墳群の保存や啓発活動を継続している。

このように、100年に及ぶ大室古墳群の保存活動は、地域住民のアイデンティティを形成する重要な要素となっている。大室古墳群を保存し活用していく住民の活動は、地域固有の歴史的、伝統的な営みとして、今後も維持され、継承されるべき歴史的風致である。

(7) 鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致

ア はじめに

鬼無里の地形は、周囲を荒倉山、虫倉山、戸隠表山、一夜山、物見山などに囲まれ、中央部に裾花川とその支流の小川や天神川が流れ、盆地的な溪谷形をしている。集落は、周囲の山々を流れる裾花川や小川流域に点在しており、集落ごとに神社が配置されている。また、鬼無里には、鬼女紅葉伝説、木曾義仲にまつわる伝承、遷都伝説にちなんだ東京、西京といった集落が残る。そのほか奥裾花溪谷（県名勝）やミズバショウの大群落もある。

江戸時代は、松代往来、戸隠往来、安曇往来、高府往来、早川道などが域内をとおり、鬼無里で生産された麻、畳糸、鬼無里紙等が移出し、塩、米、酒、魚等が移入し村内外の人と物資が行き交い、交易の場として市が開かれていた。市は、現在の町区において天和3年（1683）に開設が許可された。当初は、六斎市（1ヶ月に6回開かれた定期市）であったが、安永9年（1780）に九斎市（1ヶ月に9回開かれた定期市）になった。市は、月の1、2、8に当たる日に開かれ、取引される商品の大半は麻であった。

現在の町区で7月15日から一週間執り行われる祇園祭は、九斎市の名残であり、市の神や津島午頭天王に奉納する祭屋台が伝承されている。

イ 建造物

(ア) 白髭神社本殿（重要文化財）

白髭神社は、裾花川右岸の河岸段丘上の鬼無里日影祖里田に位置し、日影三区（上平区、中区、西京区）の人々を氏子とする産土神（祭神猿田彦大神）である。境内には、拝殿、本殿、社務所、神楽殿、境内社がある。本殿は一間社流造、柿葺で桃山時代の建立と考えられており、昭和34年（1959）に重要文化財に指定された。

神社は、明治6年（1873）4月に長野県第59区の郷社として社格昇進、明治40年（1907）4月に神饌幣帛料供進神社に指定され、明治41年（1908）に大姥神社、秋葉神社、金刀比羅神社の三社を合祀、昭和28年（1953）3月に宗教法人となり、現在に至る。

(イ) 鬼無里神社本殿

鬼無里神社本殿は、裾花川及び裾花川に合流する小川流域沿いに位置し、規模の大きい一間社流造の社殿である。享和年間（1801～1804）に焼失し

たため、現在の本殿は、前身の建物様式を模倣して享和年間に再建されたものとされ、長野市有形文化財（建造物）に指定されている。

本殿の社額、鏡台などの装飾彫刻は、江戸時代末期から明治時代にかけて、上州、北信濃、上越、越中で数多くの神社仏閣の装飾彫刻を手がけた彫工^{きたむらきよまつ}北村喜代松の手によるもので、ひときわ力強く精巧な彫刻が施されている。

拝殿の背後に本殿覆屋、通りをはさんで舞台（神楽殿）、社務所が配置されている。

（ウ）松巖寺

松巖寺は、元和元年（1615）創建の曹洞宗寺院で、鬼女紅葉の菩提所である地蔵院が前身と伝えられ、経蔵、鎮守堂、観音堂が長野市文化財に指定されている。このうち観音堂は、寛永2年（1625）又は寛永3年（1626）の建立で、間口3間、奥行4間、妻入、入母屋造である。

（エ）諏訪神社本殿

諏訪神社は、建御名方命^{たけみなかたのみこと}、誉田別命^{ほんだわけのみこと}、大山祇命^{おおやまづみのみこと}を祀る旧村社で、和協組^{わきょう}、峯組、山内組、平組の産土神である。飯綱社（岡荒井）、皇大神社（坂屋）を合社している。小川左岸の断崖上の平坦地を境内として、本殿、拝殿と神楽殿が相対する配置である。

本殿（市指定有形文化財）は、棟札から文化2年（1805）の再建で、覆屋の中にあり、三間社流造、柿葺、軒唐破風付の社殿である。また、木割や彫刻に鬼無里で唯一の立川流の技法が見られる。工匠は、諏訪の立川富棟と鬼無里の山口藤蔵と推定される。立川流は、長野県諏訪市から出た工匠で、彫刻の主題に人物像（仙人等）と写實的動植物を用いることを特徴としており、長野県、東海地方を中心に千葉、滋賀、京都まで、江戸時代中期から後期にかけた作品が見られる。

ウ 活動

（ア）白髭神社の祭礼

祭礼は、春と秋に神々を迎え、災いを祓い、氏子の無病息災と五穀豊穡を願い、また豊作に感謝するもので、春祭り（5月3日）と秋祭り（9月の第二日曜日、大祭とも呼ばれる）が举行される。

白髭神社の古文書等は、明治16年（1883）の神官宅の火災で焼失した

ため、それ以前の史料はほとんど残っていない。祭礼の挙行に関しては、明治 35 年（1902）の祭日変更願の文書が残っている。

そのほか嘉永 3 年（1850）の四本柱土俵免状や、明治 42 年（1909）の煙火打上許可証から、祭礼にあわせて奉納相撲や花火（打上筒）の打ち上げが行われていたことが伺える。なお、奉納相撲は、昭和 20 年代まで行われていたという。

祭礼に用いられる神楽（明治 6 年（1873）制作）は、彫工北村喜代松の手による精緻な彫刻が施され、長野市有形文化財（工芸品）に指定されている。この神楽は、鬼無里ふるさと資料館に収蔵展示され、祭礼では新しく制作された神楽が用いられている。

運営組織

早朝から境内、拝殿、本殿の清掃を氏子の総出で行う。中区の祭世話人（若連）と呼ばれる祭りの世話役が中心になり、大小の幟旗を立て、神楽屋台獅子宮の飾りつけを行う。会所（祖山公民館）に中区祭世話人（若連）16 名、鳴役（獅子舞と神楽囃子）14 名、中区の神楽が集合して準備を行い、祝宴の後、獅子舞を舞って神楽巡行に出発する。

巡行順路

神楽巡行は、中区長を先頭に目印（中区）、祭世話人、神楽、鳴役の順で列となり進んでいく。神楽巡行は、春と秋の祭りの中心的な祭事で、神々が降臨する際の目印となる大小の幟を立て、神を迎えて一年の安穩と感謝を表す儀式として執り行われる。西京区と上平区^{うわだいら}の祭世話人各 5 人は、神楽宿（毎年変わる個人宅）に集まり、祝宴の後、会所を出発した神楽巡行に合流する。

神楽巡行路沿いの中区集落の民家は、両端に反りのある棟をのせた切妻造、煙出しをつけた屋根、柿葺屋根（鉄板被覆）、壁は漆喰塗の蚕室型民家の特徴とし、鞘組の土蔵もあわせて配置する。現存する民家は、明治時代から昭和 20 年代の建築と比定される歴史的建造物である。

行列は、この歴史的建造物が建ち並ぶ道筋を白髯神社に向けて歩を進め、神社手前の中区活性化センターに向かう。境内にある社務所が手狭であるため、地元では中区活性化センターを社務所と見なし、実際に社務所と呼んでいる。社務所では、神官 2 名から 3 名、総代 10 人、山林委員 3 人が待機しており、神事、総代会、祝宴が行われ、獅子舞を舞って、神社に出

発する。

巡行は、櫛をのせた三方を持つ総代長を先頭に神官（禰宜、献幣使、官司）、総代、山林委員、区長、目印、神楽、鳴役の順で列を組み神社まで進み、神楽殿で獅子舞を奉納する。このあと本殿の神前に供物を供え、拝殿で神官による神事が執り行われる。

（イ）鬼無里神社の祭礼

鬼無里神社の祭礼は、春と秋に祭りが行われる。戦前は、秋祭り（10月3日）が盛大に催され、秋に屋台巡行が行われていたが、戦後に5月3日を祭日とする春祭りに主体が移り、屋台の巡行もそれに合わせて行われている。

祭礼のはじまりは定かでないものの、祭礼で用いられる屋台は、彫工北村喜代松による安政4年（1857）の制作であることから、江戸時代末期には行われていたと考えられる。屋台は、長野市有形文化財（工芸品）に指定され、天井に竜、正面の柱に巻いた竜、唐獅子のもつ手鞠の籠彫など精緻な彫刻が施されており、手前半分が踊り子を乗せる舞台、後ろ半分が囃子方を乗せる作りとなっている。

巡行順路

町区は、善光寺、安曇、戸隠、高府などに通じる街道の分岐点で、江戸時代は商人の交易の場となり、九齋市が立ったところである。

屋台は、出発後に鬼無里郵便局で屋台を止めて踊りを披露する。郵便局前の通り（鬼無里街道）沿いには、中二階を出梁造でせり出す形式の町屋や切妻造の町屋など、明治時代から大正時代の建築物が軒を並べ、宿場のような景観を作り出している。

続いて、屋台は、松巖寺の前と鬼無里神社鳥居前で踊りを披露する。その後、鬼無里神社拝殿前まで巡行し、拝殿、本殿に向かって踊りを奉納して屋台巡行は終了する。

（ウ）^{おんぼしらい}諏訪神社の御柱祭

鬼無里に数多くある諏訪社系神社で唯一の御柱祭が行われているのが、^{さいまた}財又地区の諏訪神社である。言い伝えによると、明治5年（1872）に鬼無里神社で御柱祭を挙行したが、翌回となる明治11年（1878）に天変地異があったため祭事は行われなかった。翌々回となる明治17年（1884）に

鬼無里神社から依頼があり、諏訪神社で御柱祭を挙行したことがはじまりという。

数え年で7年に一度の御柱祭は、奥山から切り出した杉の木一對（男柱鶴、女柱亀）の御柱を里曳きし神社前に建てる独特の神事で、寅、申の年の5月5日に大祭が執り行われる。

第1回の御柱祭は、明治17年(1884)甲申の年に行われ、令和4年(2022)5月に行われた御柱祭で24回目を数える。拝殿内に御柱祭の開催を記した額が掲げられており、これまで途絶えることなく挙行されてきたことが分かる。

山出し

令和4年(2022)の第24回御柱祭では、令和3年(2021)12月4日に、神社本殿において用材の切り出しを行う人々や奉納者が参拝し、伐採、山出し用具を清めた上で山に入り、地元の共有林から、高さ約20m、幹回り約2mの杉2本を切り出す、山出しを行った。

山出しの翌日の5日に、木の皮を剥ぎ、長さは大祭のたびに1寸ずつ伸ばす「一寸伸ばし」のしきたりに基づき33尺5寸(10m15cm)の柱に仕立てた。柱は、休納所で冬を越し御柱祭当日まで安置される。

音頭

山出し、里曳き、建御柱などの際に、木遣りに代わり唄われる音頭は、独特の甚句調で、即席で唄うなど機敏さが求められるという。その音頭とりは各柱3人の計6人で、前任者から口伝えで伝授され、後任の音頭とりに伝承していくという。

「ヤーリシメタリ、ヤーリワイ『ヨイ、ヨイ』」

「めでた、めでたのこの御みはしら柱を『ヨイ、ヨイ』」

「諏訪の社(ヤシロ)に、ハア奉納(タテマツル)」

「サア引綱(キーズナ)『エンサーノ、サア』」

「アーリワサアのサア『ヨイヨイ、ヨイヨイ』」

「諏訪の社はめでたい社庭に鶴亀舞い遊ぶ」

前日の準備

御柱祭前日に、神社拝殿の前に建てられている前回の男柱(拝殿に向かって右)と女柱(向かって左)を倒した後、柱を短く切って割り楔を作る。

この楔は、今回建てる御柱の基部の固定に使われる。

また、御柱を迎えるさかきぐるま榊車を製作する。だいほちぐるま大八車に米俵を載せ櫓の枝を立て、風船、手ぬぐい、短冊、おもちゃなどで装飾する。上段に積む俵には、道中の子どもや観衆に振る舞う餅、あめ、お菓子などを詰める。

御柱祭本祭

御柱祭本祭は、奉納する曳子、関係者など多数が参加し、榊車を先頭にして、二台の神楽とともに御柱休納所に御柱を迎えに行く。榊車には、乗子として、和協区の氏子の中から、中学生から成人を迎える年代までの長男が選ばれる。御柱は、榊車の出迎えを受けて、各組頭の号令と音頭のもとで、各休納所から男柱（鶴組）、女柱（亀組）の順で神社まで約 1.5 k m の道のりを休憩をはさみながらゆっくりと曳行される。

建御柱

神社に着くと、拝殿に向かって左に女柱（亀）、右に男柱（鶴）の順で建てられる。柱先端の冠落しは行わず、音頭長（音頭のリーダー）が使った御幣と神社の神官が用意した御幣を打ち付けてから建てる。御柱の基部は、前回の御柱を使い作られた多数の楔でしっかりと固定され、祭り当日に楔の周りはコモで覆われる。

山出し、里曳き、建御柱と続いた当地最大の祭りである御柱式年大祭はこれで終焉を迎える。

エ まとめ

鬼無里では、地域のまちづくり協議会と観光協会が連携し、SNSや散策ガイドマップで鬼無里の寺社や伝統的な祭礼をPRしている。祭礼を見物に訪れた観光客、また、鬼無里で研究実習をする大学生も祭礼に参加しており、伝統的祭礼は、鬼無里の大きな魅力となっている。

長きにわたり継承されてきた鬼無里の伝統的祭礼は、暮らす人々や大学生など地域内外の若者から高齢者まで幅広い世代が参加しながら、現在も維持されており、地域の人々の営み、農村の風景、まちなみと密接に結びついた歴史的風致となっている。

第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、平成25年（2013）以降、第1期の長野市歴史的風致維持向上計画に基づき、伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。

善光寺周辺地区では、善光寺門前宿坊群の道路において電柱電線類の地中化や石畳舗装などの美装化により周囲の伝統的な雰囲気と調和した良好な景観形成を図ったことで、令和4年の善光寺御開帳に全国から訪れた約636万人の参拝者に本市が持つ歴史、文化の魅力を感じていただくことができた。

戸隠地区では、住民との協働による歴史的建造物の修復、修景等を進めたことで、戸隠中社・宝光社地区の一部が、平成29年（2017）2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、山岳信仰の聖地としての魅力が一層高まった。

松代地区では、史跡松代城跡や旧文武学校等の文化財の保存整備を行うとともに、庭園や泉水路の調査、地域住民主体の積極的な歴史まちづくり活動などにより、城下町としての歴史的風致が向上し、地域の歴史的資源を活用した観光地づくりを推進してきた。

鬼無里地区では、地域住民が主体となって専門家の意見を聴き地域に残る名工制作の屋台（市有形文化財）を修理した。屋台は、ふるさと鬼無里資料館で常設展示し、祭礼時は屋外に曳き出し巡行に使用している。また、鬼無里ふるさと資料館ホームページの多言語化や、地域の観光団体が祭礼をSNSで情報発信するなど地域の歴史的風致の維持及び向上に取り組んだ。

このように、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等に一定の成果を得ることができた。一方で、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などに引き続き取り組む必要がある。また、歴史的資源を活用し観光振興や地域活性化に結びつけ、歴史的風致のさらなる向上に取り組む必要がある。

（1）歴史的建造物等の保存に関する課題

本市には、歴史的建造物やそれらが群となり構成される歴史的まちなみが見られる。第1期の計画では、善光寺本堂耐震補強事業をはじめとする文化財の保存整備、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の修理費用の助成など、歴史的建造物等の保存を進めてきた。

文化財に指定される建造物等について、国指定のものは、国の助成があるた

め概ね良好に維持、管理されているものの、登録文化財並びに県指定及び市指定のものは、指定数が多いこともあって修理、修復が追いついていない。また、未指定の文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないため、適切に維持、管理が行われていない。

近年は、歴史的建造物の価値が見直され、当初と異なる用途に活用されている例があるものの、文化財指定の有無にかかわらず、修理や修復に費用を要することや人的負担の大きさ、歴史的価値の認識不足、世代交代などのため適切に維持、管理が行われずに空き家となったり、老朽化、滅失が進行している。

(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する課題

本市には、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた無形の歴史的遺産である祭礼や伝統行事があり、これらは日々の暮らしや地域に根付き、その中に深く浸透して継承されてきた。

第1期の計画では、伝統的な祭礼や伝統芸能を継承する団体の活動費を支援するとともに、地域を超えた団体間の交流や子どもたちの参加を促すイベントの開催、活動団体の情報発信などを行い、伝統的な祭礼等の保存、継承につなげてきた。また、ながの獅子舞フェスティバル、伝統芸能こどもフェスティバルを開催し、活動の披露と市民が伝統文化に親しむ機会を設けている。

本市の歴史的建造物は、戸隠や鬼無里などに茅葺屋根の建物が多いことが特徴である。かつては、地域に大きな茅場を持ち、地域の茅葺き職人と住民の共同作業で屋根の葺き替えを行っていた。耐久性の高い金属製の屋根が一般的となり、茅（ススキ）の需要がほとんどなく茅場が失われつつあったが、伝統的な建築技術を必要とする伝統的建造物を継続的に修理し、茅材の安定的な確保のための茅場整備や必要な修理技術の継承を進めた。

しかし、人口減少や少子高齢化を背景として、伝統的な祭礼や行事などの担い手が不足しており、そのために継承団体の資金面の課題から活動が縮小するなど、伝統的な祭礼や行事などの継承が危ぶまれる。また、現在の木造建築では木材加工の機械化や乾式工法が普及している中、歴史的建造物の修理、修復には伝統的な建築技術や構法を要するため、技術や経験の継承が必要である。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物だけでなく、その周辺のまちなみの連続性や景観といった周辺環境と一体で形成されるものである。その維持及び向上には、周辺環境において、建築物の高さや屋外広告物、緑地の保全や一般建造物の外観

などへの対応が必要となる。

本市では、長野市伝統環境保存条例、長野市の景観を守り育てる条例、長野市屋外広告物条例、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、景観計画や地区計画などにより、良好な景観形成に向けて取り組んでいる。このような規制や誘導の下、第1期の計画では、電柱電線類の地中化や石畳舗装の道路美装化による環境整備のほか、建造物の修景助成などを実施し、周囲の伝統的な雰囲気と調和した景観形成を図ってきた。

また、本市を訪れる観光客は、主にバスやマイカーを利用しており、歴史的建造物が集積する地域は、本市の代表的な観光地でもあることから、観光シーズンに多くの観光客が訪れ交通が問題となる。過度の自動車の流入は、歩行者の安全を脅かすだけでなく、歴史的建造物の滅失を伴う駐車場の増加によるまちなみの連続性喪失の一因にもなる。

歴史的建造物や歴史的なまちなみで形成された歴史的風致を維持及び向上する景観の保全や交通などへの対応は、長期にわたることから、継続して取り組む必要がある。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する課題

第1期の計画の取り組みをとおして、松代地区では地域住民自らが、まち歩きツアー、城下町や宿場のボランティアガイドなどで地域の歴史や文化の情報発信や誘客事業を企画運営し、松代地区の歴史的風致の認知が広まっている。

また、鬼無里地区では、鬼無里観光振興会が、歴史的質の高い屋台や伝統的な祭礼をSNSで情報発信した。大学生も御柱祭の里曳きに参加し、祭りは大いに賑わった。そのほか、地域住民も参加してガイドマップを作成し、地域の魅力を見つめ直す機会となった。戸隠地区では、茅葺き屋根に使用する茅の刈り取り体験をPRし、地域住民のほか、学生や地区外から参加があった。

本市の各地域に見られる文化財や伝統的な祭礼等は、地域の魅力となり観光資源になっている。しかし、人々の暮らしぶりや生活環境が変わる中で、祭礼や行事と人々の暮らし、地域との密接な関係が薄れつつある。

数え年で7年に一度行われる善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭のような特別な祭礼には、県内外から多くの観光客が訪れ、大きな賑わいをみせるが、地域の文化財や伝統的な祭礼等の認知度は、まだ低い状況である。

地域で行われる祭礼などの認知を広め、多くの方に訪れていただくとともに、住民主体の活動が広がり地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつながるため、長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にある魅力ある

ストーリーを市民や来訪者に効果的に伝える必要がある。

(5) 歴史文化の調査研究に関する課題

第1期の計画では、戸隠地域の住民や関係団体の協力の下、戸隠中社、宝光社地区の歴史的建築物や周辺環境の調査を実施し、歴史的価値を明らかにした。また、調査成果について意見交換することで、地域の歴史や文化に対する知識や歴史まちづくりへの住民の理解が深まり、重要伝統的建造物群保存地区の選定及び防災計画の策定に結び付いた。また、史跡松代城跡の調査研究を進め、その結果を受けて平成27年(2015)に史跡指定範囲が拡大した。

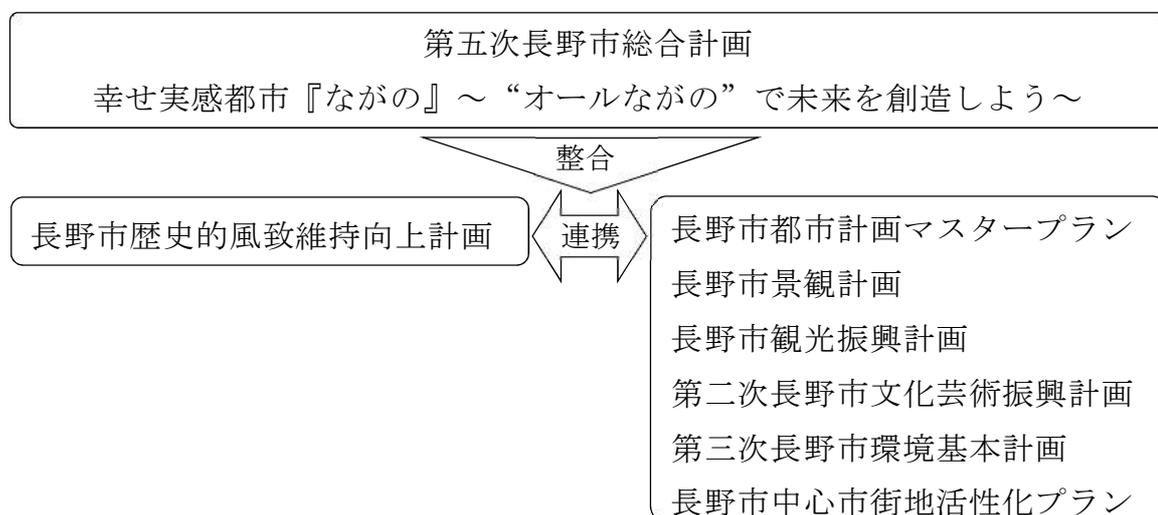
このような成果があるものの、第1期の計画での調査研究は、個別に実施されることが多く、地域の歴史や文化の断片的な把握にとどまっている。市内には、歴史的建造物や伝統的な祭礼が多くみられるが、十分な調査研究が実施されていない地域があり、その価値が明らかになっておらず、歴史的建造物や伝統的な祭礼等を適切に保存していくためには、歴史的建造物や伝統的な祭礼等の全体を把握する必要がある。

本市の文化財及びその周辺環境を一体的、網羅的に調査を行い総合的に把握し、それらを地域全体で保存、活用し、文化財を活かした魅力的な地域づくりを目的とした文化財保存活用地域計画と連携し、各地域の文化財や歴史的建造物等の保存活用につなげる必要がある。

2 既存計画（上位、関連計画）との関連

本計画は、長野市総合計画をはじめ、関係する計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。

上位、関連計画との関係



(1) 第五次長野市総合計画

本市は、令和8年度(2026)までを計画期間とする第五次長野市総合計画を平成29年(2017)に策定し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めている。

ア 基本構想(平成29年(2017)4月策定)

基本構想は、長期的な観点に立ち様々な情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにしたものである。政策に「魅力あふれる文化の創造と継承」、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を挙げている。

計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで

まちづくりの基本方針

- ・市民の「幸せ」の実現
- ・「持続可能な」まちづくりの推進
- ・「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

まちの将来像

幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～

人口減少社会、成熟社会が到来した現在、本市が有する強みを活用しながら、抱える課題を可能性に変え「長野市らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことが必要となっている。価値観が多様化し行政課題が複雑化しているが、住民の福祉の増進を図るとともに、本市の多様性ある構成や成り立ち、特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指していくことを「幸せ実感都市」と表している。

また、副題として市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるよう、全市を挙げてまちづくりに取り組むことを「“オールながの”で未来を創造しよう」と表現している。

イ 後期基本計画(令和4年(2022)4月策定)

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにしたものである。後期基本計画においては、

長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合している。施策に「文化の継承による魅力ある地域づくりの推進」、「地域の特色を活かした景観の形成」を挙げている。

計画期間

令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで

施策体系

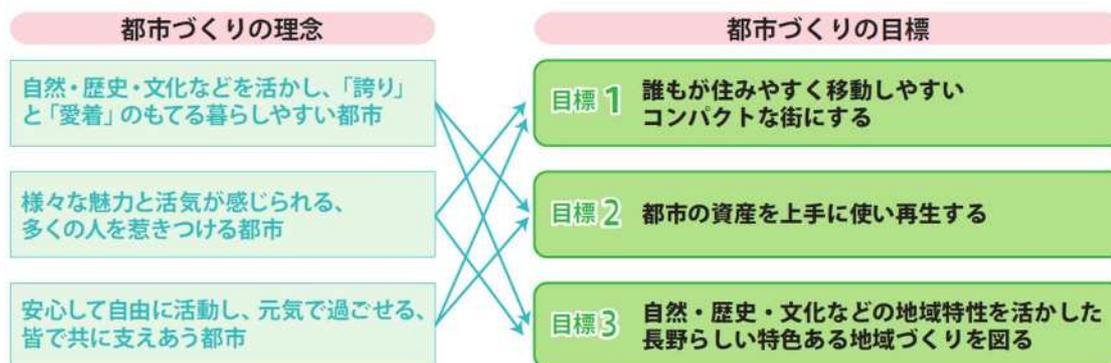
健幸増進都市、令和元年東日本台風災害からの復興、SDGs及びSociety 5.0が計画全体に共通する取り組みとしてベースとなり、その上に全55施策を立て、更に分野横断的に取り組む必要があるテーマを総合戦略とし、取り組んでいく。



(2) 長野市都市計画マスタープラン（平成29年（2019）4月改定）

長野市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりの理念と目標、土地利用など都市まちづくりの方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的、長期的な指針としての役割を果たすものである。平成29年（2019）4月に改定し、目標年次を概ね20年後の令和18年（2036）、中間目標を令和8年（2026）としている。

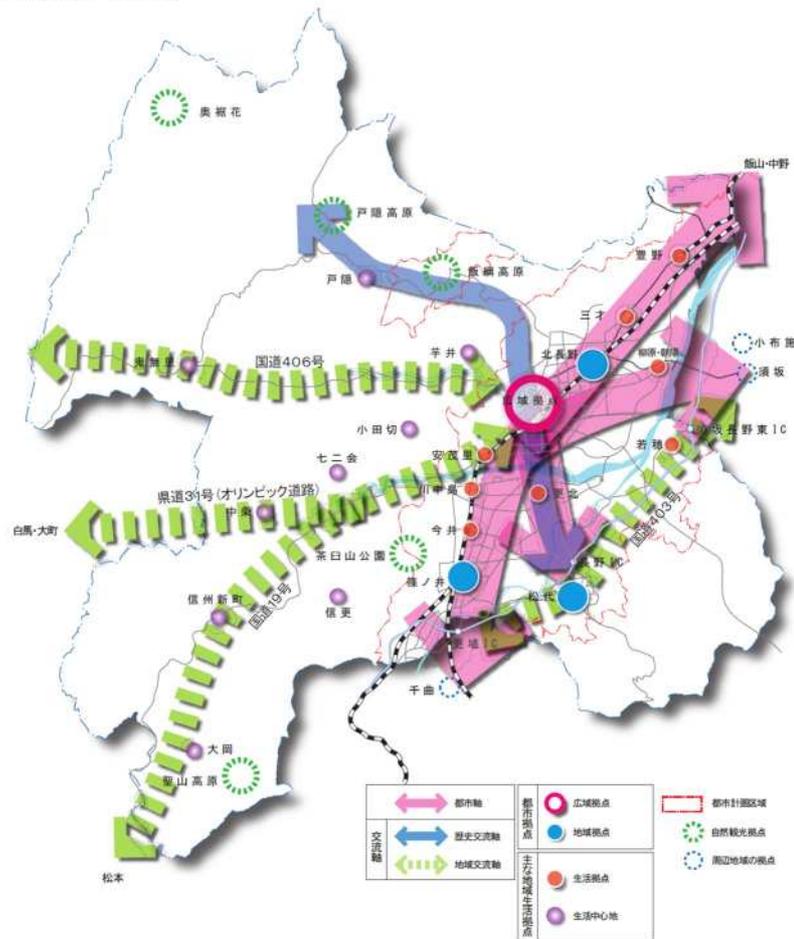
都市づくりの理念と目標



都市構造の基本的な考え方

- ・コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための都市拠点と都市軸の形成
 - ・多様な都市機能が集積し都市生活・活動の核となる都市拠点の形成
 - ・拠点間の都市機能の連携を確保するとともに、市域外との連携を強化する都市軸の形成
- ・地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成
 - ・豊かな自然の保全とともに、観光業の振興を図る自然観光拠点の形成
 - ・自然観光拠点や地域拠点などを結び、市外との連携を強める地域交流軸の形成
 - ・市内に点在する歴史的な街などを結び、歴史・文化の交流や周遊性を高める歴史交流軸の形成

■ 都市構造図 (拠点と軸)



都市構造の基本的な考え方を受け、土地利用や都市環境、都市景観、防災都市づくりなど方針を定めている。都市景観の整備については、「歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承」として、「歴史と文化を象徴する景観の継承」を挙げている。

都市景観整備の方針

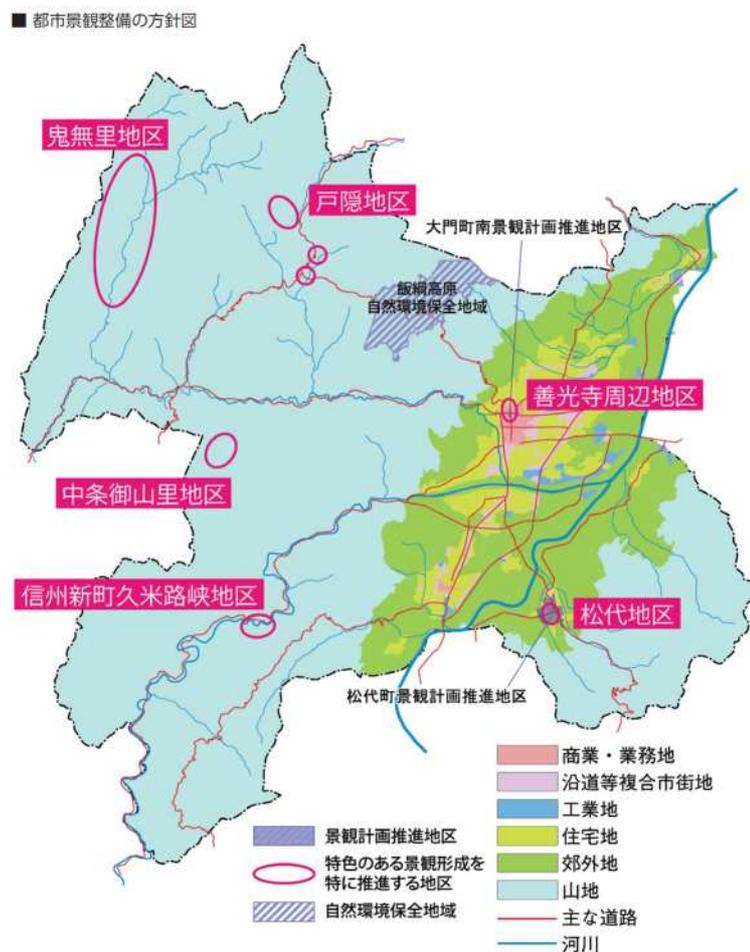
都市景観整備の基本方針

- ・長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成
- ・地域特性に応じた魅力的な景観づくり
- ・環境共生型都市の景観づくり
- ・地域が主体となった景観づくりへの取り組み

都市景観の整備方針

- ・骨格的な自然景観の保全・育成
 - ・豊かな山並みの景観保全
 - ・水辺の景観の保全と向上

- ・歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承
 - ・歴史と文化を象徴する景観の継承
 - ・市民に親しまれてきた自然や緑の景観の保全
- ・市街地における景観づくり
 - ・商業・業務地での景観形成
 - ・住宅地の景観形成
- ・地区特性を活かした景観づくり
 - ・農地や農山村などの景観の保全
 - ・沿道の修景と景観形成
 - ・都市と自然が共生した景観保全



(3) 長野市景観計画（平成 30 年（2018）10 月改定）

平成 19 年（2007）に策定し、社会情勢が変化してきたことを踏まえ、平成 30 年（2018）に改定した。基本的な考え方となる「長野市が守り育てていく景観」の 4 項目の一つに「歴史的・文化的な街並み」を挙げ、それを守り育てていく

方針として「歴史と文化を象徴する景観を継承する」こととしている。

長野市が守り育てていく景観

◆雄大で、緑あふれる自然環境



緑あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産です。



◆歴史的・文化的な街並み



善光寺と門前町の街並み、真田十萬石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切に祭られている寺社と、伝統的で特色ある祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



◆にぎわいあふれる都市空間



県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心に市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。



◆美しく、快適に過ごせる住環境



市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいふべき景観が広がっています。



良好な景観形成に関する方針

方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

方針3 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、眺望景観である山並みを乱さないようにします。市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑え上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようにしていきます。

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

建物や街並みなどの歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、わたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、大切に守りながら活用を図っていく必要があります。また、時間をかけてつくられ守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサルデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、豊かな自然に恵まれた地形を活かし、過ごしやすい落ち着いた雰囲気のみちづくりを進めます。更に緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思ってもらえる長野市を目指します。

(4) 長野市観光振興計画（令和4年（2022）2月策定）

長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。

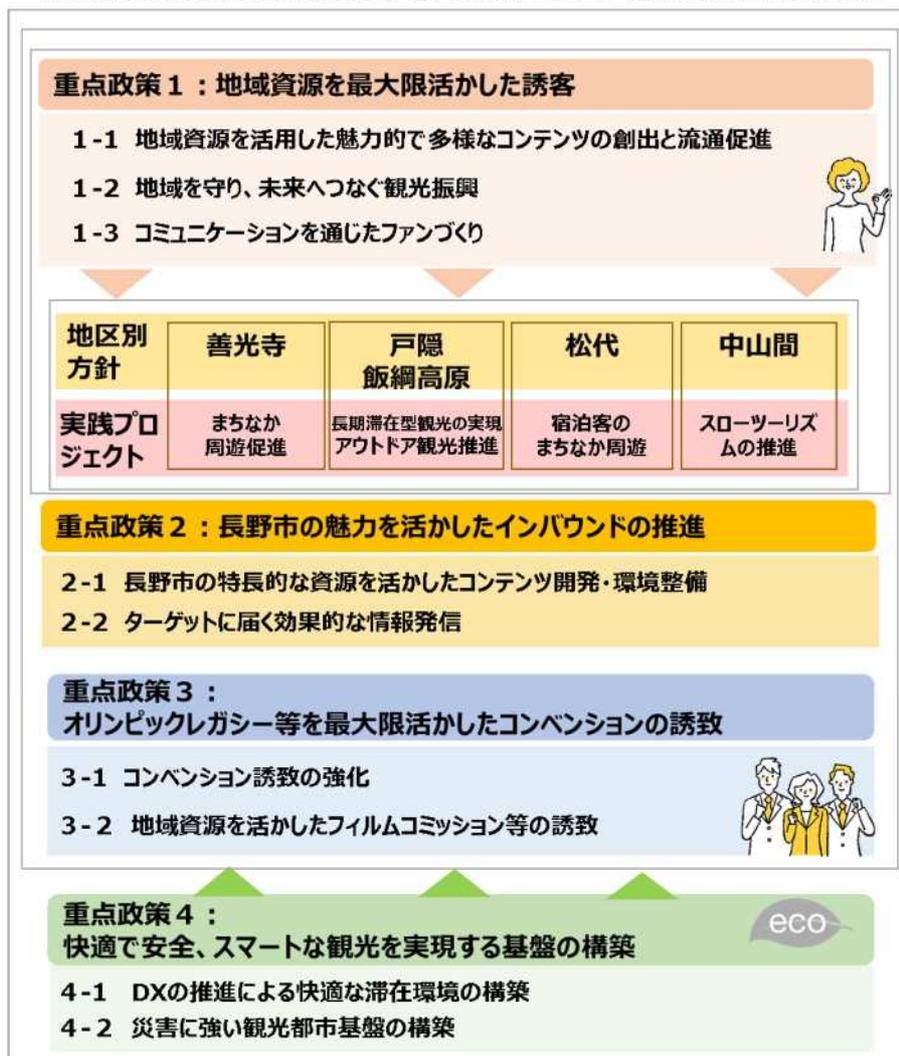
計画期間

令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで

基本方針

- ・ 持続可能を担保した観光産業への転換
- ・ 新たな観光スタイルに対応した観光への転換
- ・ 人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化
- ・ Z世代など若者への観光需要の喚起

市民生活との調和を図りながら魅力的な地域を形成することで、観光消費を増加させ、「地域経済」や「地域コミュニティ」の活性化につなげる



(5) 第二次長野市文化芸術振興計画（平成 29 年（2017）4 月策定）

長野市文化芸術振興計画は、市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として策定したものである。方策に、指定文化財などの調査・整備、伝統芸能の継承、歴史・文化遺産の活用などを挙げている。

計画期間

平成 29 年度（2017）から令和 8 年度（2026）まで

基本理念

文化芸術に親しみ、創造し継承され、優しさと温もりがあふれるまち

方策

- ・長野市美術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供
- ・市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちのにぎわいにつながる発表機会の充実
- ・子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援
- ・交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造
- ・指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進
- ・伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援
- ・歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用
- ・歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進
- ・歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援
- ・文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援

(6) 第三次長野市環境基本計画（令和4年（2022）2月策定）

第三次長野市環境基本計画は、本市の環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。基本目標「良好で快適な環境の保全と創出」の施策テーマに「美しいまちなみの保全と創出」を挙げている。

計画期間

令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで

望ましい環境像

人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」

- ・人と自然が共生し…自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます
- ・未来につなぐ……次世代へ責任をもって引き継ぎます
- ・脱炭素のまち……脱炭素に向けてみんなで取り組みます

施策体系

環境像	基本目標	施策テーマ	関連するSDGsのゴール
人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」	基本目標 1 脱炭素社会の構築 □長野市地球温暖化対策地域推進計画 □長野市気候変動適応計画	1-1 再生可能エネルギーの利活用と地産地消 1-2 バイオマス資源の有効活用 1-3 省エネルギーの推進 1-4 脱炭素型の地域づくりの推進 1-5 森林による CO ₂ 吸収の促進 1-6 気候変動への適応	
	基本目標 2 循環型社会の実現	2-1 4 Rの推進 2-2 廃棄物の適正処理 2-3 プラスチックスマートの推進	
	基本目標 3 豊かな自然環境の保全 □長野市生物多様性地域戦略	3-1 生物多様性の確保 3-2 森林・農地の保全と活用 3-3 身近な緑の保全と創出 3-4 良好な水辺の保全と創出	
	基本目標 4 良好で快適な環境の保全と創造	4-1 環境汚染対策 4-2 身近な生活環境の保全 4-3 美しいまちなみの保全と創出	
	基本目標 5 協働と学びの推進	5-1 協働の推進 5-2 学びの推進	

■施策テーマ 4-3 美しいまちなみの保全と創出

長野市には、善光寺周辺、戸隠神社中社・宝光社周辺及び松代城下町周辺など、歴史あるまちなみに代表されるように、良好な景観を維持したまちなみがあります。

市民が快適に生活するため、まちなみの保全と創出に努めます。



【長野市戸隠伝統的建造物群保存地区】

(7) 長野市中心市街地活性化プラン（平成 29 年（2017）10 月策定）

第二期長野市中心市街地活性化基本計画（平成 24 年（2012）3 月策定、計画

期間は、平成 24 年（2012）度から平成 28 年（2016）度まで）を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、長野市中心市街地活性化プランを策定した。

計画期間

平成 29 年（2017）10 月から令和 7 年（2025）3 月まで

基本的な方針、目標、目標指標等

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)
まちなか観光 の推進	目標 1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量（人/日）	27150	26000
まちなか居住 の推進	目標 2 住みたくな るまち	総人口に対する中心市街地 の人口比率（%）	2.47	2.65
まちなか回遊 の推進	目標 3 巡りたく なるまち	中心市街地（6 地点）の歩行 者・自転車通行量（人/日）	112504	108000
		中央通り及び権堂アーケ ード沿い 1 階部分の空き店舗 数（件）	21	21
まちなか交流 の推進	目標 4 交わりたく なるまち	もんぜんぷら座及び生涯学 習センター並びに権堂イー ストッププラザ市民交流セン ターの利用者数（人/年）	560735	550000

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を引き続き図るための方針を以下に整理する。

（1）歴史的建造物等の保存に関する方針

本市の歴史的風致の核となる建造物のうち、重要文化財や史跡、県または市の指定文化財で、既に必要な措置が講じられているものは、引き続き、文化財保護法、県や市の条例等に基づき適切に保存、活用を図る。

県または市の指定文化財で適切に保存されていない建造物や、未指定の建造物で歴史的風致の核となる建造物については、歴史的風致形成建造物への指定により、国等の支援を活用し修理等への支援を行うことで、歴史的価値の高い建造物等の滅失を防止し、保存、継承に継続して取り組む。

また、空き家となった歴史的建造物の滅失等を防ぐために、地域のまちづく

り団体等と連携しながら建造物の活用を検討する。

（２）地域に残る伝統と生業の継承に関する方針

伝統的な祭礼、行事や芸能などの継承は、その活動の意味や重要性、地域との歴史的なつながりといった文化的価値の継承に加え、地域活性化やコミュニティ維持、観光振興にもつながることから、引き続き、活動を披露する機会を設けるとともに、伝統的な祭礼等を継承する団体への支援に取り組む。また、若い世代と接点を持てるよう幅広い情報発信などにより、伝統的な祭礼に親しむ機会や参加できる機会を創出し、担い手や継承者の育成につなげる。

歴史的建造物の価値を損なうことなく歴史的なまちなみや景観を後世に伝えていくため、歴史的建造物の適切な修理、修復をとおして伝統的な技術の継承を図る。さらに、歴史的風致の一片を形成する地域に伝わる屋根材の茅、食材や工芸品などについても、歴史的風致の維持及び向上を図る中で、伝統的な技術や材を活かす場を創出することで生業の継承につなげる。

（３）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する方針

歴史的なまちなみや景観を保全していくために、条例や景観計画などによる建築物や屋外広告物の規制、誘導により、周囲に調和した魅力あるまちなみとなるよう長期的な視点で取り組む。

また、歴史的まちなみの周辺環境を向上させるため、電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、自動車交通の抑制について検討するほか、良好な景観形成を行うことを目的に組織された地域の協議会等を支援する。

引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら、歴史的建造物と一体となった地域固有の歴史や文化が感じられる良好な景観形成と歩いて楽しめる環境の整備に取り組む。

（４）歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する方針

将来にわたって歴史的風致を継承できるよう、長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にあるストーリーなどの価値や魅力の認識を高めることで、多くの方に歴史的風致を訪れてもらい、参加してもらうことは、地域住民が歴史的風致を再認識することになり、地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつながる。

市民や来訪者の歴史的風致への認知度の向上や周遊の促進を図るために、歴

史的風致を観光資源として積極的に活用した情報発信に取り組み、所有者をはじめ、地域住民や関係団体、県、大学等と連携し、周遊ルートの構築、案内説明情報のデジタル化などを進めるとともに、効果的な情報発信の手法や体制を整え、観光振興と地域活性化につなげる。

(5) 歴史文化の調査研究に関する方針

歴史的風致の維持及び向上には、それを構成する歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、所有者や地域住民の協力の下、価値付け、保存及び継承の問題点、その対策等を明らかにするための詳細な調査研究が欠かせない。

地域固有の歴史的風致の維持及び向上に向け、文化財保存活用地域計画と連携を取りながら、文化財や歴史的建造物、伝統的な祭礼等の調査を継続的に実施し、本市の多様な文化を把握したうえで総合的に保存、活用していく。

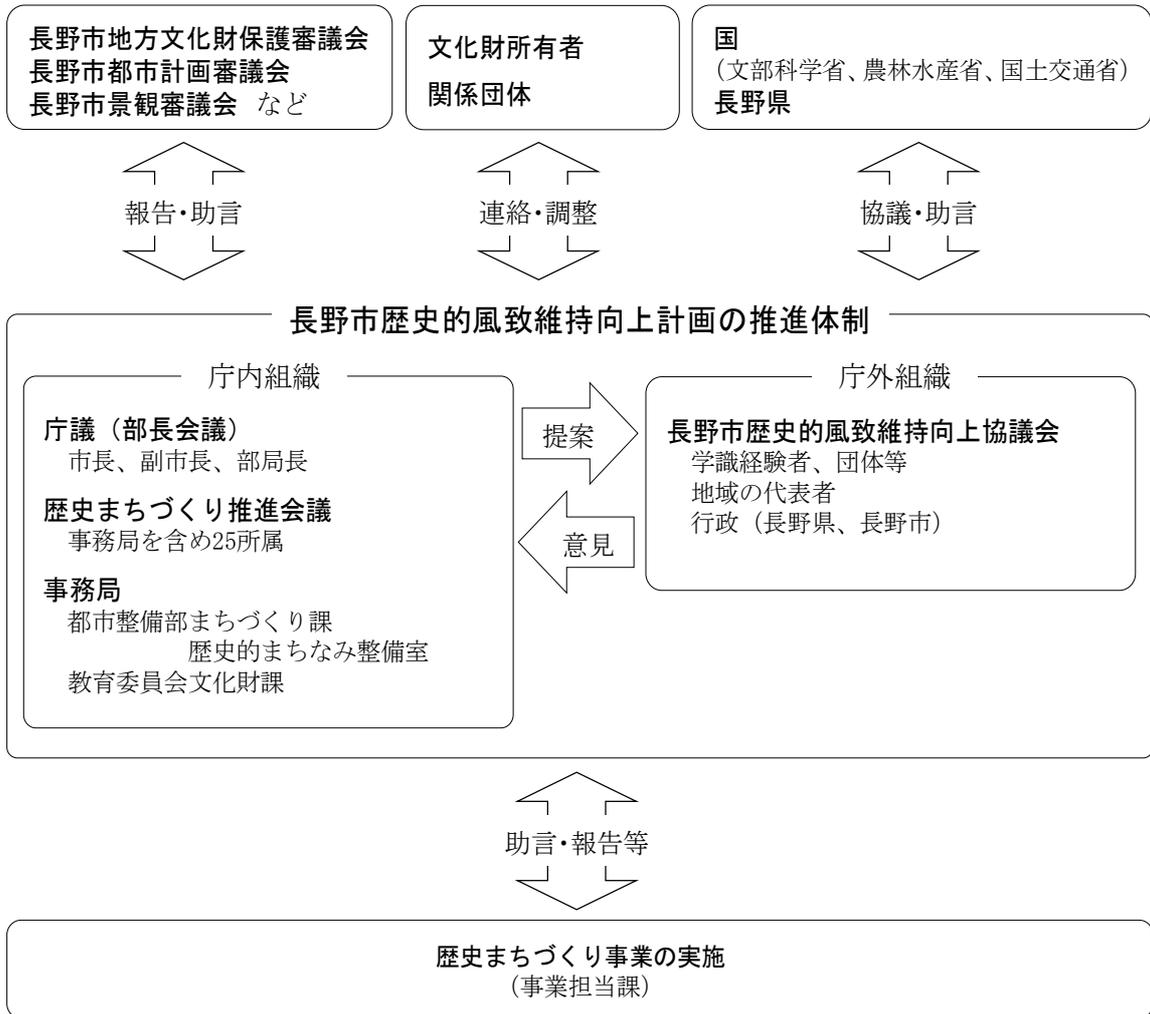
4 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本市における歴史的風致の維持及び向上のためには、所有者や管理者、市民等の理解と協力が不可欠であり、協働して取り組む。

本計画の推進に当たっては、都市整備部まちづくり課歴史的まちなみ整備室と教育委員会事務局文化財課が事務局となる庁内推進会議を設置し、関係課と連携調整を行う。また、歴史まちづくり法第 11 条に基づく長野市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。

必要に応じ、国や県のほか、文化財保護、都市計画や景観などに関する附属機関から助言等を得るとともに、文化財や歴史的建造物の所有者などと連絡、調整を行う。

長野市歴史的風致維持向上計画の推進体制



第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、信仰の中心であった寺社、統治の象徴となる城を中心とした地域のほか、物資や人の行き交う街道に沿って発展した地域において形成されている。

国宝善光寺本堂を中心とする善光寺地区は、仲見世、宿坊、町家等の歴史的建造物が多く残る。また、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳や毎年行われる弥栄神社の御祭礼など、伝統的祭礼が途絶えることなく受け継がれており、歴史的建造物と一体となった歴史的風致が形成されている。

伝統的建造物群保存地区を中心とする戸隠地区は、古くから篤い信仰を集めた戸隠神社や中社及び宝光社の門前に発展した茅葺屋根の宿坊など、歴史的建造物が多く残る。また、式年大祭や年間をとおして行われる行事をはじめ、竹細工、そばの食文化、茅場などが受け継がれており、歴史的建造物と伝統的営みが一体となり特色ある歴史的風致をみることができる。

真田十万石の城下町と北国街道松代道^{みち}を中心とする松代地区は、城下町の歴史的建造物や泉水路と呼ばれる特長的な水路網が残る歴史的市街地において、祇園祭などの伝統的祭礼が継承されている。また、松代城下町から北国街道松代道^{みち}でつながる川田宿には、歴史的建造物が残り、伝統的な祭礼が途絶えることなく伝えられている。さらに、城下町の東方の山地にひろがる大室古墳群をはじめ特長的な古墳群は、長きにわたる地域住民の保存活動に支えられ特色ある歴史的風致を今に伝えている。

重要文化財の白鬚神社本殿をはじめ、文化財指定を受けた神社を中心とする鬼無里地区は、点在する集落ごとに伝統的な祭礼が継承されており、豊かな自然環境の中で良好な歴史的風致をみることができる。

このように本市の歴史的風致は、歴史的建造物や暮らしの中に脈々と受け継がれてきた活動の歴史的資産が重なり合い形成されている。

以下に、本計画の第2章で示した歴史的風致とその分布を示す。

(2) 重点区域の位置

本計画の重点区域は、国指定文化財を中心に、その他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の

活動が展開され、それらが一体となって本市の歴史的風情を醸し出す良好な環境を形成しているとともに、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持及び発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

本市には、善光寺周辺をはじめ、戸隠、松代、若穂川田、鬼無里といった複数の地域に歴史的建造物と伝統的祭礼などの活動が一体となった歴史的風致をみることができる。

第一期の計画において、善光寺周辺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区を重点区域に指定し、歴史的建造物の修理、修景への支援など歴史的建造物の保全、道路美装化や電柱電線類地中化など歴史的まちなみの保全、伝統的な祭礼や芸能の活動支援など伝統文化の継承の取り組みを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ってきた。

しかし、人口減少や少子高齢化、世代交代の進展により、祭礼の担い手不足、活動を支える組織の縮小、歴史的建造物の滅失が進み、歴史や伝統の継承が危ぶまれる。

そこで、多様な施策の着実な推進により伝統的建造物や祭礼等の保存や継承、観光振興、地域活性化につなげられるよう、核となる歴史的建造物を整理の上、善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区の4地区を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的に行っていく。

なお、本計画の推進により、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、必要が生じた場合などは、重点区域の見直しや追加を行う。

(3) 重点区域の区域

ア 善光寺地区

国宝の善光寺本堂及び重要文化財の善光寺三門、経蔵がある歴史的市街地を中心に、善光寺三社（湯福神社、妻科神社、武井神社）、善光寺七社（美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社）をはじめとした神社仏閣、北国街道や戸隠古道沿いに町家建築など歴史的建造物が残るとともに、善光寺御開帳や弥栄神社の御祭礼などの伝統的営みが受け継がれ、これらが一体となって良好な市街地を形成している地域を設定する。

善光寺や関連寺社は、善光寺のすぐ北側から西側にかけて長野盆地の外縁にあたる山々から南東に向かう緩やかな扇状地に位置している。区域の設定

に当たり、後背に位置する山々は、景観を形成する上で重要な要素であるため、善光寺後背の山々を重点区域に含める。なお、善光寺周辺からその後背の山々にかけて、都市計画の風致地区や景観法の景観計画によって景観の保護がとられていることから、これらの規制区域を包含するように重点区域を設定する。

重点区域の境界については、字界や都市計画、その他の規制区域を基本とし、長野駅に近く都市化が著しい地域では、字界に限らず歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界を設定する。

イ 戸隠地区

西方の戸隠連峰、東方の怪無山、飯縄山に囲まれた自然環境豊かな地域に、戸隠神社を構成する戸隠五社（奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社）や宿坊をはじめとした歴史的建造物が集積し、伝統的祭礼や工芸、食文化が受け継がれている。戸隠地区は、戸隠五社や伝統的建造物群保存地区に指定された中社及び宝光社門前の歴史的まちなみを中心に、その周囲に点在する戸隠神社関連の歴史的建造物を含むように重点区域を設定する。

戸隠神社本殿をはじめ、歴史的建造物の周囲に広がる緑深い社叢は、独特の景観を今に伝えていることから、歴史的建造物の周囲に広がる豊かな山林を一定程度含むように区域を設定し、尾根や谷などの自然地形に基づいて区画された林班界、または、林班界を細分化した小班界をもって境界とする。

また、善光寺から飯縄山の裾野を通り戸隠へ向かう戸隠古道沿いに、歴史的建造物と人々の活動がみられることから、古道及び古道に面する敷地一帯の景観を保全するため、古道及び古道沿いの歴史的建造物の敷地を重点区域に設定する。

戸隠古道の範囲は、^{はらいざわ} 祓沢の道標から宝光社までの位置が不明であるものの、古道とほぼ平行して通る戸隠バードライン（県道戸隠高原浅川線）を基準とし、大座法師池から戸隠までの区間の戸隠バードラインの南側 100m の位置に国立公園の規制区域が設定されていることから戸隠バードラインの道路中心線から両側 100m を境界とする。

ウ 松代地区

長野市南部の松代地域は、北を千曲川、南を急峻な山々に囲まれた範囲に集落が形成されている。史跡松代城跡から南方に広がる城下町には、藩校である旧文武学校（史跡）や旧横田家住宅（重要文化財）等の武家屋敷、真田

家の菩提寺の長国寺（松代藩主真田家墓所（史跡））など多くの歴史的建造物が残るとともに、祇園祭をはじめ様々な伝統的な祭礼や行事が行われている。

松代城下町を流れる水系は、各戸の泉水（池）と泉水を結び、松代城跡の堀につながる特長的な水路形態が残る。庭園の泉水は、鑑賞用以外にも、食器の洗浄や洗面など日々の暮らしに密着した生活用水としても利用されていたため、地域住民が主体となり河川愛護活動が行われている。

また、松代城下町と北国街道松代道でつながる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや秋葉社、本陣等の建造物が残り、伝統的営みと一体となった歴史的風致がみられる。

さらに、松代城下町の東部の山地には、東日本最大級の積石塚古墳群である史跡大室古墳群がある。地域住民の熱心な保存活動により約 500 基の古墳が現存し、地域住民の主体的な保護や活用の活動が行われている。

このように千曲川とその南方に連なる山々の間には、江戸時代に形成された松代城下町を中心に、北国街道松代道で結ばれ特長的な宿場景観を有する川田宿、また、松代城下町の東部の山地に広がる大室古墳群など、異なる特長をもつ歴史的風致をみることができる。また、それぞれの歴史的風致は、千曲川流域の平地とその南方に連なる山々に囲まれた区域に一体的に展開していることから、松代城下町から川田宿までの範囲を重点区域に設定する。

松代城下町における重点区域は、武家屋敷や町屋などの歴史的建造物に加え、南側の山々から流れる泉水路や、歴史的建造物における庭園の借景となる山々が、歴史的風致を構成する重要な要素となっていることから、武家地、町人地の区域だけでなく、特徴的な山容を備える皆神山や周辺山々の裾野を含めた範囲とする。

松代城下町の南側については、山々から広がる裾野一体を広くおさえた字界、もしくは、歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界とする。松代城下町の北側については、千曲川まで松代地域の字界が広がるが、上信越自動車道や堤防によって、景観のまとまりがみられないため、上信越自動車道や堤防等の道路などをもって境界とする。大室古墳群周辺については、北側は道路などを、南側は字界をもって境界とする。若穂川田地域については、河川や道路などの公共物をもって境界とする。

エ 鬼無里地区

本市の北西部に位置する鬼無里地域には、西から東へ流れて犀川に合流す

る裾花川の流域と北東から南西に向かって裾花川へと合流する小川の流域に、重要文化財の白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社など神社を中心とした集落が点在し、茅葺屋根に鉄板を被せた民家、古い道筋や石造物が、周囲の自然環境とともに独特の集落景観を生み出し、良好な歴史的風致をみることができる。

白髯神社では、明治時代以前から春と秋に祭礼が行われ、文化財と周囲の自然環境が一体となった歴史的風致が残されている。その他の地域においても、歴史と伝統を反映した人々の活動が行われており、鬼無里神社の春祭りでは、安政4年（1857）制作の屋台が、交通の要路であった歴史的町屋の中を巡行する。また、諏訪神社では、明治17年（1884）にはじまった御柱祭が継続して挙行され、山あいの小川沿いに点在する茅葺集落の中を御柱が里曳きされる。

重点区域は、山々の間を流れる裾花川と小川の流域に点在する独特の集落景観のうち、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社を含む範囲とし、特長ある集落全体を包含できるよう集落に近接する林野地を含める。境界は、林班界もしくは、小班界注を用いる。

（４）重点区域の名称、面積

名称	面積
善光寺地区	〇 h a
戸隠地区	〇 h a
松代地区	2358 h a
鬼無里地区	740 h a

２ 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的かつ一体的に推進することで、歴史的な建造物やまちなみの保存、活用とその周辺環境の整備が進展し、地域の個性や魅力が向上することになり、本市の歴史や伝統、文化が広く再認識される。また、地域住民の地域への自信や誇りが醸成され地域コミュニティの維持や活性化、活動機会の増大をとおして先人が培ってきた伝統的な祭礼や芸能、行事、技術、工芸品などの保存、継承、発展にもつながる。

さらに、地域の個性や魅力の向上は、地域資源を活用した観光振興にもつながる。地域の個性や魅力の広範な発信により、来訪機会と滞在時間の増加、多

くの人々と交流を深めることで関係人口の増加をとおして、観光関連のほか他業種へも波及し、経済活動の活発化などの効果も期待できる。

重点区域のこのような効果が発揮されることにより、本市全体の歴史、文化を生かしたまちづくり推進への波及も期待できる。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画の指定のほか、景観計画、景観条例、屋外広告物条例、などに基づいて良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取り組みは、これらと相互に連携を図りながら推進する。

(1) 長野市都市計画マスタープラン

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域 83481 h a のうち 20161 h a を長野都市計画区域に定めている。長野都市計画区域は、市街化区域 (5948 h a) と市街化調整区域 (14213 h a) に分けられ、市域全体の 24.1% の面積にあたる。また、非線引き地域として飯綱高原都市計画区域として 1380 h a (市域全体の 1.7%) を定めている。

本計画の重点区域との関係でみると、善光寺地区、戸隠地区は、善光寺周辺と飯綱高原の一部が都市計画区域内に位置し、松代地区は、ほぼ全域が都市計画区域内に位置する。鬼無里地区に都市計画区域の設定はない。

ア 用途地域

重点区域の善光寺地区は、善光寺周辺が長野都市計画区域内にある。本市の中心市街地が位置していることから、都市計画の用途も商業地域に指定され、その大部分が防火地域や準防火地域に指定されている。善光寺に近づくにつれ歴史的市街地が広がり、都市計画の用途も商業系から住居系となる。

戸隠地区は、戸隠古道沿いの大座法師池周辺が飯綱高原都市計画区域内に含まれる。

松代地区の大部分は、長野都市計画区域内に位置している。歴史的まちなみと都市機能が集積する松代城下町周辺は、市街化区域に指定され、中心部の一部を商業地域に定め都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系を指定し、歴史的まちなみの保全に努めている。また、川田宿をはじめ、歴史的まちなみが残る北国街道松代道の沿道に広がる平坦な田園風景、南方の山々が特徴的である松代城下町周辺以外は、市街化調整区域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。

イ 風致地区

風致地区は、重点区域の善光寺地区において、善光寺周辺（第2種）とその後背地である大峰山（第1種、第2種）が指定されている。善光寺周辺は、都市内であるが、樹林地や水辺地等の自然環境が豊富であり、善光寺門前の仲見世や宿坊の歴史的建造物があることから、風致地区の指定により、建築物や工作物の建築等、または宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境の維持に努めている。本計画では、善光寺後背地の風致地区のすべてを重点区域に含めている。

（2）長野市景観計画

本市では、市民が快適で文化的な生活環境のもとに地域への愛着と誇りをもって生活し、長野市を訪れる人に、来てよかった、また来てみたいと思っただけの魅力的な「選ばれる都市ながの」をつくるため、平成19年（2007）に長野市景観計画を策定した（平成22年（2010）10月、平成24年（2012）2月及び平成30年（2018）10月改定）。

本市は、人口の9割以上が居住する市街地や郊外地を長野都市計画区域（市域全体の24.1%）としているものの、大半の市域（75.9%：このうち1.7%は飯綱高原都市計画区域）は、都市計画区域が定められていない地域で、豊かな自然に囲まれた中山間地域が周囲に広がっている。

このため、景観計画では、市街地と周辺の山地が一体となった景観形成を進めるために市全域を景観計画の対象区域とし、商業・業務地、沿道等複合市街地、工業地、郊外地、山地の6地域に区分し地域に応じた景観形成基準及び、届出対象となる周辺景観に影響がある大規模行為を定めている。

ア 地域区分

地域区分		
市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域 準工業地域・準住居地域
	工業地	工業地域・工業専用地域
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域
郊外地		市街化調整区域として定められた地域
山地		上記に掲げる地域を除く地域

イ 届出対象行為

行為の種類			届出を要する規模
建築物	新築・増築・改築・移転		高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観変更（色彩変更を含む）		上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が500㎡を超えるもの
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更 （色彩変更 を含む）	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ13mを超えるもの
		装飾塔・記念塔類 等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
		プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設 等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さ20mを超えるもの
		太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設 等	高さ13m又は太陽光発電パネル面積（モジュール面積）が500㎡を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更			面積が3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの
土石の採取・鉱物の掘採			
屋外における再生資源の堆積			堆積の高さが3m又はその用に供される面積が1,000㎡を超えるもの

※建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが13m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。

ウ 特色ある景観形成を特に推進する地区

本市には、歴史的、文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られている地区、まちの玄関口である地区、身近な市民生活のなかに個性ある景観を有している地区等、特色ある景観がみられる。景観計画では、善

光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、信州新町久米路峡地区、中条御山里地区の6地区を特色ある景観形成を特に推進する地区に指定している。以下に、重点区域に係る地区を示す。

(ア) 善光寺周辺地区

重点区域の善光寺地区のうち善光寺の門前に景観計画の重点地区である大門町南景観計画推進地区を定めている。この地区の土蔵造を中心とした歴史的まちなみを残し、善光寺後背地の眺望景観を保全するために、大門町南地区景観形成方針に基づき、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、都市計画で風致地区または第一種低層住居専用地域に指定されていない地域について、15mの高さ制限を設けている。

a 大門町南景観計画推進地区景観形成方針

- ・江戸時代、明治時代、大正時代にかけて建築された和風の商家や洋館などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されている街並みを活かすように沿道建物の意匠を整備する。
- ・品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。
- ・地区住民主導の景観形成体制を確立する。

b 大門町南景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種別・事項		内 容	
建築物	形態意匠の制限	屋根形態	切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根勾配は大門町の街並み景観に調和したものとする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
		外壁、窓、軒裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとする。素材は漆喰などを利用する。
			窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシュとして、格子を取り付けるか格子戸とする。
			店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。
			日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。
			配管類や室外機などは沿道から見えないように工夫する。
			道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。
			シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用いる。
	建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり張紙をしたりしない。		
	色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすること。	
屋根の色は、黒、灰とすること。			
太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。		
	太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。		
	太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えないよう工夫すること。		
	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。		
高さの制限	新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。		
	新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。		
	新築または増改築の場合、道路境界線から10メートル以内の建築物の形態は、その部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。		

行為の種別・事項		内 容
建築物	配置	車庫の位置 車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。
	道路からの距離	住宅の場合、できるだけ後退し、植栽スペースをとること。商店の場合、規定しない。
	外構	店先や空地部分は緑化又は花木を飾る。
		路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。 自動販売機は設置しない。
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

(イ) 松代地区

松代城下町の中心部は、武家屋敷、神社仏閣、町家、泉水路などの景観資源が豊富に残る。景観計画では、この歴史的まちなみを生かし、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備、改善を図るために、景観計画の重点地区として松代町景観計画推進地区を定めている。

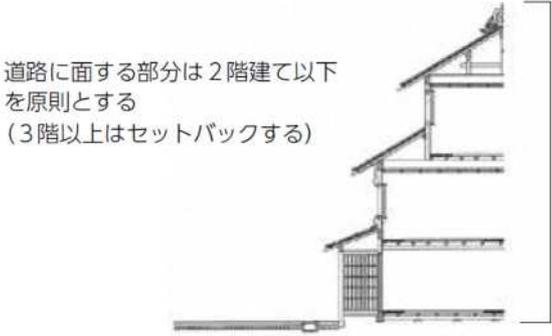
この地区は、主に都市計画の用途地域で、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に定められている。地域の特性に応じたまちなみを形成していくために、建築物等のデザインや色彩のほか、一定の高さ制限を設けている。

a 松代町景観計画推進地区の景観形成方針

「ゆったりと歴史ときの流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、鈎かぎ曲り、泉水路、寺院神社など特徴のある景観資源を活かした歴史的街並みを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

b 松代町景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種別・事項		内 容
建築物	高さの制限	<p>周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。</p> <p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。</p> <p>最高の高さを12メートル以下とする。ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。</p>
		 <p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする (3階以上はセットバックする)</p> <p>12m</p>
工作物	電気供給・通信施設	<p>最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。</p>
その他の行為		景観形成基準のとおり。

(ウ) 戸隠地区

景観計画の重点地区に戸隠地区については、具体的な範囲や内容を定めていないが、文化財保護法や自然公園法、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例などにより景観の保全を図っている。

(3) 長野市屋外広告物条例

長野市屋外広告物条例は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に優れた郷土の景観保全と活気にあふれる景観の育成を目的とする。屋外広告物法の改正に伴い、平成18年(2006)4月1日に条例を全面改正した。

規制地域は、主に都市計画の用途地域に基づき第1種から第4種まで定めており、屋外広告物を設置する際に設置地区の規制区分及び屋外広告物の表示面積に応じて許可が必要となる。また、歴史的な景観を有する地区等で、きめ細やかな景観の規制、誘導を図ることができるよう特別地区制度を設けている。

規制区分

条例による規制区分	用途地域	非自己用広告物	自己用広告物の設置	1敷地内の総表示面積
第1種規制地域	保安林（自然公園（特別地域）、自然環境保全地域を除く）、都市公園	禁止	10㎡以下	10㎡以下
第2種規制地域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、風致地区	禁止	10㎡以下	10㎡以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数×10㎡以下）
展望規制	高速自動車道・新幹線・指定された幹線道路沿い（全て商工業系地域を除く）			
第3種規制地域	市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域	許可が必要	敷地全体で、15㎡超の場合は許可が必要	200㎡以下
第4種規制地域	準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	許可が必要	敷地全体で、25㎡超の場合は許可が必要	400㎡以下

ア 善光寺地区周辺

重点区域のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設定し、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。善光寺周辺の一部やその後背地は、都市計画の風致地区と連動して、第2種規制地域として厳しい規制を設定し、景観にそぐわない屋外広告物の抑制に一定の効果がある。

善光寺門前の歴史的市街地のうち、都市計画で商業地域に指定されている区域は、比較的規制の緩い第4種規制地域を設定している。

イ 戸隠地区周辺

戸隠地区においては、広範囲に妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区が指定されており、屋外広告物の掲出についても一定の規制が設けられている。

また、善光寺から大座法師池に至る戸隠古道とほぼ平行に走る戸隠バードライン周辺は、都市計画区域外であるものの、飯縄山の裾野の高原地帯に農村景観が広がっていることから、道路の両側500mに第2種規制地域を設け景観の保護を図っている。

長野市屋外広告物条例では、国立公園に指定されていない一部の地域に第2種規制地域（展望規制）を設けている。

ウ 松代地区周辺

重点区域内のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設け松代城下町や北国街道松代道の歴史的景観を生かし、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。

エ 鬼無里地区周辺

長野市屋外広告物条例では、保安林に指定されている部分を第1種規制地域に指定し、緑深い山々に囲まれた豊かな自然景観の保全に努めている。

(4) 妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区

妙高戸隠連山国立公園は、平成27年(2015)3月27日に上信越高原国立公園から新潟県(糸魚川市、妙高市)と長野県(長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、同飯綱町)にまたがる区域が分離独立した国立公園である。このうち、長野市北西部に位置する戸隠地域の10204haが、戸隠管理計画区に指定されている。

この地域は、妙高火山群、戸隠連峰及び雨飾山の裾野一帯の標高700mから2000mを超える山岳地域並びにそれらの裾野に広がる高原地帯である。日本海側気候区と太平洋側気候区の境界部分に当たることから、多様な動植物相を形成している。また、山岳信仰の門前町として栄えた戸隠中社、宝光社地区等、独特な集落景観を有した地域でもある。

妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区内では、これらの風致景観を保全していくために、特別保護地区、第1種から第3種の特別地域を設けており、地域内の各種行為について国の許可が必要となる。

(5) 長野市農業振興地域整備計画

本市は、国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年(1974)に長野農業振興地域整備計画を策定し、町村合併による市域拡大や、社会情勢の変化により見直しを行い、直近では平成27年(2015)12月に総合的な見直しを行った。

行政区域83481haのうち、約50%の43536haを農業振興地域に指定しており、このうち農用地区域が8513haとなっている。

今後も安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興に図るべき地域を明確にし、秩序ある土地利用を図る。

(6) 長野市伝統環境保存条例

松代城下町の歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存し、次世代の市民に継承することを目的に、昭和58年(1983)3月に長野市伝統環境保存条例を制定した。

松代町四町（表柴町、代官町、馬場町、竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、区域内の保存に関する保存計画を策定している。伝統環境保存区域の全域が、重点区域の松代地区に含まれる。城下町の良い景観形成を図るため、保存区域内で建築物（主屋、土蔵、門、塀など）、庭園その他の工作物の新築、増改築などの場合は、市へ届出が必要となる。

（7）長野市伝統的建造物群保存地区保存条例

本市の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成 28 年（2016）4 月に長野市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。

平成 28 年（2016）8 月に条例に基づき戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成 29 年（2017）2 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した当該地区の保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物とともに、生垣や庭園、水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合は、事前に教育委員会の許可が必要となる。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 長野市全体に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の方針

文化財は、長い歴史の中で育まれてきた地域の貴重な財産であり、地域に住む人々に精神的な豊かさや自信、誇りを与えるものである。本市には、国指定等で190件、県指定で58件、市指定等で300件の有形、無形の文化財548件が所在し、これら以外に地域に根差し受け継がれてきた未指定の文化財が見られる。広範な市域全体にわたり分布し、古墳時代から中世、近世、近代を経て現代に至る数多くの文化財は、本市の自然、地形、暮らしを反映し、人々の生活や生業と密接に関わって継承され、本市の歴史や文化を理解する上で重要な要素となっている。

近年、人口減少や少子高齢化、世代交代の進展を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などが困難になりつつある。

指定文化財については、これまで文化財保護法や長野県文化財保護条例、長野市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存や管理、継承への指導、助言のほか、建造物の保存、修理への支援などを行っており、引き続き、適切な保存や管理等の措置を行う。また、未指定の文化財については、調査、研究によりその価値を適切に判断し、文化財の指定、登録制度を活用し、保存や活用に向けた取り組みを行っていく。

本市の文化財を後世に伝えていくため、現在、策定を進める長野市文化財保存活用計画と連携をとり、個々の文化財の保存に加え、文化財の置かれている自然環境や文化財を支える人々の活動など周辺環境と一体となった文化財の保存、活用を図り、地域の活性化や課題解決など、文化財を生かした地域づくりにつなげていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）に当たっては、経年変化による劣化状況を適切に把握し日常的な維持管理における予防措置が重要であるため、所有者等による日常点検と適切な維持管理により損傷の早期発見に努めるとともに、適切な助言により所有者等の意識向上を図る。

また、修理に際し、文化財の持つ価値を損なうことなく適切に行う必要があることから、過去の改変履歴や調査記録等の活用を図るとともに、専門の

有識者の指導、助言や専門家等と連携の下、歴史の真正性を保つよう詳細な調査を実施の上で修理に必要な措置を講じる。

指定文化財の修理については、文化財保護法や長野県及び本市の文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて国や県に指導を仰ぎながら、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定文化財については、所有者等と協議しながら、また、関係機関や専門家と連携して実施する。

その際、修理（整備）に要する所有者等の負担軽減を考慮し、文化財の修理や整備等に関わる支援制度を活用する。

（３）文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針

本市は、市立博物館を中心として地域の文化財を保存、活用する取り組みを進めてきた。文化財の保存、活用に関係する主な市有施設の概要は以下のとおりである。

長野市立博物館

長野市立博物館は、長野盆地を中心とする地域の自然と人とのかかわりを研究、展示している。博物館は、天体観測室やプラネタリウムが設置されており、自然科学の情報発信拠点としても機能している。また、埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や貴重な考古学資料を収蔵している。

真田宝物館

真田宝物館は、真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料を収蔵し、生涯学習、観光の拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区に点在する文化財の管理事務所として機能している。

戸隠地質化石博物館

戸隠地質化石博物館は、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を旧 柵しがらみ 小学校校舎に統合し、本市及びその周辺の地質や自然の資料を扱う。フィールドワークを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などを見たり触れたりできる市民参加型の利活用を進めている。

鬼無里ふるさと資料館

鬼無里ふるさと資料館は、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や市指定文化財の屋台や神楽を保存、展示する。鬼無里神社の祭礼では、資料館で展示されている屋台が、現在も使用されており、地域文化の継承施設として機能している。

そのほか、信州新町地区の化石博物館、新町美術館、有島生馬記念館や、善光寺門の門前商家ちよっ蔵おいらい館など、地域の特色に合わせた施設があり、地域の文化財の保存、活用を進めている。

文化財の存在と価値を広く理解することが保存、活用のための第一歩であることから、幅広い世代の市民をはじめ、外国人旅行客など多様な人々に向け文化財を分かりやすく伝えるため、今後もこれらの施設において関係団体と連携し文化財の展示や効果的な情報発信により、文化財への理解と保存、活用の気運の醸成を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、その周辺の自然、道路などの周辺環境や景観及び地域の歴史と一体となりその価値を有するものであることから、文化財の保全だけでなく周辺環境と一体的な保全に取り組む。

文化財を取り巻く周辺環境の変化は、文化財に大きな影響を与える場合があるため、文化財の価値や魅力が損なわれないよう、景観法、都市計画法及び長野県や本市の条例により文化財の周辺環境の保全に取り組む。また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合は、所有者や管理者と協議の上で改善を講じるとともに、長野市景観計画や長野市屋外広告物条例などで規制、誘導を図ることにより、文化財の魅力の向上を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

指定有形文化財（建造物）については、消防法で義務付けられている自動火災報知機や消火器具の設置及び更新を適切に実施する。また、定期的に文化財防火パトロールを実施し、所有者や管理者、消防局、消防団による防火点検や放水訓練などを行い、火災被害の軽減と日常から防災意識の高揚を図る。また、文化財の耐震診断や耐震補強工事、消火設備、避雷針設備等の防災設備設置工事等の推進を図るとともに、維持管理や所有者への日常的な注

意喚起等により防犯対策への意識向上に取り組む。

豪雨や台風などの自然災害については、長野市地域防災計画・水防計画に沿って対応していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

本市のホームページに掲載している文化財データベースの「頭で感じる文化財デジタル図鑑（頭感）」では、文化財情報を指定区分や時代、所在の地区などに分けて検索でき、写真とともに年代や所在地などを閲覧できるとともに、刊行物の検索や閲覧のほか、展示やイベントの情報も掲載している。

また、文化財の修理中の現地説明会、調査報告書の発行や講座等の実施のほか、通常は非公開の文化財を期間限定で公開するなど文化財の情報を発信している。

引き続き、これらの取り組みを継続するとともに、文化財の所有者、地域住民、関係団体と連携して、幅広い人に本市の歴史的風致の支え手となってもらえるよう文化財の存在や魅力を広く周知し文化財の保存及び活用に取り組む。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市では、市内の埋蔵文化財保護に関する業務を担う埋蔵文化財センターが、市内に約 1000 件ある埋蔵文化財包蔵地における記録保存のための発掘調査や史跡整備のための確認調査を実施している。また、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出、通知を受けて文化財保護法に基づく指導を行っている。

埋蔵文化財包蔵地の情報は、文化財デジタル図鑑や長野市行政地図情報（地理情報システム）に掲載しており、随時、埋蔵文化財に関する情報を発信し、発掘調査の実施を含め適切な保護措置を行っている。

今後も、文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成、周知を図るとともに、届出、通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて、事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において、未発見の埋蔵文化財を保護するため、開発事業者と連携して開発の事前把握に努めるとともに、試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時、埋蔵文化財包蔵地の見直しを行う。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

文化財の保存、活用については、主に長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が担任している。

文化財課では、文化財の保存、活用に関する業務全般及び、文化財の所有者や管理者に対する研修や文化財の管理、修理についての指導、助言、経費助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。

また、文化財課の出先機関として、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。埋蔵文化財センターでは、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査のほか、調査箇所付近小学生を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に関する普及公開活動も行っている。

松代文化施設等管理事務所では、真田邸（新御殿跡）や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区内の文化財を管理運営するとともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当施設の管理運営、所蔵する真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。

博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園に所在する総合博物館を拠点として、戸隠、鬼無里、信州新町に分館があり、各施設では、施設の特性を生かした企画展示や講座を開催している。

職員数は、文化財課（埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む）が事務 16 名、学芸員 13 名（民俗 1 名、考古 7 名、歴史 5 名）の計 29 名で、また、博物館は事務 5 名、学芸員 16 名の計 21 名である。

引き続き、文化財課、博物館に加えてまちづくり課や事業担当課等の関係部局と連携、調整を図りながら、文化財の保存、活用に取り組む。

文化財行政に関する諮問機関として、長野市地方文化財保護審議会及び長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。

長野市地方文化財保護審議会は、長野市文化財保護条例に基づき教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議し、教育委員会に答申する。審議会は 7 名で構成され、委員の専門分野は、近世史 2 名、考古 1 名、民俗 1 名、生態 1 名、建築史 1 名、宗教史 1 名である。

また、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき市長及び教育委員会の諮問に応じて保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議し、市長及び教育委員会に答申する。審議会は、建築史などの専門知識を有する者のほか、地域の代表者、国や県の関係機関の代表者の 8 名で構成される。

引き続き、附属機関に意見を伺い、文化財の保存、活用等の施策に反映していく。

(9) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存、活用していくためには、行政だけでなく、地域で文化財の保存や活用に取り組む団体と連携を図ることが重要である。

本市には、地域ごとに文化財の保存、活用に関わる団体が見られる。長野県文化財保護協会長野支部は、市と協働で文化財パトロールや所有者、管理者向けの研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。また、善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、住民主体の取り組みが展開されている。

人口減少や少子高齢化の進展により、組織の維持が困難となってきた中、各種団体の多様な活動の継続と活性化を図るため、引き続き、必要に応じ情報提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用の活動を支援していく。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域のうち善光寺地区には、国宝である善光寺本堂を中心に、善光寺三門及び、善光寺経蔵が重要文化財（建造物）に指定され、登録有形文化財や市指定の建造物が存在する。善光寺周辺は、寺社や宿坊、町屋など歴史的建造物が集積する。また、建造物のほかに、彫刻や絵画などの重要文化財、県や市指定の文化財が数多くある。

戸隠地区には、国選定の長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を中心に、県指定の建造物や市指定の建造物が存在する。

松代地区には、史跡の旧文武学校、松代城跡附新御殿跡、大室古墳群のほか、重要文化財の旧横田家住宅が重要文化財（建造物）に指定され、登録有形文化財彫刻や絵画など多数の文化財が集積している。

鬼無里地区には、白髯神社本殿が重要文化財に指定されているほか、市指定の建造物が多く存在する。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であ

り、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的に保存、活用を図る。文化財の保存、活用に関しては、保存活用計画の策定が有効である。今後は、重点区域内の指定文化財について、保護、劣化、破損が見られる物件を計画的に修理していくため、保存管理計画を策定し、多数の文化財が集積する箇所を中心に計画に基づき適切に保存、管理を行う。長野市戸隠伝統的建造物群保存地区については、保存計画や防災計画に基づき保存、活用を進める。

未指定の文化財については、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針などに則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適切な実施を図る。

また、文化財の保存に必要な日常管理は、所有者や管理者により実施されている。本市では定期的に現地パトロールを実施しており、引き続き文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めるとともに、必要に応じ専門家による現地（現物）確認や指導、助言を得る。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、建築年代や建築様式等の異なる多種多様な存在が、本市の歴史的層性を示し、その歴史的風致を特長付けていることから、文化財の修理、整備に当たっては、文化財本来の価値を維持することを基本として計画、実施する。

また、復元等の整備は、遺構の保護に留意し、類例調査等や史料調査に基づき行う。

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という。）は、文化庁長官の許可が必要となる。現状変更等を伴う可能性がある場合は、文化財の価値を損なわないよう関係機関と事前に十分な協議、検討を行う。また、長野県や本市の指定文化財等について、条例に基づき適切な措置を行う。未指定の文化財等の修理、整備に関しても事前に調査等を実施し、修理、整備により価値が損なわれないよう計画段階から十分に配慮する。

（３）文化財の保存、活用を行うための施設に関する具体的な計画

これまでも市立博物館や文化財課松代文化財管理事務所を中心として、調査成果の報告や歴史資料の展示などを行ってきており、市民の文化財への理解を深め、親しむ機会とするため、これらの取り組みを継続する。

また、真田宝物館をはじめ所蔵資料を展示する施設を適切に管理するとと

もに、本市が所有する埋蔵文化財、歴史資料、民俗資料などをデータベース化し、リファレンス機能の充実を図る。

大室古墳群へ接続する道路が、車のすれ違いも困難な幅員の狭い道路であるため、来訪者の利便性を高め古墳群の活用を図るため、アクセス道路の整備を進める。

重点区域内にある指定や登録文化財の計画的な修理等に取り組む。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

指定文化財は、重点区域内の歴史的風致を形成する核であるが、歴史的風致の構成の中で多くを占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川などの公共施設である。これら未指定建造物等は、核となる文化財に景観上大きな影響を与えることから、文化財の価値や魅力の維持及び向上には、周辺環境の保全に努める必要がある。

引き続き、文化財の周辺環境の保全が図られるよう景観法、都市計画法及び、本市の条例に則り、建造物や屋外広告物の高さ、形態、意匠、色彩などの基準に沿って、文化財の周辺環境に調和するよう誘導や指導、助言を行う。また、所有者等の負担を軽減するため、外観を維持するために必要な修理や修景を助成する。

歴史的風致の維持及び向上を図る整備事業に当たっては、今後も本市の附属機関の意見や助言を得ながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

日頃から、所有者や管理者による予防対策を周知、徹底し、火災や盗難等の発生抑制に努める。

歴史的建造物においては、定期的な消火訓練、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防火設備の設置を促すほか、必要に応じ耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援を行う。重要伝統的建造物群保存地区においては、自主防災組織の活動を支援し、地域住民による防災体制の強化を図る

また、万が一の被災に備え、文化財の記録整備、被災時には被災状況を記録するなど、被災後の復元に有効な資料整備に努める。

防犯対策として、定期的な見回りを行うとともに、公開を行う際は十分な監視体制を確保する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市では、これまで文化財データベースの整備、ホームページの多言語化のほか、文化財の現地説明会や関連する講座の開催などをおして文化財の保存及び活用に関する普及、啓発を行ってきた。引き続き、幅広い世代に文化財の魅力を広く発信していく。

また、地域住民が主体となりガイド活動、講座開催、パンフレット作成など多様な活動が展開されており、地域住民や各種団体と連携しながら、文化財の保存、活用に向けた普及、啓発に取り組む。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

引き続き、周知の埋蔵文化財包蔵地における届出等を徹底するとともに、工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて、事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。また、開発行為に際し、必要に応じて長野県教育委員会の指導や助言を仰ぎながら、関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

(8) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、社寺の祭礼を担う氏子や保存会のほか、ガイド活動や松代地区内の文化財をテーマに情報発信を行うなど地域の文化財を活用して活動する団体が数多くある。

保存会や各種団体の活動が継続し、伝統的な祭礼や行事などが継承できるよう、引き続き、用具の整備や伝承の活動を支援し、文化財の保存、活用に取り組む。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与する寺社や宿坊、宿場などの歴史的建造物や歴史的まちなみを構成する道路空間などである。これらの整備と適切な管理により、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図る。

第1期計画では、道路美装化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や文化財の保存、補修などハード事業のほか、活動団体の支援、祭礼の情報発信などソフト事業を進めたことにより、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等に一定の成果を得ることができた。しかし、祭礼などの担い手不足や歴史的建造物の滅失などにより、地域固有の歴史や文化、伝統、風情あるまちなみといった歴史的風致の維持が困難になりつつある。

そこで、第2期計画では、以下の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に則り事業に取り組む。

- (1) 歴史的建造物等の保存
- (2) 地域に残る伝統と生業の継承
- (3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備
- (4) 歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化
- (5) 歴史文化の調査研究

整備については、市民や来訪者が本市の歴史的風致を身近に感じられるよう、歴史的、文化的な背景、また、そこで行われる活動との関係など、施設や周辺環境の価値を十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関係団体等と協議を適宜行い実施する。また、必要に応じ関係附属機関から意見や助言を得るなど適切な手続きを経る。

管理については、良好な歴史的風致として施設を維持できるよう、必要に応じ地域住民や関係団体の協力を得ながら、施設管理者や関係課等と協議や調整の上、適切に行う。また、必要に応じ所有者等への指導、助言を行う。

以上の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりである。なお、事業の実施に当たっては、国等の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※以下には、方針別に分類して事業名を記載する予定です。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する事業

(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する事業

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業

(4) 歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化に関する事業

(5) 歴史文化の調査研究に関する事業

2 事業

※個々事業の概要を記載する予定です。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定し保存を図る。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定する。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2) 長野県文化財保護条例（昭和50年条例第44号）第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
- (4) 景観法（平成16年法律第110条）第19条第1項に基づく景観重要建造物
- (5) 長野市伝統環境保存条例（昭和58年長野市条例第19号）第6条第2項第1号に基づく伝統環境を構成している建造物等
- (6) その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、善光寺本堂（国宝）の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社建築に加え、屋台巡行が行われる町区の歴史的まちなみが想定される。

これらの建築物以外にも、附属する門や土塀等の工作物並びに一体として位置する神社仏閣の社叢や参道、庭園などについても、歴史的風致の維持及び

向上を図る上で重要なものを指定していく。

4 歴史的風致形成建造物指定一覧

指定 番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的風致 位置

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例などに基づき指定等がされている建造物は、その法令に基づき、その他の建造物は、歴史的風致を形成する特性、価値に基づいて適切に維持、管理を行う。修理に当たっては、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のため積極的に公開、活用を図る。公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を促進する。

2 個別の事項

(1) 県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。

建造物の維持、管理あるいは公開活用のために保存修理する場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づくことを原則とする。また、防災等の必要管理施設を付加する場合は、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用し所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(2) 登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物

外観の維持、保存を基本とする。

本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持、保存を基本とする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用し所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

(3) 県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。

維持、管理及び公開活用のための保存修理、復原等を行う場合は、歴史資

料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とする。防災等の必要管理施設を付加する場合は、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の史跡名勝天然記念物については、補助制度等を活用し所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

3 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1) 登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 登録記念物（名勝地関係）で、文化財保護法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 長野県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県宝で、同条例第 13 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 14 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- (4) 長野県文化財保護条例第 30 条第 1 項に基づく県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第 34 条及び第 13 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 34 条及び第 14 条第 1 項に基づく復旧の届出を行った場合
- (5) 長野市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財で、同条例第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 15 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- (6) 長野市文化財保護条例第 31 条第 1 項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第 35 条及び第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 35 条及び第 15 条第 1 項に基づく復旧の届出を行った場合
- (7) 景観重要建造物で、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- (8) 長野市伝統環境保存条例第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第 7 条第 1 項に基づく行為の届出を行った場合